



**Seminar
on the
Patent Cooperation Treaty (PCT)**

*(administered by the International Bureau of the
World Intellectual Property Organization)*

**Organized by the
Japan Patent Office (JPO)**

**Tokyo, Osaka and Nagoya
Fall 2008**

**SELECTED TOPICS CONCERNING
THE PCT SYSTEM**

PCT 制度に関するトピックス

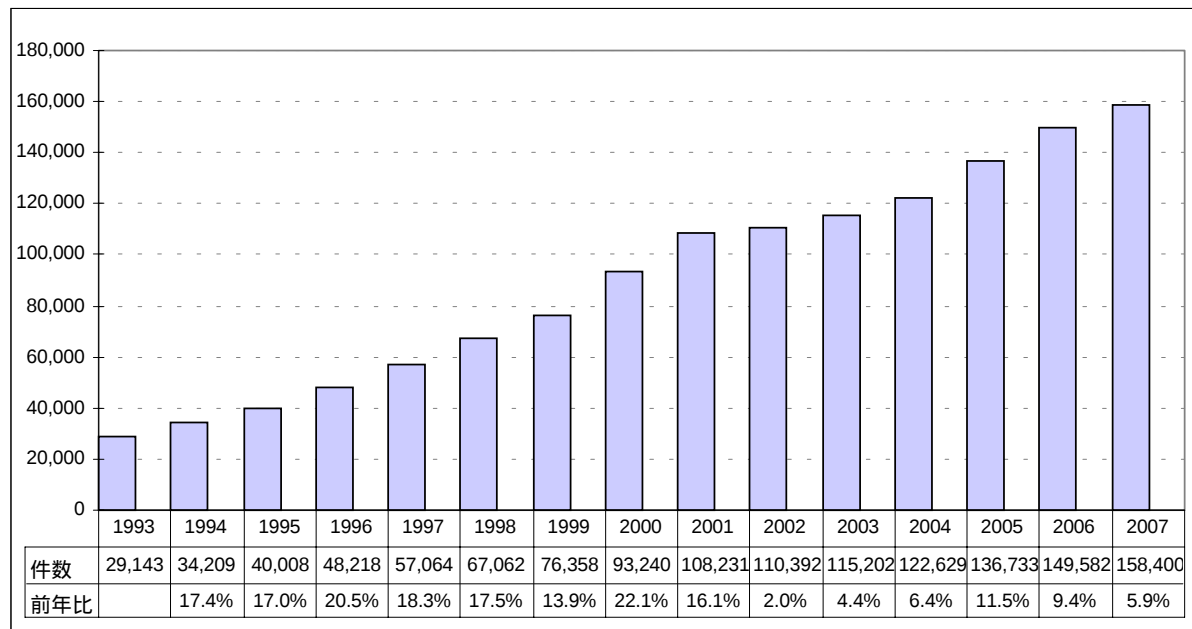
目 次

PCT 出願に関する主なデータ	1
PCT のメリット	3
PCT 締約国	7
PCT の概要	9
PCT 出願の手続	14
PCT に基づく代理人及び共通の代表者	23
受理官庁としての国際事務局	27
国際調査及び国際調査機関の見解書	29
国際事務局の役割	36
国際公開	37
国際予備審査の請求	42
国際予備審査	47
出願人、代理人又は発明者に関する変更の記録	54
PCT における補正	56
国内段階への移行	59
EP 広域段階の要件	66
米国の国内段階の要件	69
PCT-SAFE	72
2007 年 4 月 1 日に発効した PCT 規則改正	75
2008 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則 及び実施細則及び実務面の修正	82
今後の展開	85
PCT に関する情報の取得	87
参考資料	
2007 年 PCT 出願人上位 500	94

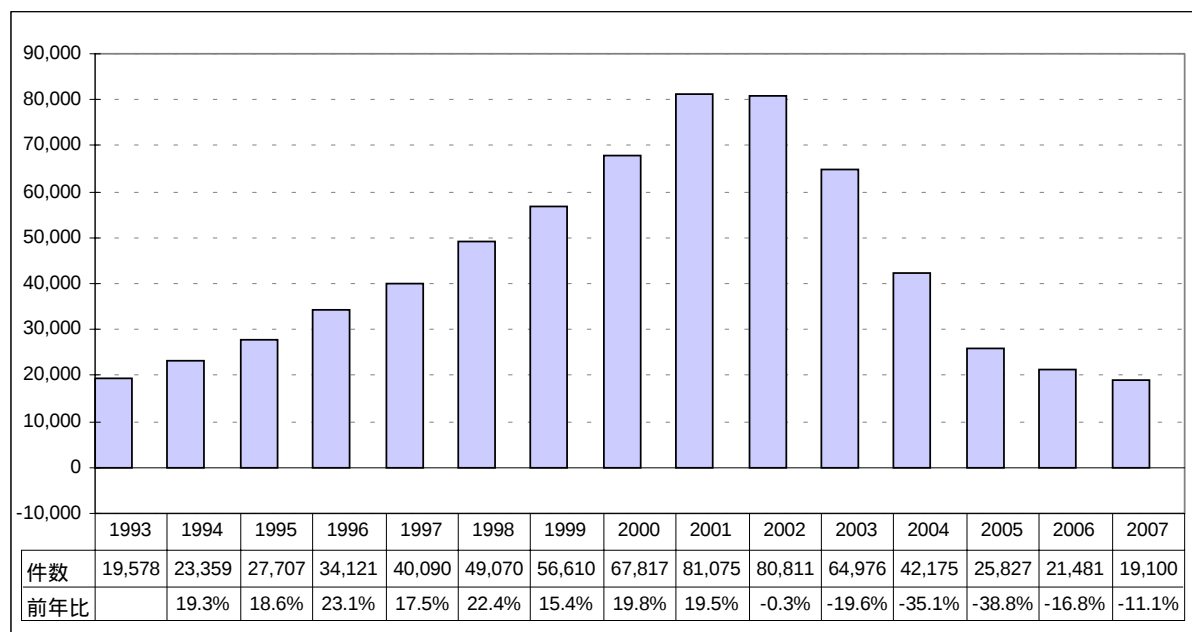
PCT 出願に関する主なデータ

PCT statistics

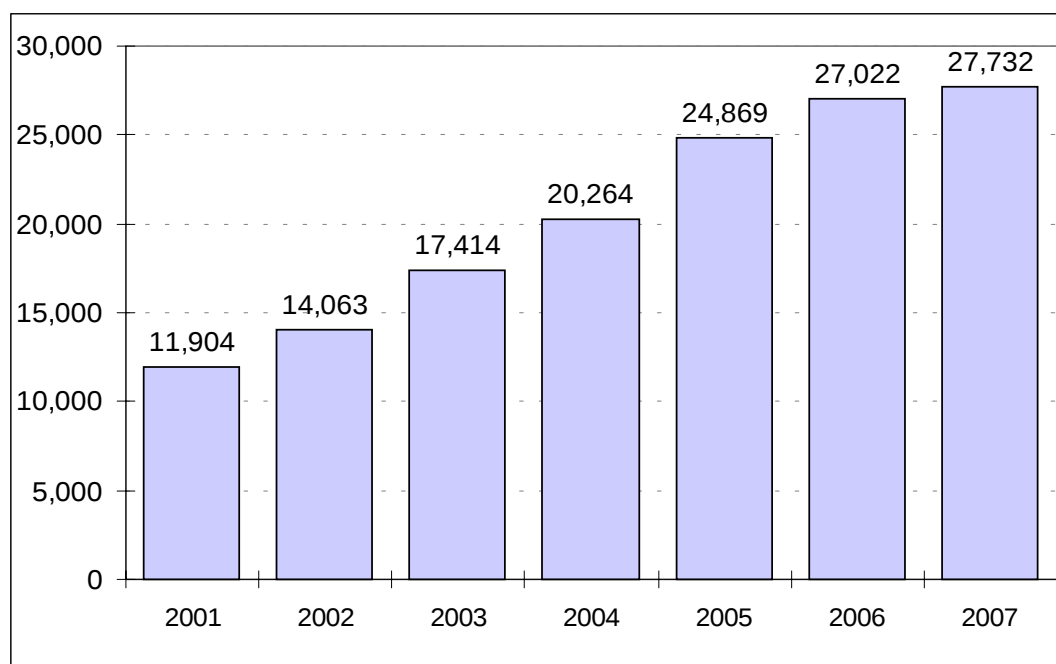
1993 年以降の国際出願件数 国際出願日に基づく件数及び前年比



1992 年以降の国際予備審査請求件数 請求日に基づく件数及び前年比



日本の出願人からの国際出願件数
(各受理官庁（JPO+IB）で受理した件数の合計）



2007 年における国別の国際出願件数
及び全体に占める百分率

国名	出願件数	全出願に占める%	前年比
US 米国	53,147	33.6	3.7
JP 日本	27,732	17.5	2.6
DE ドイツ	17,889	11.3	6.9
KR 大韓民国	7,066	4.5	18.9
FR フランス	6,523	4.2	4.5
GB 英国	5,610	3.5	10.2
CN 中国	5,470	3.5	38.5
NL オランダ	4,165	2.6	-8.1
CH スイス	3,728	2.4	3.6
SE スウェーデン	3,646	2.3	9.7
IT イタリア	2,911	1.8	7.5
CA カナダ	2,827	1.8	9.9
AU オーストラリア	2,071	1.3	3.5
FI フィンランド	1,994	1.3	8.1
IL イスラエル	1,719	1.1	7.9

PCT のメリット

Main advantages for PCT users

PCT（特許協力条約）に基づく国際出願制度を利用すれば、以下のようなメリットを享受できます。

PCT に基づく国際出願は、いわば 139 ヶ国分の特許出願の束

あたかも世界 139 ヶ国（2008 年 6 月 1 日現在。「PCT 締約国」参照）に特許出願したかのように各国での出願日を確保できます。

簡便な出願手続

一つの言語（日本語）、一つの通貨（日本円）、一つの様式で、日本国特許庁（JPO）に手続することができます。優先権主張を伴う場合には、パリ条約の優先期間 12 ヶ月ぎりぎりのタイミングでも日本語で出願できるので、いわゆる「ラスト・ミニッツ」の対応が可能です。

なお、英語による出願を希望する場合にも、日本国特許庁に対して手続することができ、その場合には欧州特許庁（EPO）を調査機関とすることもできます。また、日本語、英語の何れの場合も、WIPO 国際事務局に直接出願することも可能です。

優先日から 30 ヶ月の国際段階

パリ・ルートに基づく外国への直接出願の場合と比較して、さらに 18 ヶ月もの間、翻訳費用、現地代理人費用、国内手数料等の出費を先延ばしにしつつ、「外国における特許取得手続を進めるべきか？」「どの国で特許を取得すべきか？」等について詳細に検討することができます。

先行技術調査結果の取得

「国際調査報告」及び「国際調査機関の見解書」を国際段階の早い時期（優先日から 16 ヶ月以内）に入手できます。発明の特許性に関する予備的な見解が、国際調査機関（JPO 又は EPO）の審査官から具体的に示されますので、この見解を参酌した上で、①請求の範囲はそのまま特許取得手続を進める、②先行技術との相違を補正（19 条に基づく請求の範囲の補正、国際予備審査を請求する場合には 34 条に基づく明細書及び図面の補正）により明確にしてから特許取得手続を進める、③特許取得を諦める、といった対応をとることができます。特に③の場合には、国際公開の技術的準備が完了する前に国際出願を取下げることにより、国際公開を回避することもできます。

統一された形式的要件

発明の単一性を含む PCT で規定している形式的要件について、PCT 締約国はこれらの要件と異なる要件又は追加する要件を要求することはできません。例えば、米国での発明の単一性の要件は、PCT で規定している要件に比べて制限的ですが、米国特許商標庁（USPTO）は、PCT を経由した特許出願に対して自国の基準を適用することができません。

コストの節減

PCT を経由した出願に対しては、多くの国において国内手数料が減額されます（「PCT 利用によるコスト試算」参照）。また、国際段階において外国での特許取得を諦めることや、対象国（実際に国内移行する国）を当初の予定より絞り込んだ場合には、国内移行しなかった国に対してかかったであろう費用（翻訳費用、現地代理人費用、国内手数料）を節約することができます。

このような PCT 制度のメリットを活かして PCT 制度をより積極的に「戦略的に」活用している企業が増えています。以下にその活用事例を紹介します。

グローバル・スタンダードに向けた活用

グローバル・スタンダードに関連する技術を自社の特許で押さえることができれば、スタンダード策定及び使用条件等設定のための国際的交渉の場において自社に有利に交渉を進めることができます。しかしながら、そのためには、世界中の市場においてその技術を特許化する必要があり、多額の先行投資が必要とされます。しかも、スタンダード策定交渉の結果、実際にはその技術が採用されなかった場合には、この先行投資は水泡に帰してしまいます。

PCT 制度を利用すれば、この先行投資を最小限に抑えることができます。つまり、スタンダード関連技術については、とりあえず PCT 国際出願することにより国際出願日を確保しておいて、優先日から「30 ヶ月の国際段階」の間にスタンダード策定交渉の方向性を見極め、必要なものだけを必要な国でのみ特許取得手続に入る（国内移行する）ことにより、無駄な出費（採用されなかったスタンダード関連技術のための各国での特許取得費用等）を完全に抑えることができます。

このような活用例は、電機業界を中心としたハイテク産業の企業に多く見受けられます。

研究開発型発明に対する活用

企業における発明の形態としては、大きく「製品型発明」と「研究開発型発明」の二つに分類されます。製品型発明は、製品化の目処が立っている技術、又は既に製品化されている技術の改良に伴う発明です。一方、研究開発型発明は、基礎研究の成果としての発明を指し、往々にして、発明時には市場のニーズが不透明で将来製品化されるかどうかの予測が困難です。

このような研究開発型の発明に対して、PCT 制度は発明の市場性調査を行うための時間的余裕（優先日から「30 ヶ月の国際段階」）を与えます。

大学・公的研究機関における活用

大学や公的研究機関は、研究成果としての特許を製品化し得る企業パートナーを探さなければなりません。一方、企業にとっては、その特許技術の市場性はもちろん自社にとって関心のある市場（国）で特許を取得していることが、パートナー契約を結ぶ上での前提条件となるでしょう。

PCT 制度を利用すれば、優先日から「30 ヶ月の国際段階」という時間的余裕の中でパートナー企業を探すことができ、「139 ヶ国分の特許出願の束」の中からその企業にとって関心のある市場（国）を選択して特許取得手続を進める（国内移行する）ことができます。

中小企業による活用

多くの大企業では、自社内に先行技術調査能力を備えており、多額の出費を伴う外国出願の場合には、あらかじめ綿密に関連先行技術を調査し、特許性についての評価をした上で実際に出願しています。一方、中小企業の場合には、自社内に先行技術調査能力を備えていることが少なく、技術調査会社を利用するにしても、それなりの費用が必要になります。

PCT 制度を利用すれば、国際調査機関（日本特許庁又は欧州特許庁）が優先日から 16 ヶ月以内に「国際調査報告」及び「国際調査機関の見解書」を作成しますので、信頼性のある調査報告及び審査官による特許性に関する具体的な見解を国際段階の早い時期に入手することができ、先行技術調査能力を補完することができます。

PCT 利用によるコスト試算（2008 年 7 月 1 日現在）

1. 前提条件

- ・ 受理官庁：JPO
- ・ 国際調査機関：JPO 又は EPO
- ・ 国際予備審査機関：JPO 又は EPO
- ・ 国内段階移行対象国（広域）：JP、US、EPO、CN、KR
- ・ 請求の範囲の数：10

2. 各指定官庁（特許庁）による手数料軽減措置（日本の出願人が利用できる措置）

1) 日本国特許庁（JPO）

審査請求料（168,600 円＋請求の範囲の数×4,000 円）が

- ・ JPO が国際調査報告を作成した場合
101,200 円＋請求の範囲の数×2,400 円（約 4 割引）
- ・ JPO 以外の国際調査機関が国際調査報告を作成した場合
151,700 円＋請求の範囲の数×3,600 円（約 1 割引）

2) 欧州特許庁（EPO）

サーチ料：760EUR（2005 年 7 月 1 日より前の出願）又は 1,050EUR（2005 年 7 月 1 日以降の出願）

審査料：1,565EUR のうち

- ・ JPO が国際調査報告を作成した場合
サーチ料の 20%＝152EUR（2005 年 7 月 1 日より前の出願）又は 190EUR（2005 年 7 月 1 日以降の出願）が減額
- ・ EPO が国際調査をした場合
サーチ料は無料
- ・ EPO が特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を作成した場合
審査料の 50%減額

3) 米国特許商標庁（USPTO）

サーチ料（510USD）が

- ・ 手数料の支払いまでに他機関作成の国際調査報告が準備・提出された場合
410USD

4) 中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）

審査料（2,500CNY）が

- ・ JPO, EPO 等が国際調査報告を作成した場合
20%減額

5) 韓国知的所有権庁（KIPO）

審査請求料（109,000KRW＋各請求の範囲につき×32,000KRW）が

- ・ EPO が国際調査報告を作成した場合
10%減額

3. コスト試算

1) PCT における国際段階での手数料 (円)

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
受理官庁	JPO	JPO	JPO	JPO
国際調査機関	JPO	EPO	JPO	EPO
国際予備審査機関			JPO	EPO
送付手数料	13,000	13,000	13,000	13,000
国際出願手数料	133,400	133,400	133,400	133,400
調査手数料	97,000	268,800	97,000	268,800
国際出願手数料の減額	-30,100	-30,100	-30,100	-30,100
小計 I	213,300	385,100	213,300	385,100
予備審査手数料 ¹			36,000	279,725 (1,675EUR)
取扱手数料 ¹			19,600	20,207(121EUR)
小計 II	0	0	55,600	299,932
総計 III = I + II	213,300	385,100	268,900	685,032

2) PCT における国内段階での節約 (円)

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
JPO 審査請求料軽減 ²	83,400	20,900	83,400	20,900
EPO サーチ料軽減 ¹	31,730 (190EUR)	175,350 (1,050EUR)	31,730 (190EUR)	175,350 (1,050EUR)
EPO 審査料軽減 ¹	0	0	0	130,678 (782.5EUR)
USPTO サーチ料軽減 ¹	10,800 (100USD)	10,800 (100USD)	10,800 (100USD)	10,800 (100USD)
SIPO 審査料軽減 ¹	7,850 (500CNY)	7,850 (500CNY)	7,850 (500CNY)	7,850 (500CNY)
KIPO 審査請求料軽減 ¹	0	4,290 (42,900KRW)	0	4,290 (42,900KRW)
総計 IV	133,780	219,190	133,780	349,868

3) 収支 (円)

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
実質手数料 III - IV	79,520	165,910	135,120	335,164

1 1EUR=167 円；1USD=108 円；1CNY=15.7 円；1KRW=0.10 円で計算。

2 JPO におけるその他の減額措置としては、国際出願の願書に特許出願等の先の国内出願の必要情報が記載されている場合であって、当該国内出願の審査結果の相当部分を国際調査報告の作成に利用できる場合に請求によって調査手数料のうち 41,000 円を返還する制度がある。ただし、先の国内出願が優先権主張の基礎出願である場合、国際出願において日本の指定（自己指定）を取下げの必要があるため、上記審査請求料の減額措置を同時に受けることはできない。この制度を利用するためには、①願書第Ⅶ欄への先の国内出願の情報の記載、②先の国内出願の出願審査請求（未請求の場合）、③日本国の指定の取下げ（先の国内出願が優先権主張の基礎出願の場合）を国際出願時又は国際出願後直ちに行う必要がある。詳細は、http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/researching_fee_return.htm を参照。

PCT 締約国 (139)
PCT Contracting States (2008 年 6 月 1 日現在)

広域保護又は国内保護（表示のない場合）のための指定が可能な国

<u>AP</u> ARIPO Patent	<u>EA</u> Eurasian Patent	<u>EP</u> European Patent	<u>OA</u> OAPI Patent
BW Botswana	AM Armenia	AT Austria	▲ BF Burkina Faso
GH Ghana	AZ Azerbaijan	▲ BE Belgium	▲ BJ Benin
GM Gambia	BY Belarus	BG Bulgaria	▲ CF Central African
KE Kenya	KG Kyrgyzstan	CH Switzerland	Republic
LS Lesotho	KZ Kazakhstan	▲ CY Cyprus	▲ CG Congo
MW Malawi	MD Republic of	CZ Czech Republic	▲ CI Côte d'Ivoire
MZ Mozambique	Moldova	DE Germany	▲ CM Cameroon
NA Namibia	RU Russian	DK Denmark	▲ GA Gabon
SD Sudan	Federation	EE Estonia	▲ GN Guinea
SL Sierra Leone	TJ Tajikistan	ES Spain	▲ GQ Equatorial Guinea
▲ SZ Swaziland	TM Turkmenistan	FI Finland	▲ GW Guinea-Bissau
TZ United Republic of Tanzania		▲ FR France	▲ ML Mali
UG Uganda		GB United Kingdom	▲ MR Mauritania
ZM Zambia		▲ GR Greece	▲ NE Niger
ZW Zimbabwe		HR Croatia ^{1,2}	▲ SN Senegal
		HU Hungary	▲ TD Chad
		▲ IE Ireland	▲ TG Togo
		IS Iceland	
		▲ IT Italy	
		LI Liechtenstein	
		LT Lithuania	
		LU Luxembourg	
		▲ LV Latvia ^{2,3}	
		▲ MC Monaco	
		▲ MT Malta	
		▲ NL Netherlands	
		NO Norway ¹	
		PL Poland	
		PT Portugal	
		RO Romania	
		SE Sweden	
		▲ SI Slovenia	
		SK Slovakia	
		TR Turkey	

▲ 広域特許のみ
（国内ルートを開鎖）

1 2008 年 1 月 1 日以降に出願された出願につ
いて

2 2005 年 7 月 1 日より前に出願された出願(LV
に関して) 及び 2008 年 1 月 1 日より前に出
願された出願 (HR に関して) については引
き続き拡張協定が適用可能

3 2007 年 3 月 1 日以降に出願された出願につ
いて

国内保護のために指定される国（表示のない限り）

AE	United Arab Emirates	HN	Honduras	MN	Mongolia
AG	Antigua and Barbuda	ID	Indonesia	MX	Mexico
◇ AL	Albania	IL	Israel	MY	Malaysia
AO	Angola	IN	India	NG	Nigeria
AU	Australia	JP	Japan	NI	Nicaragua
◇ BA	Bosnia and Herzegovina	KM	Comoros	NZ	New Zealand
BB	Barbados	KN	Saint Kitts and Nevis	OM	Oman
BH	Bahrain	KP	Democratic People's	PG	Papua New Guinea
BR	Brazil		Republic of Korea	PH	Philippines
BZ	Belize	KR	Republic of Korea	◇ RS	Serbia
CA	Canada	LA	Lao People's Democratic	SC	Seychelles
CN	China		Republic	SG	Singapore
CO	Colombia	LC	Saint Lucia	SM	San Marino
CR	Costa Rica	LK	Sri Lanka	ST	Sao Tome and Principe
CU	Cuba	LR	Liberia		(2008 年 7 月 3 日発効)
DM	Dominica	LY	Libyan Arab Jamahiriya	SV	El Salvador
DO	Dominican Republic	MA	Morocco	SY	Syrian Arab Republic
DZ	Algeria	ME	Montenegro	TN	Tunisia
EC	Ecuador	MG	Madagascar	TT	Trinidad and Tobago
EG	Egypt	◇ MK	The former Yugoslav	UA	Ukraine
GD	Grenada		Republic of Macedonia	US	United States of America
GE	Georgia			UZ	Uzbekistan
GT	Guatemala			VC	Saint Vincent and
					the Grenadines
				VN	Viet Nam
				ZA	South Africa
◇ 欧州特許の拡張が可能					

PCT の概要

Introduction to the PCT System

従来の外国特許制度

1. 従来の外国特許制度によれば、特許保護を求める国々のそれぞれに個別に特許出願をしなければなりませんでした（例外的に、アフリカ知的所有権機関（OAPI）、アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）により形成されるハラレ議定書制度、ユーラシア特許制度、ヨーロッパ特許制度といった広域特許制度が存在）。従来の「工業所有権の保護に関するパリ条約」（1883 年採択）に基づいた手続きでは、先の出願に基づく優先権を外国において主張することが可能ですが、外国における後の出願は先の出願の日から 12 ヶ月以内に出願しなければなりませんでした。したがって、出願人は、最初の出願から 1 年以内に発明の保護を求める全ての国々について特許出願を準備し提出する必要がありました。つまり、当該国において本当にその発明の権利化が必要なのか、その発明は市場性のあるものなのか等に自信が持てない状況であっても、翻訳費用、それぞれの出願国での代理人費用、出願国の特許庁への出願費用の全てを一時に支払わなければなりませんでした。
2. 他方、こうした出願を受理したそれぞれの国の特許庁でも、別個に自国の方式要件を満たしているか方式審査をする必要があります。また、特許出願を実体審査する場合には、発明の属する技術分野における先行技術をサーチし、特許性についての審査を行わなければなりません。
3. 従来の国内特許制度と上述の広域特許制度との大きな違いは、広域特許制度では複数の国に対する広域特許が一つの特許庁により与えられることになることです。しかしながら、それ以外は手続きも同じであり、上記 1、2 で述べたことが、そのまま該当します。

PCT の創設

4. 1966 年 9 月、パリ条約同盟の執行委員会は BIRPI（WIPO の前身）に対して、出願人と各国特許庁の両者における重複作業を軽減する解決策を研究するよう依頼しました。1967 年には国際条約草案が BIRPI により準備され、専門家委員会に提出されました。その後数年に渡り、多くの会議で改訂草案が練られ、1970 年 6 月にワシントンで開催された外交会議で、特許協力条約が採択されました。特許協力条約（PCT）は 1978 年 1 月 24 日に発効し、同年 6 月 1 日から 18 ヶ国の加盟国により運用を開始しました。現在 139 ヶ国が PCT に加盟しており、この著しい増加は PCT に対する関心の高まりを示すものといえます。
5. PCT は、1978 年 6 月 1 日から国際出願の受付を開始しました。PCT に関する統計情報は、PCT のウェブサイト（www.wipo.int/pct/）を参照してください。

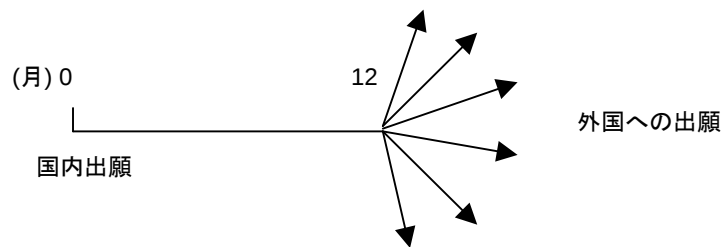
PCT とは何か？

6. その名が示すとおり、特許協力条約（PCT）は、特許の分野における国際的な協力についての条約です。そして、パリ条約の採択以来、この分野における国際協力で最も重要な進展であると言われています。PCT を概説すると、特許出願の受理、先行技術調査及び審査に関する合理化及び協力と特許出願に含まれる技術情報の普及についての条約です。また、PCT はパリ条約の代用ではなく、パリ条約の利点を維持しながら、更に便利に外国出願できるようにしたものです。ただし、PCT は「国際特許」といった権利を与えるものではありません。権利付与の決定は依然として各国特許庁（指定官庁）の手によってなされます。なお、PCT は、パリ条約の締約国に対してのみ開放された、パリ条約に基づく特別協定です。

PCT の主な目的

7. PCT は出願人と各国特許庁の利益という観点から、従来からの外国出願の方法を合理化し、より有効でかつ経済的なものにするに狙いがあります。
8. PCT の導入前に複数の国において発明の保護を受けるためには、個別に、出願及び審査をそれぞれの国で繰り返す必要がありました。そこで、PCT ではその目的を達成するために以下のような手続きを導入しました。
 - 国際出願制度の導入により、出願人は1つの特許庁（受理官庁）に対して、1つの言語（日本の利用者の場合は日本語又は英語）で作成した1つの出願（国際出願）を行うことによって、PCT に加盟するそれぞれの国（指定国）においても正規の内国出願の効果を有することとした。
 - 一つの特許庁（受理官庁）が国際出願の方式審査を行う。
 - 国際出願は、国際調査及び審査の過程で、特許文献を中心とした関連する先行技術が提示された報告書が作成され、発明の特許性判断に役立てられる他、請求の範囲に係る発明が特許性に関する国際的基準に適合するか否かについて書面による見解が作成される。
 - 国際出願の内容は、国際調査報告とともに、統一的に公開される（国際公開）。またそれらは各指定国の特許庁（指定官庁）に送達される。
 - 各指定国の特許庁に対する手続きに入る前に、出願人の選択によって、国際予備審査の請求が可能であり、請求の範囲に係る発明が特許性に関する国際的基準を満たしているかについての特許性に関する国際予備報告（第二章）が作成され、実際に特許を付与するか否かを決定する各国の特許庁（選択官庁）及び出願人に送付される。
9. これまで述べた手続きが、いわゆる「国際段階」であって、この後、各指定国においてなされる特許付与手続きは「国内段階」と呼ばれます。
10. 各国の特許庁は、長年に渡り、出願の処理負担（処理遅延）と格闘してきました。利用可能なマンパワーから最大の結果を特許制度が産み出すために資源配分の適正化をどう実行するかが各特許庁にとって大きな課題です。PCT 制度の下では、国際出願が指定官庁に到達するまでに、受理官庁による方式審査、国際調査機関による国際調査、国際予備審査機関による国際予備審査（請求により）が既に行われています。このように指定官庁は国際段階の手続きの恩恵を受けられるため、国際段階の手続きと重複する仕事を省略することができ、処理負担の軽減という大きなメリットを享受することができます。
11. PCT の他の重要な目的は、産業界や関連セクターによる、発明関連の技術情報へのアクセスを促進すること、また開発途上国の技術に対するアクセスを支援することです。

従来の特許制度 Traditional Patent Systems



国内出願から 12 ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う複数の外国出願を行う必要がある

- 複数の様式上の要件
- 複数のサーチ
- 複数の公開
- 複数の審査及び手続
- 翻訳料及び国内手数料が 12 ヶ月の時点で要求される

地域的な協定によるある程度の合理化（ARIPO、EAPO、EPO、OAPI）

PCT 制度の一般的注意事項 General remarks on the PCT System

- PCT 制度は、特許の「出願」制度であって、特許の「付与」制度ではない。「PCT 特許」というものは存在しない
- 特許付与の決定は、国内段階において、国内官庁又は広域官庁によって独自に行われる
- PCT を通して、発明のみが特許、実用新案、類似の権利への適用により保護される
- 意匠及び商標の保護は、PCT を通しては得られない。これら工業所有権の保護を扱う別の国際条約（それぞれヘーグ協定、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書）がある
- PCT は、パリ条約等の工業所有権分野の国際条約と同じように WIPO によって管理されている

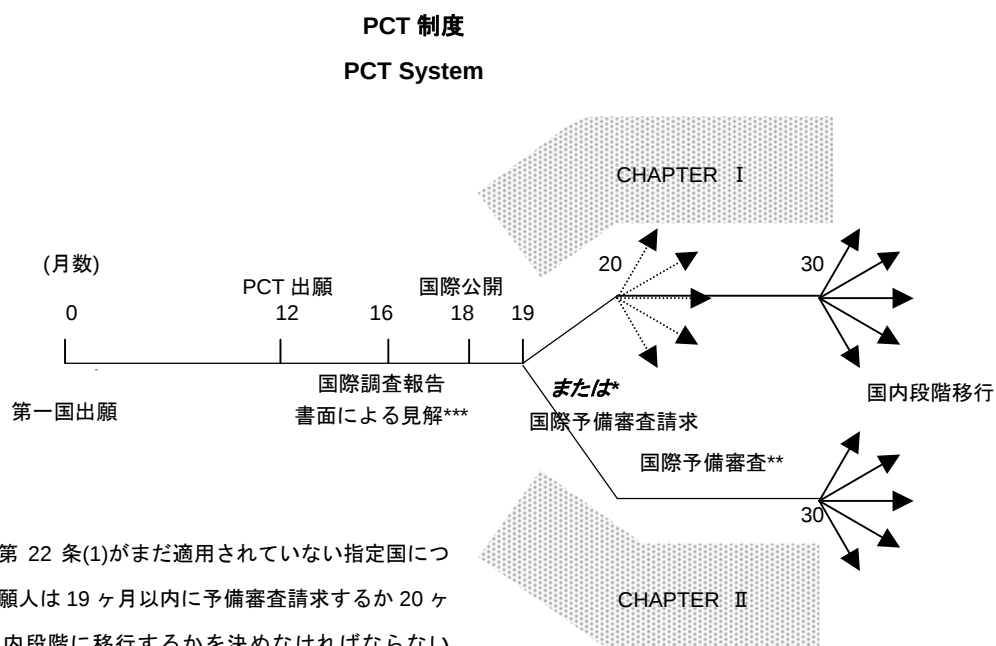
PCT 制度 PCT System

国内出願から 12 ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う PCT 国際出願を行う

「国内段階」への移行期限は、優先日から 30 ヶ月以内*

- 1 セットの様式上の要件
- 国際調査
- 国際公開
- 国際予備審査（出願人の選択による）
- 国内段階へ移行する前に、国際出願を整えることができる
- 翻訳料及び国内手数料は 30 ヶ月*の時点で、しかも出願人が国内段階への移行を望む場合のみ必要

* いくつかの締約国では優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査の請求を行わない場合、20 ヶ月の移行期限を継続して適用している（「22 条(1)に基づく期限の変更」参照）



* 改正された第 22 条(1)がまだ適用されていない指定国については、出願人は 19 ヶ月以内に予備審査請求するか 20 ヶ月以内に国内段階に移行するかを決めなければならない（「22 条(1)に基づく期限の変更」参照）

** 出願人が特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を求める場合は、国際予備審査請求を行う必要がある

***国際調査機関作成の書面による見解は、2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願についてのみ作成される

改正された PCT 第 22 条(1)に基づく国内移行期限（30 ヶ月）との不適合
Non-applicability of modified (30 month) time limit under Article 22(1)

- 以下の締約国の官庁が、変更された 22 条(1)が国内法に適合しない間、第 I 章に基づく 30 ヶ月の移行期限を適用しない旨を国際事務局に通知している（3 の官庁－2008 年 7 月 1 日現在）

~~CH~~ スイス*

LU ルクセンブルグ***

~~SE~~ スウェーデン**

TZ タンザニア****

UG ウガンダ****

* 不適合通知を取下げた日 2008 年 7 月 1 日

** 不適合通知を取下げた日 2007 年 7 月 1 日

*** EP 特許のために指定された場合、2002 年 1 月 2 日時点での EPO における移行期限は 31 ヶ月

**** ARIPO 特許のために指定された場合、2002 年 4 月 1 日時点での ARIPO における移行期限は 31 ヶ月

- 上記の締約国に関しては、19 ヶ月以内に予備審査請求がなされなければ、優先日から 20 又は 21 ヶ月以内に国内段階に移行しなければならない。しかしながら、残された締約国の何れも広域指定によりカバーされるので（AP 又は EP）、PCT 第 22 条(3)により 31 ヶ月以内に広域段階に移行することが可能

PCT 出願の手続

Filing of PCT Applications

1. 各締約国は、その国民及び居住者が出願人として国際出願を提出できる官庁を決定します。PCTにおいては、この官庁を「受理官庁」と呼びます。出願人が複数いる場合は、その内の少なくとも 1 人が国民又は居住者である締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁が、これらの出願人により提出される国際出願を受理します。または、出願人の選択により、出願人がどの締約国の国民又は居住者であるかに関係なく、受理官庁としての国際事務局に出願することができます。出願人が 2 人以上の場合、その内の少なくとも 1 人が締約国の国民又は居住者であれば、国際出願を受理官庁としての国際事務局に出願することができます。PCT 締約国であってかつ ARIPO ハラレ協定、ユーラシア特許条約、欧州特許条約又はバンギ協定の締約国の国民又は居住者は、一般に ARIPO 官庁、ユーラシア特許庁、欧州特許庁又は OAPI 官庁に各々国際出願を提出することができます。国内法令に基づく国家の安全に関する規定に従うことは出願人の義務です。
2. 国際出願は願書、明細書、1 以上の請求の範囲、1 以上の図面（必要な場合のみ）及び要約を含まなければなりません。それらは所定の形式的要件を満たさなければならず、また所定の言語の 1 つによって記述されなければなりません。さらに必要な手数料を支払う必要があります。これらの要件はそれぞれ別々に処理されます。
3. **願書**は、印刷様式で作成可能であり、願書様式のコピーは無料で受理官庁（JPO）又は国際事務局（WIPO）から入手できます。願書はまた、実施細則第 102 号(h)で定められているようなコンピュータ印字によっても作成可能です。あるいは、PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY 機能を使用してコンピュータ印字により作成することも可能です。その場合には、願書の書誌情報及び要約書の電子データを含むフレキシブルディスクが願書と共に提出されなければなりません。願書はまた、PCT-SAFE ソフトウェア又は受理官庁により認められている他のソフトウェアを利用することにより、電子形式で出願された国際出願の一部として提出することもできます。
4. 願書は、最初に申立ての文言、すなわちその国際出願が PCT に従って処理される旨の申立てを含まなければなりません。さらに、発明の名称、出願人、発明者及び出願人を代理する代理人に関する必要な情報を含まなければなりません。願書を提出することにより、PCT の全ての加盟国を指定したことになり、全ての種類の保護について国際出願日が確保できます。4 つの加盟国（ドイツ、日本、大韓民国及びロシア）については、自動的かつ包括的な指定から除くことができます。もし、他の加盟国の指定を望まない場合には、出願時又はその後において指定を取下げることができます。
5. 願書には、任意選択的な表示、特に、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国への先の出願、又は世界貿易機関（WTO）の加盟国への先の出願*についての優先権主張を含むことができます。願書には出願人又は代理人の署名がなされなければなりません。出願人が二人以上いる場合には、少なくとも出願人のうち一人の署名が願書（願書に代理人の署名がなされている場合には別個の委任状）になされていれば、受理官庁は出願人に対して欠落している署名の補充を求めることはありません。*日本国特許庁は、WTO に関する留保を、2002 年 9 月 1 日に撤回しました。
6. 国際出願における**明細書**は、当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に、発明を開示するもので

なければなりません。

7. 明細書には、最初に発明の名称を記載します。次に、発明が属する技術分野を特定します。ここでは、いわゆる「背景となる技術」として、その技術分野に属し、新たな出願にとって「先行技術」、「技術水準」や公知技術となる技術文献（特に特許文献）を記載します。更に明細書には、技術的課題及びその解決手段が理解できるように発明を開示します。公知技術と比較してその発明の有利な効果があれば説明します。また、添付した図面を簡単に説明します。発明を実施するために出願人が考える最良の形態（ベストモード）を明らかにするとともに、出願人が包含したいと考える他の形態を記載します。そして最後に、その発明の産業上の利用方法を明らかにします。
8. **請求の範囲**では、保護が求められている事項を明示しなければなりません。それらは、簡潔、明確、かつ、明細書で十分に裏付けられたものでなければなりません。
9. 請求の範囲の構成及び記載方法に関して、PCT の要件は多くの特許庁で受け入れられているものと概ね同じです。
10. **図面**は、発明の理解に必要な場合にのみ要求されます。これは機械の発明の場合に該当する可能性があります。化学物質のように、発明を図示できないような場合には該当しない可能性があります。この要件も多くの特許庁での要件と概ね同じです。
11. **要約**は、技術情報を提供することのみを意図しています。条約は、要約がそれ以外の目的で考慮されてはならないことを明確に述べています。これは特に、求められた保護の範囲を解釈する目的で要約が使用されてはならないことを意味しています。
12. 要約は、明細書、請求の範囲及び図面に含まれる発明の開示内容の簡潔な概要からなり、好ましくは英語に翻訳した場合に 50 語以上 150 語以内のものです。これは、技術的課題、発明によるその課題の解決方法の要点、及び発明の主な用途が明瞭に理解できるように記載されなければなりません。
13. 国際出願は所定の**様式上の要件**を満たさなければなりません。これは、主に規則 10 及び 11 に含まれる国際出願の様式及び形式的要件に関する詳細な規定の順守を意味しています。これらの要件は、各国におけるものとほとんど同じです。
14. 前記要件は、例えば重さ、長さ、温度の表現方法に関するものです。それはまた、出願の全ての要素の提示が、例えば写真製版により直接に複製できるようなものでなければならないことを規定しています。そのため使用される紙の種類、余白が規定されています。文章は原則としてタイプ又は印刷されていなければなりません。図面の作成のために特別に詳細な規定が設けられています。ローマ字以外の文字（日本語等）で名称又はあて名を記載するときは、音訳（又は英語訳）しなければなりません。
15. 国際出願は、受理官庁が認める**言語**の 1 つで提出されなければなりません（規則 12.1(a)）。条約及び規則は、国際出願の言語を列挙していません。特定の言語が使用できるか否かは、受理官庁がその言語を認めるか否かにかかっています。しかしながら、各受理官庁は、国際調査機関（又はその受理官庁に提出された国際出

願を管轄する国際調査機関が複数ある場合はそのうちの少なくとも 1 つ) が受け入れる言語であって、かつ国際公開言語(すなわち、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、スペイン語、又はロシア語)のうちの少なくとも 1 つを、国際出願の言語として認めなければなりません。そうすることによって、出願人は、国際調査又は国際公開のための翻訳文を要求されることのない言語で国際出願を提出することをいつも選択できます。つまり、オリジナルの言語による国際出願若しくはその翻訳文が、受理官庁での処理、国際調査及び国際公開のために使用されます。

16. 国際出願の言語が、受理官庁は認めるが国際調査機関は認めないものである場合は、出願人は、国際出願の受理の日から 1 ヶ月以内に、次の全ての要件を満たす言語の 1 つによる翻訳文の提出を要求されます。(i) 国際調査が行われる国際調査機関が認める言語、(ii) 公開言語、(iii) 受理官庁が認める言語(国際出願の言語が公開言語でない場合)(規則 12.3)
17. 国際出願の言語が、受理官庁及び国際調査機関は認めるが公開言語でない場合(現行では、国際出願がオランダ語、韓国語、及び幾つかの北欧言語で出願された場合のみ)、国際出願は、受理官庁が認める公開言語に出願人が翻訳した翻訳文で公開されます。(規則 12.4)
18. 願書は常に、受理官庁が認める言語であって、かつ 8 つの公開言語のうちの 1 つで提出されなければなりません。(規則 12.1(c))
19. 所定の**手数料**が支払われなければなりません。これは、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料からなります。これらは全て受理官庁に支払われなければなりません。
20. 送付手数料は、受理官庁のための手数料です。これは、受理官庁がその国際出願について行う業務に対する対価となるものです。その額は受理官庁によって定められます。
21. 国際出願手数料は、国際事務局のための手数料です。これは PCT のもとで国際事務局が遂行しなければならない業務のコストをカバーするものです。この額は、PCT 規則の一部をなす「手数料表」において示されています。
22. 調査手数料は、国際調査機関のための手数料です。これは、国際調査報告の作成に関連する業務に対する対価となるものです。
23. 全ての必要な手数料は国際出願の受理の日から 1 ヶ月以内に支払われなければなりません。ただし、追加料金を支払うことを条件として手数料の支払期限は延長される場合があります。(規則 16 の 2)

日本の出願人による国際出願
Filing of international applications by JP applicants

1. 管轄受理官庁・・・日本国特許庁（RO/JP）又は国際事務局（RO/IB）
2. 出願言語・・・RO/JP：日本語又は英語、RO/IB：全ての言語
3. 願書の言語（規則 12.1(c)）・・・RO/JP：日本語又は英語、RO/IB：全ての公開言語
4. 管轄国際調査機関・・・JPO 又は EPO（英語で出願された場合のみ）
5. 管轄国際予備審査機関・・・JPO 又は EPO（国際調査が EPO でなされた場合のみ）

国際出願を構成する要素
Elements making up the international application

- 願書（第 3 条(2)）
- 明細書（第 3 条(2)）
- 1 以上の請求の範囲（第 3 条(2)）
- 要約（国際出願日に影響することなく後から提出可能）（第 3 条(2)及び第 3 条(3)）
- 図面（必要な場合）…後から提出すると、特定の条件のもとで、国際出願日がより後の日とされる（第 3 条(2)及び第 14 条(2)）
- 明細書の配列リスト（配列表）部分（必要な場合）（規則 5.2(b)）
- 寄託された微生物又は他の生物材料に関する表示（いくつかの指定官庁（例えば日本）は、国際出願日における明細書内又は国際出願内にその表示をすることを要求している）（規則 13 の 2）

国際出願に付属する要素
Elements which may accompany the international application

- 国際調査又は国際公開のための国際出願の翻訳文（必要な場合）
－国際出願日に影響することなく後から提出できる（規則 12.3 及び 12.4）
- 別個の委任状又は包括委任状の写し（代理人又は共通の代表者が選任されている場合）－国際出願日に影響することなく後から提出できる（規則 90.4 及び 90.5）
- 優先権書類－国際公開日まで提出できる（規則 17.1）
- 実施細則の附属書 C に定める基準を満たす電子形式による配列リスト－遅延提出手数料の支払いを条件として（必要な場合）、国際出願日に影響することなく後から国際調査機関に直接提出できる（規則 13 の 3）
- 国際出願の一部でない寄託された生物材料への別個の言及、例えば、様式 PCT/RO/134（規則 13 の 2）

国際出願の署名（規則 4.15、26.2 の 2(a)）

Signature of the international application (Rule 4.15、26.2bis(a))

1. 原則として、願書には「出願人」又は「出願人及び発明者」として記載された全ての者（法人又は自然人）によって署名されなければならない
しかしながら：出願人のうち一人だけが署名した場合であっても、他の出願人の署名の欠落は欠陥とはみなされない
注意すべき事項として：取下げに関する通知に関しては、全ての出願人により、又は全ての出願人の代理となる者の署名が必要とされる（出願人／発明者を含む）
ただし：指定官庁は、当該指定官庁に対する出願人であって、願書に署名をしていない出願人について、署名によって国際出願の確認を要求することができる
2. 出願人として記載されていない者による署名
（出願人のための---出願人に代わる---出願人から承諾を受けた署名者としての）
➤ 受理官庁が適用する国内法令による
 - － 出願人が法人である場合における、法人の代表者又は従業員（代表者又は従業員は、弁理士又は特許代理人である必要はない）
 - － 出願人が法律行為能力を有しない自然人である場合の法定代理人
 - － 出願人が倒産した企業である場合の法定代理人
3. 「発明者のみ」と表示された者は、願書に署名する必要はない
4. 願書が出願人ではなく代理人によって署名されている場合には、全ての出願人によって署名された別個の委任状を提出しなければならない（つまり別個の委任状の正本又は包括委任状の写し）
しかし：複数ある出願人のうちの一人の署名による委任状が提出された場合には、他の出願人の署名による委任状の欠落は欠陥とはされない
ただし：2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願については、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出要件を放棄している受理官庁がある
5. 米国が指定されており、米国に対する発明者／出願人が願書又は委任状に署名することを拒否する場合、あるいは相当な努力をしてもその人を発見又は連絡することができない場合には、以下のことを条件として、当該発明者／出願人は願書又は委任状に署名する必要はない
 - － 署名の欠如について受理官庁が満足するように説明した書面が提出されること；かつ、
 - － 願書又は委任状が少なくとも他の出願人の一人によって署名されていること

国際段階において特定の申立てを含めること
Inclusion of certain declarations during the international phase

- 目的：国際段階において、特定の国内段階の要件を先取りして行うことができるようにする（規則 51 の 2.2）
- 願書に含めるか、後で提出するかは選択可能
- 申立ては、以下の項目に関する（規則 4.17）：
 - ・ 発明者の特定
 - ・ 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格
 - ・ 先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格
 - ・ 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合のみ）
 - ・ 不利にならない開示又は新規性喪失の例外
- 申立ては、実施細則第 211 号から第 215 号に記載の標準文言で構成されなければならない
- 申立てがなされたならば、指定／選択官庁は、その申立ての真実性に合理的な疑義がある場合にしか、資料や証拠を求めることはできない*（不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する証拠は除く）

* 国際事務局に通知してきた特定の指定官庁には適用されない（その官庁のリストについては、2001 年 2 月 1 日付け PCT 公報 NO. 05/2001 及び関連の PCT 出願人の手引き、国内段階を参照）

発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合のみ）
Declaration of inventorship (Rule 4.17(iv))
(Only for US designation)

- すべての発明者について、同じ申立てに名前を記載する必要がある
- 申立てには全ての発明者（出願人として名前が記載されている）によって署名と日付が記載されなければならない
- 複数の者がそれぞれ別部（コピー）に署名する場合には、各コピーは申立ての全ての部分（例えば、署名者以外の発明者に関する情報を記載した続葉）を含んだものでなければならない
- 署名は原本である必要はない（FAX、コピー）
- DO/US は、国際出願が押印を署名として受け付けている受理官庁に提出された場合、押印を署名として受け付ける
- 先の出願については、US 以外の国に出願された出願であって、PCT 出願において主張された最先の優先日より前の出願日を持つもののみを記載すればよい

申立ての補充又は追加（規則 26 の 3）
Missing or incorrect declarations (Rule 26ter)

- 出願人は、規則 4.17 に基づいてなされた申立ての補充又は追加をすることができる
- 期限：優先日から 16 ヶ月が経過するまで（16 ヶ月経過後であっても国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に申立てが受理された場合には認められる）
- 受理官庁又は国際事務局は、要件に従った記載がなされていない場合、又は、発明者である旨の申立て（規則 4.17(iv)）において要件に従って署名がなされていない場合には、出願人に申立ての補充を求めることができる

申立ての公開
Publication of declarations

- 適切な期限内に受理された申立ては、公開された国際出願の表紙で言及される
- 申立て全文は国際出願の一部として公開される

規則 4.17 に基づく申立て：その他の事項
Declarations referred to under Rule 4.17: Additional issues

- 国内様式は標準文言に従っていないので、国際段階の申立てのために国内様式を使ってはいけない（例えば、発明者である旨の申立て／委任状を組み合わせたもの）
- 申立てが国際出願日以降に提出された場合、追加頁分の手数料は要求されない
- 欠陥のある申立てが国際段階の間に補充されない場合
 - －国際事務局での申立てに関する手続きに影響はない
 - －指定官庁／選択官庁は欠陥のある申立てを受け入れる可能性もある
- 申立ての取下げに関する規定はない

国際出願の様式上の要件（規則 11）

Physical requirements of the international application (Rule 11)

1. 全ての用紙は A4 サイズの紙（規則 11.5）
2. 行の間隔：明細書、請求の範囲、要約の頁は、1.5 文字の幅（規則 11.9(c)）
3. 明細書、請求の範囲、要約、図面における最小及び最大の余白（規則 11.6）
4. 出願人又は代理人の書類記号の表示（規則 11.6(f)及び実施細則 109 号）
 - － 最大 12 文字(半角英数字)、用紙の上部余白の左隅、用紙の上端から 1.5cm 以内
5. 用紙の頁番号付与（規則 11.7 及び実施細則 207 号、311 号）
 - － 用紙の上端又は下端の中央で、余白に入らないこと
 - － 4 つの番号系列： 願書
明細書、請求の範囲、要約
図面（必要ならば）
明細書の配列リスト部分（必要ならば）
6. 図面特有の要件（規則 11.13）
 - 推奨：図中に文章を書かないこと（国内段階での翻訳の問題を避けるため）

様式上の要件（規則 11.9(d)）

Physical requirements (Rule 11.9(d))

文字の大きさ：

国際出願の全ての文言について、大文字の大きさが縦 0.28 cm 以上の文字で記載する（新たな要件）

（ただし、日本語については 10 ポイントから 12 ポイント）

願書の文言は、大文字の大きさが縦 0.21 cm 以上の文字で記載する（変更なし）

（ただし、日本語については 10 ポイントから 12 ポイント）

願書／The request

1. 印刷された願書様式（様式 PCT/RO/101）
 - － 定期的に改訂される
 - － インターネットから入手可能（<http://www.wipo.int/pct/en/forms>）
 - － 受理官庁又は国際事務局から無料で入手できる
2. コンピュータで作成した願書（規則 3.1、3.4 及び実施細則 102 号(h)）
 - － レイアウト及び内容は印刷された様式に対応しなければならない（記載欄の省略はできない）
 - － 若干の調整は許容される。
 - － 願書様式にイタリック体で表示された文章は省略しても良い。
3. PCT-SAFE（EASY モード）願書（規則 89 の 3 及び実施細則 102 号の 2）
4. 電子形式による国際出願を認めている受理官庁においては、実施細則の第 7 部及び附属書 F に適合した国際出願の電子出願

日本の出願人が選択し得る出願形式
Filing Modes of international applications by JP applicants

	XML 形式での電子出願			PCT-SAFE ¹ (EASY 機能)		紙	
	JPO オンライン	PCT-SAFE					
必要なソフトウェア	パソコン出願ソフト 3	PCT-SAFE Client PCT-RO・XML コンバータ	PCT-SAFE Client PCT-SAFE Editor	PCT-SAFE Client		なし	
受理官庁	JPO	JPO ²	IB ³	JPO	IB	JPO	IB
送付媒体	ISDN	インターネット	インターネット 物理媒体 (DVD 等)	FD 及び紙を 郵送又は持参		紙を 郵送又は持参	
出願言語	日本語	日本語又は 英語	英語	日本語又は英語		日本語又は英語	
国際出願手数料 の減額	30,100 円	30,100 円	300 スイスフラン	10,000 円	100 スイスフラン	なし	
配列リスト 400 頁超部分の不算入 ⁴	○	○		×	○	×	○

- 2004 年 1 月 1 日をもって PCT-EASY は PCT-SAFE に統合されました。
- PCT-SAFE を用いて JPO にインターネット出願を行うためには、電子証明書が必要です。JPO に対する国内出願に用いるものと同じ電子証明書（IC カード形式の電子証明書（PKCS#11 形式）を除く）を利用することができます。
- 受理官庁としての国際事務局（RO/IB）発行の電子証明書を取得し、利用する必要があります（公開鍵基盤（PKI）サービスによる電子署名と電子データの安全性確保のため）。
- ヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト及び／又はテーブルを電子形式で電子記録媒体（CD・DVD 等）で提出した場合には、実際のページ数に関係なく 400 頁分の手数料を支払います（この取扱い JPO では採用されていません）。XML 形式で電子出願した場合には、配列リスト及び／又はテーブルの実際のページ数に基づいて手数料が計算されますが、400 頁を超えた部分については手数料を支払う必要がありません（なお、JPO では配列テーブルを含む場合には電子出願することができません）。

なお、上記表には掲載していませんが、PCT-SAFE を利用することにより、国際事務局（RO/IB）を受理官庁として、文字コード形式（XML 形式）によらない電子出願（PDF、TIFF 等）をすることもできます。その場合の国際手数料の減額は 200 スイスフランです。

PCT に基づく代理人及び共通の代表者

Agents and common representatives under the PCT

代理人及び共通の代表者(規則 90)

Agents and common representatives (Rule 90)

1. 誰が代理人として行動できるか？
 - 受理官庁 (RO) に対して、業として手続をとる権能を有する者は誰でも (弁護士、弁理士等)、国際事務局 (IB)、国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) に対して手続をとる権能を有する (第 49 条)
 - 国際調査機関及び／又は国際予備審査機関に対して業として手続をとる権能を有する者は、特に当該国際調査機関及び／又は国際予備審査機関に対する手続を行う代理人として選任されることができる (規則 90.1(b) 及び(c))
 - 復代理人は、代理人によって選任される (規則 90.1(d))
2. 誰が共通の代理人か？
 - 全ての出願人によって選任された代理人
3. 誰が共通の代表者として行動できるか？
 - 国際出願を行う資格のある (すなわち PCT 締約国の国民又は居住者である) 出願人のうちの一人が、共通の代表者として他の全ての出願人により選任されることができる
 - 共通の代理人又は共通の代表者が選任されていない場合は、願書で最初に名前が記載され、かつ国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願を提出する資格がある出願人が、自動的に共通の代表者と「みなされる」
4. 共通の代理人又共通の代表者による (又は対する) 行為は、以下の場合を除いて、関係出願人による (又は対する) 行為としての効果をもつ。
 - 「みなされた」共通の代表者による取下げの行為 (規則 90.3(c) 及び 90 の 2.5(a))
 - 受理官庁が委任状提出を求めておらず (規則 90.4 及び 90.5)、全ての出願人により署名された委任状を提出していない場合における、代理人又は共通の代表者による取下げの行為 (規則 90 の 2.5(a))

代理人及び共通の代表者の選任(規則 90.4 乃至 90.6)

Appointment of agents and common representatives (Rules 90.4 to 90.6)

1. 代理人及び共通の代表者は以下のいずれかの方法で選定することができる
 - 願書又は (第 II 章の手続きに対して) 予備審査請求書において
 - その国際出願に対応する別個の委任状において
 - 出願人の名義で提出された全て国際出願に対する包括委任状において
2. 包括委任状は受理官庁、又は場合によっては国際調査機関もしくは国際予備審査機関に提出する
3. 代理人の解任及び代理人による辞任については、規則 90.6 を参照

委任状提出要件の放棄（規則 90.4(d)及び 90.5(c)）

Waiver of requirement that power of attorney has to be furnished

(Rule 90.4(d) and 90.5(d))

1. 2004 年 1 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、国際事務局は、以下の書類の提出要件を放棄することが可能
 - 別個の委任状；及び／又は受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関は以下の書類の提出要件を放棄することが可能
 - 包括委任状の写し
2. しかしながら、全ての官庁及び機関は、基本的に要件を放棄したとしても、特別な場合には委任状の提出を求めることが可能
3. 要件の放棄（及び場合によってその条件）は、要件を放棄した官庁又は機関についてのみ適用される
4. 要件を放棄した官庁又は機関についての情報は、PCT 公報、PCT ニュースレター、PCT 出願人の手引き及び WIPO のインターネットページ上に掲載される

委任状提出要件の放棄について（通報状況）

JPO：受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関としての JPO は、委任状の提出要件を放棄しました。ただし、出願時に願書に記載されていない代理人又は共通の代表者が出願後に手続きする場合、及び、代理人の権限に疑義のある場合には、委任状の提出を求められます。

EPO：受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関としての EPO は、委任状の提出要件を放棄しました。ただし、願書に記載されていない代理人によって手続きがなされた場合又は代理人の権限に疑義のある場合には、委任状の提出を求められます。なお、願書に記載されていない代理人によって手続きがなされた場合であっても、代理人とされる者が願書に記載されている代理人と同一の事務所に所属する場合、又は、代理人とされる者及び願書に記載されている代理人が共に出願人、又は出願人が複数あるときには共通の代表者、の従業者である場合には、委任状の提出は求められません。

IB：国際事務局は、2005 年 1 月 1 日から委任状の提出要件を放棄しました（ただし、国際出願日が 2004 年 1 月 1 日以降のものについてのみ。なお、受理官庁としての国際事務局は、既に委任状提出要件を放棄しています）。したがって、以下の書類の提出に際して、委任状を提出する必要はありません。

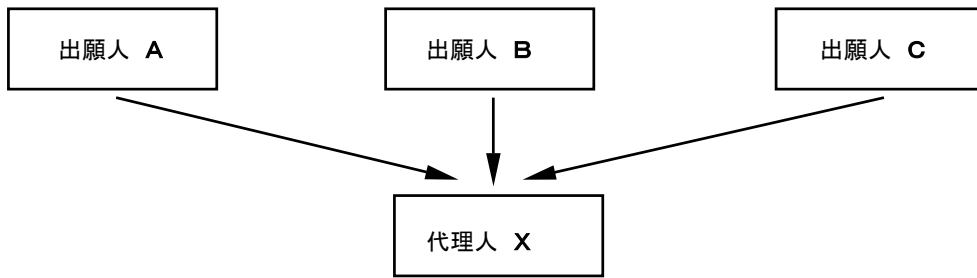
19 条補正書／優先権主張の補充申請書／見解書に対する非公式のコメント

記録の変更届（新しい代理人により署名された代理人変更届を除く）

しかしながら、以下の場合には引き続き委任状が必要とされます。

- ・ PCT 規則 90 の 2 に規定される取下げの通知…当該通知には、全ての出願人の署名、又は、全ての出願人が署名した委任状により選任された代理人又は共通の代表者の署名が必要。
- ・ 出願時に願書に記載されていない代理人又は共通の代表者を選任する場合、又はそれらの者により書類を提出する場合。
- ・ 受理官庁が要件を放棄していない場合であって、当該受理官庁に記録の変更届や優先権主張の補充書面を提出する場合。

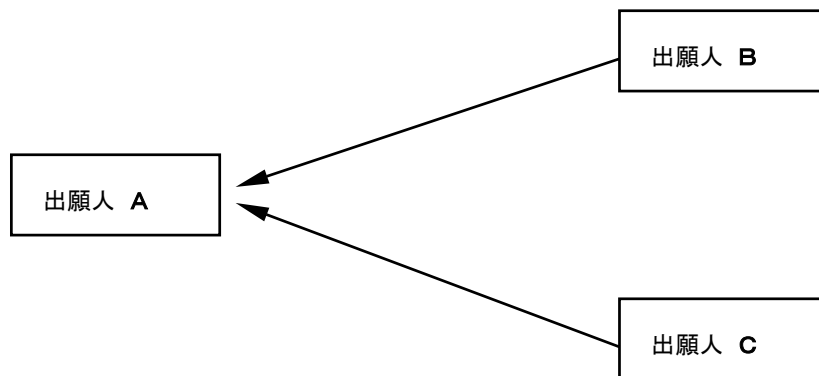
共通の代理人／Common agent



代理人 X は、全ての出願人によって選任されていれば共通の代理人である。

選任された共通の代表者（規則 90.2(a)）

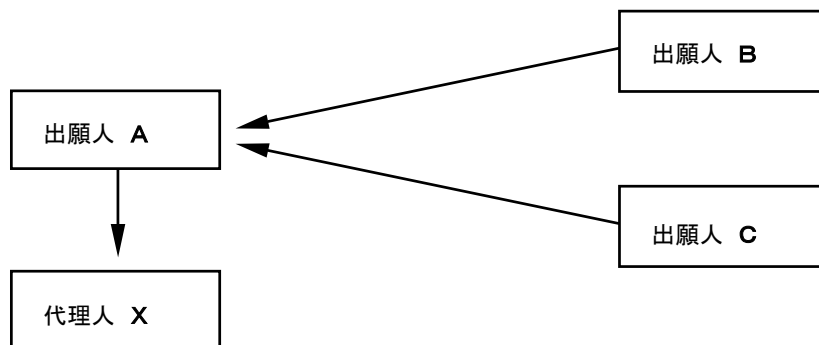
Appointed common representative (Rule 90.2(a))



出願人 B 及び C が、出願人 A を彼らの共通の代表者として選任する。

これは、出願人 A が PCT 締約国の国民又は居住者の場合にのみ可能である。

選任された共通の代表者の代理人
Agent of the appointed common representative



出願人 A（例えば法人出願人）は、他の出願人（例えば出願人／発明者）から共通の代表者として選任されている場合、出願人 A が代理人 X を選任する。

代理人 X は、選任された共通の代表者 A に代わって、全ての出願人のために、取下げを含む全ての書類に署名できる（規則 90.3(c)）。ただし、PCT の機関が委任状提出要件を放棄した場合には、委任状が提出されていることを条件とする。

「みなされた」共通の代表者（規則 90.2(b)）
"Deemed" common representative (Rule 90. 2(b))



この場合には、共通の代理人はおらず、かつ出願人は共通の代表者を選任していない。従って、出願人 A が「みなされた」共通の代表者となる（願書に最初に記載され、かつ国際出願が提出された RO に対して国際出願を提出する資格がある出願人）。

出願人 A のみによって選任された代理人 X は、取下げを除いて、全ての出願人のために全ての書類に署名できる（規則 90.3(c)及び 90 の 2.5(a)）。

受理官庁としての国際事務局 The International Bureau as Receiving Office

受理官庁としての国際事務局（RO/IB）（１）

International Bureau as receiving Office (RO/IB) (1)

- 国際事務局は全ての PCT 締約国の国民及び居住者のための受理官庁となる（規則 19.1(a)(iii)）
 - 国の安全に関する規定を満たすことは出願人の責任
 - RO/IB は如何なる言語で出願された国際出願も受理する
 - 管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関は、国際出願が管轄国内又は広域官庁に出願されたものとして決定する（規則 35.3(a)及び 59.1(b)）
- 願書において国際調査機関を表示することが必要（規則 4.1(b)(vi) 及び 4.14 の 2）

受理官庁としての国際事務局（RO/IB）（２）

International Bureau as receiving Office (RO/IB) (2)

- 管轄国内及び広域官庁に対して業として手続きをとる権能を有する代理人は、RO/IB に対して業として手続きをとる権能を有する（規則 83.1 の 2）
- 願書の第 IV 欄に表示される代理人又は共通の代表者に関する別個の委任状若しくは包括委任状の提出要件を RO/IB は放棄している（所定の条件において）
（www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/p_a_waivers.pdf 参照）
- 所定の締約国からの出願人は送付手数料が無料

RO/IB に対するファクシミリによる PCT 出願の出願

Filing PCT applications by fax at RO/IB

- RO/IB はファクシミリで国際出願を含む全ての文書を受理する
幾つかの種類文書は送付の日から 14 日以内に書類を提出することが必要、その他の文書は請求に基づき提出（14 日又はそれ以上）*
- 時差に注意：文書が所定の期間内に提出される必要がある場合に、期間内に文書が送付されたか否かの判断にはジュネーブにおける期間の満了が用いられる（規則 80.4(b)）
- ファクシミリの送信に伴う装置のトラブルやその他の問題は出願人側が責任を負う（規則 92.4(c)）
- 出願人／代理人／送付者によってファクシミリ番号が記載されている場合には、PCT 出願の受領通知書 — 様式 PCT/RO/199：をファクシミリで送付
（更に）国際宅配速達便（欧州外）によって送付
- RO/IB は出願人が頁を受領したか否かに関する決定について同意しない場合、その申立てについて決定する

* PCT 出願人の手引き、一般情報、附属書 B2（IB）参照

国際調査のための翻訳文（規則 12.3、20.1(c) 及び (d)）

Translation for the purposes of international search (Rule 12.3, 20.1(c) and (d))

国際出願が国際調査を行う国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、出願人は翻訳文を求められる。

- － RO/IB に提出する
- － RO/IB が国際出願を受理した日から 1 ヶ月以内
 - － 国際調査を行う国際調査機関が認める言語であって国際公開の言語への国際出願の翻訳

要求される翻訳文の提出の求め（規則 12.3(c) 及び (e)）

Invitation to furnish required translation (Rule 12.3(c) and (e))

- RO/IB が PCT 出願番号と国際出願日を出願人に通知する時までに、出願人が要求される翻訳文を提出しない場合には、RO/IB は出願人に以下を求める。
 - － 国際出願を受領した日から 1 ヶ月以内に要求される翻訳文を提出する
 - － 当該 1 ヶ月以内に要求される翻訳文が提出されなかった場合には、翻訳文を次の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に提出する（該当する場合には、国際出願手数料の 25% に該当する遅延提出手数料を支払う）
 - 求めの日から 1 ヶ月の期間
 - RO/IB による国際出願の受理の日から 2 ヶ月の期間

国際調査及び国際調査機関の見解書

International Search and Written Opinion of the ISA

一般的事項

1. 国際出願は全て国際調査という先行技術調査に付されます。現在、以下の国際調査機関が国際調査を行っています。日本の国民又は居住者の場合には、日本語出願では日本国特許庁（JPO）、英語出願では日本国特許庁（JPO）又は欧州特許庁（EPO）（出願人の選択による）が管轄の国際調査機関になっています。
 - －オーストラリア特許庁
 - －オーストリア特許庁
 - －カナダ知的所有権庁
 - －中華人民共和国国家知識産権局
 - －欧州特許庁
 - －日本国特許庁
 - －フィンランド国立特許・登録委員会
 - －北欧特許機構
 - －韓国知的所有権庁
 - －連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）
 - －スペイン特許商標庁
 - －スウェーデン特許登録庁
 - －米国特許商標庁
2. これらの調査機関のうちどの調査機関が調査を行うのかについては、受理官庁としての国内官庁又は広域官庁が、WIPO の国際事務局と各国際調査機関との取決めに従って、受理した国際出願の調査を管轄する一以上の国際調査機関を特定し国際事務局に通知します。国際事務局が受理官庁として行動する場合には、その国際出願が国際事務局でなく本来管轄の国内官庁又は広域官庁に出願されたと仮定した場合に管轄となる機関が管轄国際調査機関となります。複数の機関が該当する場合には、出願人は、それらの中から 1 つを選択しなければなりません
3. 受理官庁が国際調査機関を特定する際には、機関によっては特定国の出願人のためにのみ国際調査を行う場合があるため、一定の制限を受けます。これらの制限は、上述の国際事務局と各国際調査機関の取決めに明記されています。

調査手続

4. 国際調査の目的は、「関連がある先行技術」と呼ばれるものを発見することにあります。PCT の定義によれば、「先行技術」は、書面による開示（図面、その他の図解を含む）によって世界のいずれかの場所において公衆が利用可能であるあらゆるものからなります。またその先行技術が、請求された発明の新規性、進歩性を判断するために役立ち得るものであり、かつ国際出願日の前に公衆が利用できたものであるならば、この先行技術は「関連がある」こととなります。
5. 国際調査で使用される文献は、いわゆる「PCT 最小限資料」によって構成されています。この資料は、フランス、旧ドイツ（1945 年まで）、ドイツ連邦共和国（1949 年から）、日本、大韓民国、旧ソヴィエト連邦及びロシア連邦、スイス（イタリア語文献を除く）、英国、米国、アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）、アフリカ知的所有権機構（OAPI）、ユーラシア特許庁（EAPO）及び欧州特許庁（EPO）により 1920 年以降に発行された特許文献からなります。また、国際事務局により公開された国際出願を含みます。さらに、上記以外の国で 1920 年以降に英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語のいずれかで発行された特許文献のうち、優先権主張がなく、かつ当該国が各国際調査機関に対して利用可能な状態に整備しているものを含みます。

加えて、この資料は 135 種の技術的な定期刊行物からなる非特許文献も含んでいます。

6. 各国調査機関は、上述の「最小限資料」だけでなく、自ら利用可能な他の資料の調査も義務づけられています。なお、韓国語特許文献については韓国知的所有権庁以外の調査機関、日本語特許文献については日本国特許庁以外の調査機関、また、旧ソヴィエト連邦、ロシア連邦及びユーラシア特許庁の特許文献については連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）以外の調査機関において、英語要約が利用可能である場合に限り、当該特許文献は最小限資料とされます。
7. その国際出願の記載が有意義な調査を行うことができないほど不明瞭な場合には、国際調査機関は調査報告を作成しない旨の宣言を行うこととなります。また、国際調査機関が調査を拒否することができる規則 39 で列挙された 6 つのカテゴリー（例えば、科学の理論、診断方法、コンピュータプログラム）の何れか発明の主題が該当する場合にも同様の結果となります。
8. 国際調査機関は、その出願が発明の単一性の要件に適合するか否かを審査します。これは、国際出願が、一の発明、又は単一の一般的発明概念を形成するように関連した一群の発明に関するものでなければならないことを意味しています。
9. 国際調査機関は、発明の単一性の欠如を発見したならば、出願人に対して国際出願で請求された追加的な発明（発明の単一性から外れた発明）各々について追加調査手数料の支払を求めます。この場合、調査機関の審査官は、さほどの労力をかけることなく全発明について完全な調査ができる場合（追加手数料の支払は求めない）を除いて、調査手数料又は追加調査手数料が支払われた発明についてのみ調査報告を作成することとなります。この追加調査手数料の支払を求めないという調査機関の審査官の決断があったからといって、指定官庁が、特許査定（又は拒絶査定）に際して、規則 13 に基づき、発明の単一性の欠如に関する疑問を提起することを妨げるものではありません。
10. 国際調査報告は、関連があると認められた文献の引用、発明の主題の分類（国際特許分類）及び調査分野の表示を含んでいます。国際調査報告には、いかなる見解、意見又は説明の表明も記載されていません（ただし下記「国際調査機関の見解書」参照）。国際調査報告には、引用文献が関連する請求項の特定、引用文献のカテゴリーの表示（特に新規性の点で関連するのか進歩性の点で関連するのか）に関する記載があります。
11. 国際調査機関は、国際調査報告の作成と同時に予備的かつ非拘束的な見解書を作成します。これは、請求された発明が新規性、進歩性及び産業上の利用性を備えているかについての見解を示すものであり、国際予備審査の過程において国際予備審査機関が作成する見解書と正に同じものです。
12. 見解書を作成する上で、先行技術の判断の基準日は、国際出願日、又は優先権が主張された場合にあっては優先日となります（規則 43 の 2.1(b)及び 64.1）。この基準日は、国際予備審査における基準日と一致していますが（規則 64.1）、国際調査報告を作成する上では国際出願日が適用される基準日となります（規則 33.1(a)）。国際調査機関の見解書は、国際調査報告が作成される言語で作成され、出願人及び国際事務局に国際調査報告とともに送達されます。
13. 国際調査機関は、調査用写しの受理から 3 ヶ月又は優先日から 9 ヶ月のうちいずれか遅く満了するまでに国際調査報告及び見解書を作成することになっています。
14. 国際調査機関の見解書に対して、出願人は国際事務局に非公式にコメントを提出することができます。このコメントに関しては PCT 規則に特別の規定は設けられていませんが、PCT 同盟総会での決定に基づいたものです。この非公式コメントは、国際予備審査が請求されなかった場合において、出願人に、国際調査機関の見解書に対する反論を提出する機会を与えることを目的としています。国際調査機関の見解書に対しての

正式な反論は、第Ⅱ章の手続きの一部として第 34 条に基づいて国際予備審査機関に直接提出しなければなりません。

15. 国際予備審査報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除いて、国際調査機関の見解書を基礎にして、国際調査機関の代わりに国際事務局が「特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第Ⅰ章）」を作成します。IPRP（第Ⅰ章）は、出願人により提出された非公式なコメントとともに全ての指定官庁に送達されます。この IPRP（第Ⅰ章）は、優先日から 30 ヶ月後に公衆に利用可能となります。
16. 国際調査機関は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書の写しを出願人及び国際事務局に送付します。国際調査報告で引用された文献の写しは、国際調査機関によっては、出願人への報告に同封されている場合もありますが、そうでない場合には、手数料の支払いを条件として国際調査機関に請求することができます。

国際調査機関の任務

Duties of the International Searching Authority

1. 発明の単一性のチェック（規則 13 及び 40）
2. 発明の名称のチェック（規則 37）、要約のチェック（規則 38）
3. 請求された発明の調査（第 15 条(3)及び規則 33.3）
4. 明白な誤記が次の書類にある場合、その誤記の訂正の許可
 - － 国際出願の願書以外の部分（規則 91.1(b)(ii)）
 - － 国際調査機関に提出された書類（規則 91.1(b)(iv)）
5. 国際調査報告（ISR）の作成（規則 42 及び 43）及び／又は国際調査報告を作成しない旨の宣言（第 17 条(2)）
6. 国際調査機関の見解書（規則 43 の 2）：つまり請求された発明の新規性、進歩性（非自明性）及び産業上の利用性についての最初の非拘束的な見解

PCT における先行技術（第 15 条(2)及び規則 33）

Prior art under the PCT (Article 15(2) and Rule 33)

1. 先行技術とは、
 - － 公衆に対して利用可能とされたものであり、
 - － 世界中の何れかの場所で、
 - － 書面により開示され、
 - － 請求された発明が新規性、進歩性を有するかどうかの判断に役立ち得るものであり、
 - － 国際出願日の前に公衆に利用可能となったもの
2. PCT 最小限資料（規則 34）

国際調査報告 (ISR) (規則 42 及び 43)

International search Report (ISR) (Rules 42 and 43)

1. 国際調査報告には、次の事項が含まれる。

- IPC (国際特許分類) 記号
- 調査を行った技術分野の表示
- 発明の単一性の欠如に関する表示
- 関連する先行技術文献のリスト
- 特定の請求の範囲 (全ての請求の範囲ではない) について有意義な調査ができなかったことに関する表示

2. 国際調査報告は (国際調査機関の見解書とともに)、国際調査機関による調査用写しの受理の日から 3 ヶ月 (通常、優先権が主張されている場合には、優先日から約 16 ヶ月) 又は優先日から 9 ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間内に作成されなければならない

国際調査報告が作成されない場合

Cases where no international search report will be established

1. 国際出願が、国際調査機関が調査を要しないとされている対象に関するものであり、調査を行わないことを決定した場合 (第 17 条(2)(a)(i) 及び規則 39.1)
2. 明細書、請求の範囲又は図面が、いずれの請求の範囲に対しても有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていない場合 (第 17 条(2)(a)(ii))
3. 国際出願が、ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列の開示を含んでいるが、
 - その配列リストが提出されていない
 - 提出された配列リストが実施細則の附属書 C で規定されている基準を満たしていない、又は電子形式ではない (規則 13 の 3.1(d))
 - 期間内に配列リストの遅延提出手数料が支払われない (規則 13 の 3.1(d))

その場合：

- 国際調査機関は、国際調査報告を作成しない旨を宣言し、その宣言は出願とともに公開された国際出願の一部として公開される (規則 48.2(a)(v))
- 出願は有効であるが、国際予備審査機関は審査の基礎となる国際調査報告がないので、通常は国際予備審査を行うことができない (規則 66.1(e))

国際調査機関の見解書（規則 43 の 2）

Written opinion of the ISA (Rule 43bis)

1. 以下の事項についての最初の非拘束的な予備的見解

- － 新規性（非予見性）
- － 進歩性（非自明性）
- － 産業上の利用性

2. 見解書は国際調査報告と同時に全ての国際出願について作成される

3. 見解書は国際調査報告とともに出願人及び国際事務局に送付される

4. 見解書は出願とともに公開されない

5. 国際調査機関の見解書に対する正式な反論手続きはない

ただし、出願人は国際調査機関の見解書に対する非公式コメントを国際事務局に提出できる；国際事務局は当該コメントを IPRP（第 I 章）が指定官庁に送達される場合には一緒に送達する

特許性に関する国際予備報告（IPRP）（特許協力条約第 I 章）（規則 44 の 2）

International preliminary report on patentability (IPRP) (Chapter I of the PCT) (Rule 44bis)

● 出願人が国際予備審査を請求しない場合には、

- 国際調査機関の見解書に基づいて、国際事務局が IPRP（第 I 章）を作成する
- IPRP（第 I 章）及び出願人からの非公式コメントは、
 - ・ 指定官庁に送られる
 - ・ 公衆に利用可能になる（しかし、国際出願及び国際調査報告のように「公開」はされない）
 - ・ ただし、優先日から 30 ヶ月が経過する前にはなされない

第 II 章の手続きにおける国際調査機関の見解書の利用（規則 66.1 の 2）

Use of the written opinion of the ISA for the purposes of the Chapter II procedure (Rule 66.1bis)

● 出願人が国際予備審査を請求する場合には、

- 国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の見解書になる（例外：国際予備審査機関は特定の国際調査機関が作成した見解書を受け入れないことを決定できる）
- 出願人による国際調査機関の見解書に対する非公式コメントは国際予備審査機関には送付されない（第 34 条の補正／抗弁のみ）
- 国際予備審査報告が作成された場合には、国際事務局に提出された非公式コメントは指定官庁又は選択官庁に送付されない

ISA 見解書に対する非公式コメント（留意事項）

- ・ 国際事務局に直接提出すること
- ・ 提出書類に「Informal Comments」（非公式コメント）と明示すること
- ・ 19 条補正書の提出とは別の機会に提出可能。同時に提出する場合には、19 条補正書とは別の書類で提出すること（19 条補正書は国際公開されるが非公式コメントは公開されない）
- ・ 国際事務局は受理通知を送付する
- ・ 優先日から 28 ヶ月以内に提出することを推奨
- ・ 国際予備審査が請求された場合には指定官庁に送付されない
- ・ 優先日から 30 ヶ月を経過した後、国際事務局にて公にされる（閲覧の対象になる）
- ・ コメントをどの程度まで参酌するかは指定官庁の裁量
- ・ 指定官庁はコメントの翻訳を要求できる

PCT ニューズレター（2004 年 10 月号）実務アドバイスより

国際事務局の役割

Function of the International Bureau

WIPO 国際事務局 (IB)

全ての受理官庁に対して出願された国際出願に関する役割

The International Bureau (IB) of WIPO:

Function in respect of international applications filed with any receiving office

- 国際出願の記録原本に対する様式要件の二度目の検査
- 国際出願の公開及び PCT 公報の発行
- 指定官庁に対する国際出願、国際調査報告及び関係する書類の送達
- 国際予備審査の請求書の様式要件の二度目の検査
- 特許性に関する国際予備報告（第 I 章）の指定官庁への送達、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の選択官庁への送達
- 発明の名称及び要約の翻訳（英語及び仏語）、国際調査報告の翻訳（英語）、特許性に関する国際予備報告（第 I 章及び第 II 章）の翻訳（英語、必要な場合）

規則 90.4(d) に基づく国際事務局による放棄

Waiver by the International Bureau under Rule 90.4(d)

国際出願の出願時に願書様式（第 IV 欄）に記載された代理人又は共通の代表者の別個の委任状を提出することを、国際事務局は要求しない

しかし

- 規則 90 の 2（規則 90.4(e)）に基づく取下げのためには全ての出願人の署名（取下げの通告又は委任状において）が求められる
- 出願後に代理人又は共通の代表者を選任する場合、又は代理人又は共通の代表者として選任されていない者によって書類を提出する場合には、委任状が求められる（実施細則第 433(b)号）
- 出願人に代わり行為する代理人又は共通の代表者の権限に国際事務局が合理的な疑義を有する場合には、例外的に別個の委任状が求められる

国際公開

International Publication

1. 国際事務局は、国際出願を国際公開する責任を有します（第 21 条）。この国際公開は、優先日から 18 ヶ月が経過した後速やかに行われます。従って、国際出願が先の出願に基づく優先権を主張し、かつ、優先期間の最後に出願される場合には、通常の場合、国際出願の出願から国際公開まで 6 ヶ月しかありません。国際公開は、出願人の明示の請求によって早期に行うことができます。
2. 国際公開は、出願人によって出願された国際出願の全文を含みます。しかし、願書そのものは公開されず、代わりに願書から抽出した主な書誌事項を含む表題頁（表紙）が公開されます。この国際公開は、国際調査報告及び出願人が提出した第 19 条に基づく請求の範囲の補正をも含みます。国際出願の公開は電子形式のみで行われます。公開された国際出願は次の WIPO のウェブサイトで見学、表示、ダウンロード、印刷することができます。（<http://www.wipo.int/pctdb>）
3. 国際出願が公開言語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語又はスペイン語）で出願された場合は、その出願の言語で公開されます。
4. 国際出願が公開言語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語又はスペイン語）以外の言語で提出された場合には、公開言語の一つであって、国際調査のために出願人が提出した翻訳文の言語、又は国際調査のために翻訳文が求められていない時には国際公開のためだけに提出した翻訳文の言語で公開されます。
5. 国際公開が英語によって公開されない場合は、要約及び国際調査報告の英語への翻訳文が含まれます。
6. 国際公開の法的効果は、指定国の国内法令に依存します。国内出願の公開によって「仮保護」が認められる国内法令の下では、一般的に、公開された国際出願に対しても同じ保護が認められます。
7. 公開された国際出願は次のアドレス（<http://www.wipo.int/pctdb>）において PCT 公報の一部として参照可能となります。PCT 公報は電子形式のみによって公開されます。毎週、公開番号、出願番号、IPC そして出願人名からなる索引が作られます。公開又は再公開された国際出願の書誌事項、公開された国際出願の表紙の図面、要約、そして、特定の国際出願についての更新情報が概要として表示されます。
8. 上述の PCT 公報は、国際事務局によって毎週（通常は木曜日に）発行されています。PCT 公報には、各国際出願の国際公開に関する更新情報と索引のみならず、PCT に関する他の一般情報も含まれています。
9. 国際事務局は、国際出願を各指定官庁に送達する責任を負っています（第 20 条）。この送達は、指定官庁の要求に基づいて、また要求された時に行われます。出願人はこの送達について通知を受けます（様式 PCT/IB/308（最初の通知）及び PCT/IB/308（2 回目の補足的通知））。
10. 国際事務局は、国際出願の指定官庁への送達に公開された国際出願を用います（規則 47.2）。

国際公開（第 21 条及び規則 48）（1）

International publication (Article 21 and Rule 48) (1)

- 優先日から 18 ヶ月経過後速やかにインターネットにて（www.wipo.int/pctdb）
- 国際公開言語
 - － アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語又はスペイン語
 - － 発明の名称、要約及び調査報告は常に英文を含む
- 国際公開の内容
 - － 常に：
 - － 書誌事項と要約とを含む表紙
 - － 明細書、請求の範囲、及び図面（ある場合）
 - － 国際調査報告

国際公開（第 21 条及び規則 48）（2）

International publication (Article 21 and Rule 48) (2)

- － 該当する場合：
 - － 第 19 条に基づく請求の範囲の補正（及び説明）
 - － 規則 4.17 に規定する申立て（規則 48.2(a)(x)）
 - － 規則 13 の 2 に基づいて提出された寄託された生物材料に関する情報（規則 48.2(a)(viii)）
 - － 優先権の回復の請求に関する情報（規則 48.2(a)(xi)）
 - － 公開後に受理した許可された明らかな誤記の訂正に関する陳述（規則 48.2(i)）
 - － 行われなかったものとみなされた優先権の主張に関する情報（規則 26 の 2.2(d)）
- － 出願人の要請により※：
 - － 出願人が優先権の主張の補充又は追加を希望しているが、規則 26 の 2.1(a)に規定する期間が満了している場合に、当該事項に関する情報（規則 26 の 2.2(e)）
 - － 訂正の許可が拒否された明白な誤記の訂正のための請求（規則 91.3(d)）

※手数料については、「PCT 出願人の手引き」附属書 B2/IB を参照

公開された国際出願の送達（第 20 条及び規則 47）

Communication of published international applications (Article 20 and Rule 47)

- 2006 年 7 月 1 日からは紙の写しは出願人からの請求によってのみ送付される
- 国際事務局から指定官庁に送達される
- 指定官庁に国際出願の送達が行われた旨の通知は、出願が指定官庁により受領された証拠となる（規則 47.1(c) の 2)、様式 PCT/IB/308（最初の通知）：変更された第 22 条(1)を未だ適用していない指定官庁を対象、様式 PCT/IB/308（2 回目の補足的通知）：全ての指定官庁を対象）

早期の国際公開（第 21 条(2)(b)及び規則 48.4(a)）

Early publication (Article 21 and Rule 48.4(a))

- 出願人の明示の請求により
- 国際調査報告が利用できる場合：無料
- 国際調査報告が利用できない場合：手数料については「PCT 出願人の手引き」国際段階 一般情報 附属書 B2/IB を参照

PCT 公報（規則 86）

The PCT Gazette (Rule 86)

- 2006 年 4 月 1 日から PCT 公報の紙形式での発行はされていない
- 公報の内容は、公開された全ての国際出願が検索可能なデータベース www.wipo.int/pctdb に電子版として追加される
- この電子版は以下を含む
 - 公開された国際出願
 - 公開された国際出願に関する更新情報
 - 最新の書誌事項
 - 公開番号、出願番号、IPC 及び出願人名による週毎の索引
 - 公示（セクション IV）

国際公開の周期

Frequency of international publication

- 国際出願の国際公開及び PCT 公報の発行は、毎週木曜日に行われている
 - ただし、その木曜日が国際事務局の閉庁日の場合（例えば 5 月下旬のキリスト昇祭（Ascension）の休日、9 月の第 1 日曜日後の木曜日、クリスマス／年始の期間）を除く
- このような場合、必要に応じて国際事務局に公開日がいつになるかを問合せると良い（前日の水曜日に振り替えられることが多い）

国際公開のための技術的準備

Technical preparation for international publication

1. 国際公開のための技術的準備は、通常の場合、実際の公開日の 15 日前に完了する

例えば：国際公開日が 2007 年 1 月 25 日（木）の場合、

技術的準備の完了日は 2007 年 1 月 10 日（水）となる

従って、国際事務局に 2007 年 1 月 10 日（水）より前に到着したいかなる書類も、国際公開において反映される（例えば、名称又はあて名の変更、第 19 条に基づく請求の範囲の補正、国際出願／指定／優先権主張の取下げ）

2. 技術的準備は、国際公開日が国際事務局の公休日のため「通常の」木曜日でない場合や国際公開日前の 15 日に多くの公休日があった場合には、その国際公開日の 15 日前よりも早く完了する場合がある。疑わしい場合は、国際事務局に問合せるとよい

国際公開の効果

Effects of international publication

1. 指定国において公開された国内出願に仮保護が与えられるならば、国際公開によって当該指定国における同一の保護が PCT 出願人に与えられる（第 29 条）
 - － 仮保護が与えられるために以下を条件とすることが可能
 - ・ 翻訳文（請求の範囲のみの場合もある）の提出
 - ・ PCT に基づいて公開された国際出願の写しの指定国による受領、及び／又は
 - ・ 第 21 条(2)(b)による早期公開がなされた場合は、優先日から 18 ヶ月の経過
 - － 各国の要件に関するさらなる情報については、「PCT 出願人の手引」国際段階 一般情報（附属書 B1 及び B2）を参照
2. 公開された PCT 出願は、国際公開日に先行技術となる（規則 34.1(b)(ii)）

国際出願の公開の回避（規則 90 の 2.1(c)）

Preventing publication of the international application (Rule 90bis.1(c))

どのように	－ 国際出願を取下げることにより
いつ	－ 国際公開の技術的準備の完了前に
取下げの通知は	－ 書面によらなければならない（PCT/IB/372 様式の利用が推奨される） － 全ての出願人により、又は全ての出願人に代わって（選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により）署名され、かつ、 － 公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない
安全措置	－ 国際事務局による取下げ通知の受領が公開回避のために間に合った場合にのみ取下げがなされることを条件とするべきである（国際事務局に通知を直接提出する場合）
結果的に	－ 国際出願は公開されず、その出願の効力は消滅する

国際出願の公開の延期（規則 90 の 2.3(d)及び(e)）

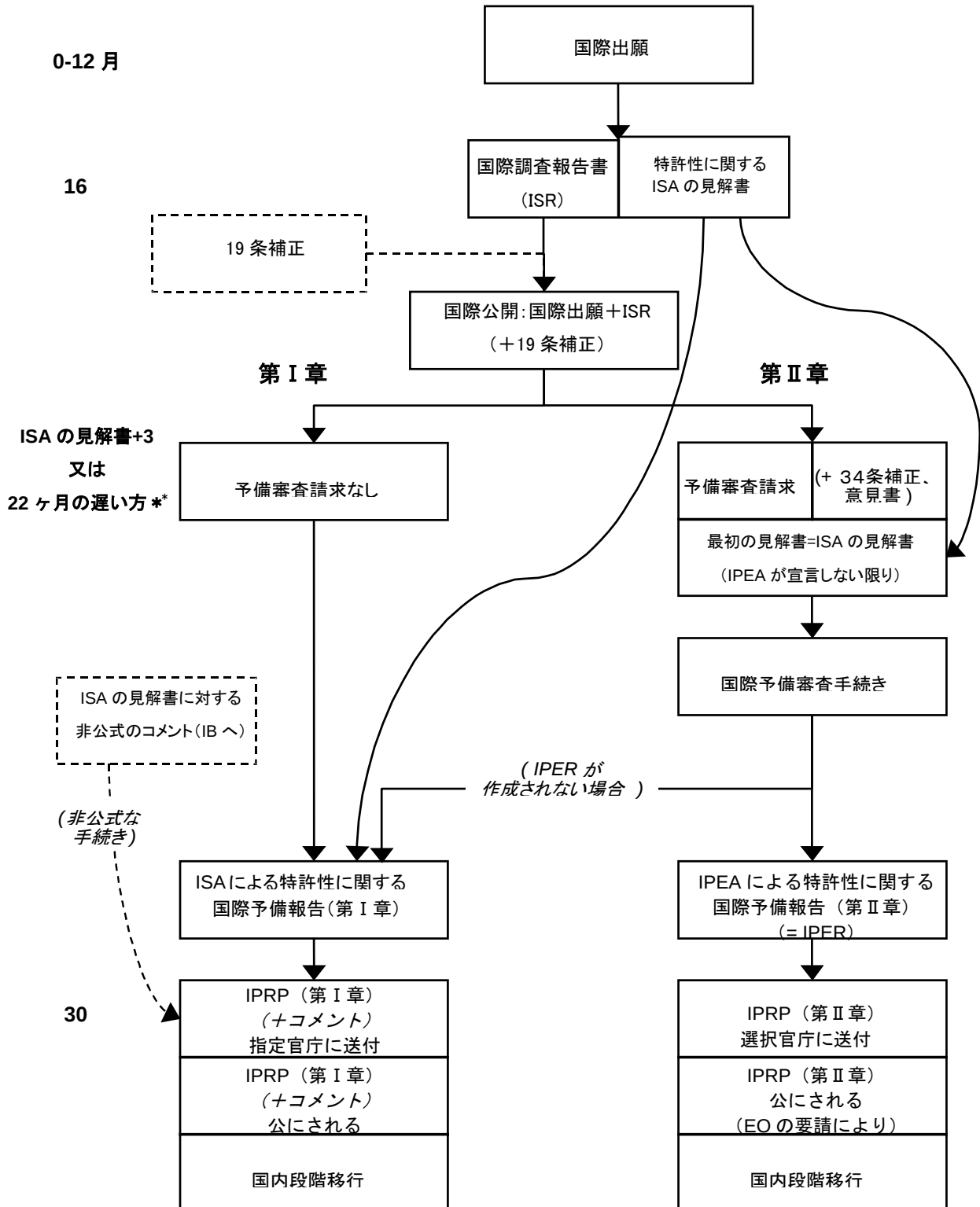
Postponing publication of the international application

(Rule 90bis.3(d) and (e))

- | | |
|------------------------|--|
| どのように
いつ
取下げの通知は | — （最先の）優先権主張を取下げることにより
— 国際公開の技術的準備の完了前に
— 書面によらなければならない（PCT/IB/372 様式の利用が推奨される）
— 全ての出願人により、又は全ての出願人に代わって（選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により）署名され、かつ、
— 公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない |
| 安全措置 | — 国際事務局による取下げ通知の受領が公開延期のために間に合った場合にのみ取下げがなされることを条件とするべきである（国際事務局に通知を直接提出する場合） |
| 結果的に | — 優先日に基づいて計算された全ての満了していない期限が、新たな優先日又は国際出願日に基づいて再計算される。例えば、 <ul style="list-style-type: none">・ 国際公開・ 予備審査請求の提出・ 国内段階移行 |

国際予備審査の請求 Filing of Demand for International Preliminary Examination

拡張された国際調査及び予備審査制度 EISPE System



* 第 22 条(1)の変更を留保している国に対しては、優先日から 19 ヶ月までに予備審査請求をしなければ
国内移行期限は優先日から 20 ヶ月から 30 ヶ月に延長されない

国際予備審査の基本事項 Basics of international preliminary examination

1. PCT 第Ⅱ章に拘束される締約国の出願人が利用できる任意選択的な手続（現在、全ての締約国が PCT 第Ⅱ章に拘束される）
2. 第Ⅱ章に拘束され、かつ指定がなされた全ての締約国の自動的な「選択」を含む「予備審査請求書」を国際予備審査機関（IPEA）に直接提出しなければならない（現在、全ての締約国が PCT 第Ⅱ章に拘束される）
3. 国際予備審査機関による、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する予備的、非拘束的な見解が得られる
 - － 特許性に関して各選択国の国内法令に基づいた見解を提供するものではない
4. 選択国の国内段階に移行する前に、国際出願の全体について補正する機会が出願人に与えられる
5. 第 22 条(1)に基づく 20 ヶ月の期限が引き続き適用される指定官庁に関して、優先日から 19 ヶ月以内に予備審査が請求された場合には、国内段階移行期限は優先日から 20 ヶ月であったものが 30 ヶ月まで延長される

請求する資格のある者（第 31 条(2)(a)及び規則 54.2） Who is entitled to make a demand (Article 31(2)(a) and Rule 54.2)

- 出願人（出願人が 2 人以上いる場合にはそのうちの少なくとも 1 人）が以下に該当する場合には予備審査を請求する資格を有する
 - － 第Ⅱ章に拘束される PCT 締約国*の国民又は居住者であって、かつ、
 - － その出願人の国際出願が、第Ⅱ章に拘束される締約国*の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に出願されていること

* 現在、全ての締約国が PCT 第Ⅱ章に拘束される

国際予備審査の請求先（規則 59） Where to file the demand (Rule 59)

1. 管轄国際予備審査機関（IPEA）に直接提出する
2. 管轄国際予備審査機関は、
 - － 受理官庁により特定されており、
 - － 受理官庁により 2 以上特定されている場合は、出願人が国際予備審査機関を選択する
3. 国際予備審査機関の選択を行う際に出願人が注意すべき事項
 - － その国際予備審査機関で認められる言語
 - － 特定の国際調査機関で国際調査された国際出願のみを対象とする国際予備審査機関がある（例えば、IPEA/EP、IPEA/US）
4. 受理官庁としての国際事務局に国際出願がなされた場合、管轄となる国際予備審査機関は、出願人の国籍又は住所に基づいた管轄受理官庁（のどれか）にその国際出願がなされていたと仮定した時に管轄となるであろう国際予備審査機関である
5. 国際予備審査機関の選択は予備審査請求書の最初の頁に表示する

国際予備審査請求書の管轄国際予備審査機関への送付（規則 59.3）

Transmittal of demand to competent IPEA (Rule 59.3)

1. 請求書が管轄しない国際予備審査機関、受理官庁、国際調査機関又は国際事務局に提出された場合、それらの機関又は官庁は、
 - － 請求書に受理の日付を記載し、
 - － 当該請求書を国際事務局に送付し、その後国際事務局は管轄国際予備審査機関に送付する（管轄国際予備審査機関が複数ある場合は出願人の選択による）、又は、
 - － 当該請求書を管轄国際予備審査機関（管轄国際予備審査機関が複数ある場合は出願人の選択による）に直接送付する
2. 管轄国際予備審査機関に送付された請求書は、当該請求書が受理官庁、国際調査機関、国際事務局又は管轄しない国際予備審査機関によって受理された日に管轄国際予備審査機関に代わって受理されたものとみなされる

国際予備審査の請求時期

At what time should a demand be filed

- 次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる
 - － 出願人への国際調査報告及び国際調査機関の見解書の送付から 3 ヶ月
 - － 優先日から 22 ヶ月
- ただし、2002 年 4 月 1 日以降も第 22 条(1)で規定する 20 ヶ月の移行期限を継続して適用する全ての指定官庁に対して、国内段階への移行期限を優先日から 30 ヶ月に繰り延べるためには、優先日から 19 ヶ月を経過する前に請求を行う必要がある
- 国際予備審査は、規則 54 の 2.1(a)に規定する期限を経過する前には開始されない。ただし、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除く
- 推奨：国際調査報告及び国際調査機関の見解書を受け取った後、引用された先行文献を評価し、さらに手続きを進めるか否かを決断する。手続きを進める場合は、見解書を参酌して補正／抗弁とともに可能な限り速やかに予備審査を請求することによって、国際予備審査報告の作成までの期間（通常、優先日から 28 ヶ月）を十分に取ることができる

請求書の署名（規則 53.8）

Signature of demand (Rule 53.8)

- 請求書において選択国のための出願人*として表示された者のみが請求書に署名する必要がある
- 出願人が代理人又は共通の代表者を選任している場合は、その代理人又は共通の代表者が署名できる
- 選任された代理人又は共通の代表者がいない場合は、出願人のうちの一人が請求書に署名していれば十分（規則 60.1(a) の 3）
- いくつかの機関では、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出要件を放棄している（規則 90.4 及び 90.5）

* 米国に対する発明者／出願人が、署名するのが不可能又はその意志がない場合については、規則 53.8(b)及び 4.15(b)を参照

国際予備審査請求書

The demand form

1. 印刷された請求書の様式 (PCT/IPEA/401)
 - － 定期的に改訂される。
 - － 国際予備審査機関 (IPEA) 又は受理官庁 (RO) から無料で入手できる
 - － 「PCT 出願人の手引」第 I/B 巻の附属書 Y にマスターコピーが含まれている
 - － インターネットからも入手可能 (www.wipo.int)
2. コンピュータで作成した請求書の様式 (規則 53.1(a) 及び実施細則 102(h) 及び(i))
 - － レイアウト及び内容についての願書様式に対する要件と同じ

国際予備審査の請求書：内容 (規則 53)

The demand for international preliminary examination: contents (Rule 53)

国際予備審査請求書には、次の事項を記載しなければならない

- － 申立て
- － その国際出願を特定できる表示 (例えば、国際出願番号)
- － 第 II 章の下での出願人の氏名又は名称
- － 該当する場合は、代理人の氏名
- － 国際予備審査が行われるための基礎となる事項 (補正に関する記述)
- － 国際予備審査のための言語
- － 少なくとも一人の出願人又は代理人の署名

第 II 章における欠陥と補充 (訂正) 手続 (1)

Defects under Chapter II and correction procedures (1)

1. 補充 (訂正) により請求書の提出日が後になる欠陥
 - － 請求をする適格者が一人もいない (規則 54.2(i))
 - － 国際出願が特定できない (規則 60.1(b))
2. 優先日から 19 ヶ月経過後に請求を行う
(第 22 条(1)で規定する 20 ヶ月の移行期限を継続して適用する官庁のみに関係する)
 - － 規則 54 の 2.1(a)における適用期限内に提出した場合には、請求が有効となるが、国内段階への移行期限が 30 ヶ月まで繰り延べられない (第 39 条(1)(a))

第Ⅱ章における欠陥と補充（訂正）手続（２）

Defects under Chapter II and correction procedures (2)

3. 請求日に影響を与えることなく補充（訂正）できる欠陥
 - － 管轄外の国際予備審査機関への請求書の提出（規則 59.3）
 - － 様式上の欠陥（規則 53.1）
 - － 申立ての欠落（規則 53.3）
 - － 出願人及び代理人に関する表示の欠陥（規則 53.4 及び 53.5）
 - － 請求書の言語（規則 55.1）
 - － 少なくとも一人の署名の欠如（規則 53.8 及び 60.1(a)の 3）
 - － 第 34 条補正に言及しているが提出されていない（規則 53.9(a)(i)）
 - 【解決方法】規則 60.1 に基づく求めに応答して欠陥を補充（訂正）する
 - － 手数料の未払い又は不足（規則 58 の 2）
 - 【解決方法】指令に対して不足分を支払う（必要な場合、後払い手数料と一緒に）

4. 請求書の補充（訂正）をすることができない場合又は遅すぎる場合
 - － 国際予備審査機関に対して明白な誤記の訂正を請求する（規則 91）
 - － 指定官庁又は選択官庁による検査を請求及び訂正機会の利用（第 25 条、第 26 条及び第 39 条(3)）

国際予備審査

International Preliminary Examination

1. 特許協力条約（PCT）の第Ⅱ章によって出願人は国際出願の国際予備審査を求めることができます。国際予備審査は国際段階において出願人の任意選択によるものです。これは国内段階に入る前に、請求された発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するかどうかに関する国際予備審査機関（IPEA）の見解が示された国際予備審査報告（特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第Ⅱ章））を得ることができるという利益を出願人に与えます（第 33 条(1)）。
2. IPRP（第Ⅱ章）は、国内・広域官庁（選択官庁）の審査を拘束するものではありませんが、それは非常に説得力のあるものとして国内・広域官庁によって益々評価されてきており、いくつかの官庁では国内・広域段階における審査手数料を減額しています。さらに、出願人による国際予備審査の請求（国際予備審査請求書）が優先日から 19 ヶ月が経過する前に提出された場合には、第Ⅱ章に拘束される全ての指定官庁は、出願人が早期開始の請求をしない限り、優先日から少なくとも 30 ヶ月が経過するまで国内段階の開始を延期しなければなりません。
3. 国際予備審査の手続きは、翻訳費用、国内手数料及び現地代理人費用等の相当な出費を伴う国内・広域段階への移行をするか否かを判断する前に、発明の商業的見込みや国内・広域段階における特許取得の見通しについて評価する時間と機会を出願人に与えます。さらに、国内・広域段階に入ったとき、国際予備審査の結果を活用できるため、選択官庁での処理が簡単になります。
4. **国際予備審査の請求をすることができる者：第Ⅱ章に拘束される国** 国際予備審査の請求は、出願人の少なくとも 1 人が PCT 第Ⅱ章に拘束される締約国の国民又は居住者であり、かつ国際出願が第Ⅱ章に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に提出されている場合にのみ行うことができます（第 31 条(2)(a)及び規則 54）。現在、全ての締約国が第Ⅱ章に拘束されています。
5. **国際予備審査請求書** 国際予備審査請求書では、出願人は国際出願において指定した全ての締約国を自動的に選択することになります。これらの国を「選択国」といいます（第 31 条(4)(a)）。
6. 国際予備審査請求書は、管轄の国際予備審査機関（IPEA）に提出しなければなりません。しかしながら、誤ってその国際予備審査に対して管轄しない国際予備審査機関、又は受理官庁、国際調査機関、国際事務局に請求書が提出された場合には、その請求書は、その官庁又は機関によって管轄国際予備審査機関に直接送付されるか、又は先ず国際事務局に送付され、その後国際事務局により管轄国際予備審査機関に送付されます。その間、当初の請求書の提出日は確保されます（規則 59.3）。
7. 国際予備審査請求書は印刷された様式又はコンピュータで作成された様式（様式 PCT/IPEA/401）を用いて、様式上に明示された必要事項を記入しなければなりません（規則 53 参照）。国際予備審査請求書の様式のマスターコピーは「PCT 出願人の手引」（www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm）から入手できます。
8. **国際予備審査が行われるための言語** 国際出願が調査された言語又は公開された言語が、国際予備審査機関によって認められない言語である場合は、出願人は求めの日から 1 ヶ月以内に翻訳文を提出するよう求めら

れます。出願人がその求めにおいて示された所定期間内に翻訳文を提出しなかった場合、予備審査請求書は提出されなかったものとみなされ、国際予備審査機関はその旨を宣言します。

9. **手数料** 国際予備審査の請求をする時は、二種類の手数料を支払います。一つは予備審査手数料（規則 58）で国際予備審査機関が受け取ります。もう一つは、取扱手数料（規則 57）で国際事務局が受け取ります。これらの手数料は、各国際予備審査機関により決められた通貨で国際予備審査機関に対して支払います。
10. 国際予備審査請求書の作成方法及び手数料の支払に関する詳細は、請求書に添付された備考及び手数料計算用紙に記載されています。
11. **国際予備審査機関での手続** 国際予備審査機関は、国際予備審査請求書を受理すると、様式上の要件や手数料の支払をチェックします。必要な場合には、出願人に様式要件の充足のための補充・訂正や不足している手数料額の支払を求めます。国際予備審査機関は請求書の原本又は写しを国際事務局へ送付し（規則 61.1(a)）、国際事務局は選択国に選択されたことを通知し、出願人にもその旨知らせます（規則 61.1(b)及び 61.2）。
12. **補正及び／又は抗弁の提出** 国際予備審査請求書を提出する時、又は国際予備審査が開始される前に、出願人は国際出願（請求の範囲、明細書及び図面）を補正する機会を有します（第 34 条(2)(b)及び規則 66.1）。国際予備審査は、審査の開始の時に国際出願に含まれている明細書、請求の範囲及び図面（規則 53.9 に規定されている補正に関する記述に言及され既に提出されている補正を含む）について行なわれます。補正は、出願当初における国際出願の開示の範囲を越えてはなりません（第 34 条(2)(b)）。
13. 多くの場合（つまり、国際調査機関と国際予備審査機関が同じ機関の場合）国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の見解書とみなされること、及び、ほとんどの場合に国際予備審査機関は 2 回目の見解書を出願人に送付しないことから、出願人は見解書に応答するための第 34 条に基づく補正及び／又は抗弁を予備審査請求書とともに提出するべきです。
14. 通常、国際予備審査は、国際調査報告又は第 17 条に基づく宣言、及び国際調査機関の見解書が作成されるまで開始されません（規則 69.1(a)）。出願人は、国際出願の手続をさらに進めるかどうか、又国際予備審査請求をするかの決断をする前にそれらの書類を参照することができます。国際調査報告及び国際調査機関の見解書の結果によって、国際出願で請求された発明が新規性・進歩性を欠いていることが明らかになるまでは予備審査の費用を負担する必要はありません。同一の官庁に調査と審査を出願人が請求している場合であって、その官庁がテレスコピック処理（規則 69.1(b)）を採用している場合には、国際予備審査が早まることがあります。しかし、実務上はその可能性はあまり生じません。
15. **どの請求の範囲を審査するのか** 国際予備審査を開始する際の他の条件としては、条約に基づいた様々な補正の可能性があることを考慮して（第 19 条(1)及び第 34 条 (2)(b)）、出願人が審査してほしい請求の範囲を明確にすることです。そのために請求書の様式には、予備審査を行うための基礎となるものを明らかにする記述欄を設けてあります。この基礎となりうるものは、出願当初の明細書、請求の範囲及び図面、及び／又は第 19 条に基づき補正された請求の範囲、及び／又は第 34 条に基づき補正された明細書、請求の範囲及び図面です（後者の補正は、予備審査請求と通常一緒に提出される）（規則 53.9）。このような記述が、請求書に含まれていなければ、国際予備審査機関が請求書、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言（第

17 条(2)(a)）及び国際調査機関の見解書を入手した時に国際予備審査が開始されます。

16. 予備審査請求をした後に第 19 条に基づく請求の範囲の補正を国際事務局に提出した場合には、出願人は同時にその補正の写しを IPEA に送付することが推奨されます（規則 62.2(a)）。
17. **国際予備審査の基準** 国際予備審査において、IPEA は出願当初又は補正された請求の範囲が、次の三つの基準、つまり PCT に定義されている意味での新規性、進歩性（非自明性）及び産業上の利用可能性を満たしているかどうかについて見解を提供します（第 33 条）。
18. 請求の範囲に記載されている発明は、先行技術のうちに該当するものがない場合には新規性を有するものとされます（第 33 条(2)）。PCT 規則は、国際予備審査にあたり「先行技術」となるものを定義しています（規則 64）。
19. 請求の範囲に記載された発明は、当該技術分野の当業者にとって先行技術からみて自明のものでない場合に、進歩性を有するものとされます（第 33 条(3)）。
20. 請求の範囲に記載された発明は、いずれかの産業分野においてその発明の対象がその発明の性質に応じ技術的な意味において生産し又は使用することができるものである場合には、産業上の利用可能性を有するものとされます（第 33 条(4)）。
21. 国際予備審査は、国際出願がこれら三つの基準（新規性、進歩性及び産業上利用可能性）を満たしているかを審査することに限定されません。国際予備審査は、補正が当初の開示の範囲を越えている、開示が不十分である、発明の単一性が欠如していること等の他の欠陥をも指摘します（規則 66.2(a)(i)、(iii) 及至(v) 参照）。
22. 實際上、新規性及び進歩性の評価は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書に引用された文献に関連して、また「PCT 国際審査及び予備審査ガイドライン」に従ってなされます。審査官は、通常はありませんが場合によって、国際調査報告及び ISA の見解書に記載された以外の文献を追加的に引用することがあります。
23. 選択官庁は、国内段階において国際出願の請求の範囲に記載された発明の特許性を判断する上で、先行技術や他の特許性の要件（出願の形式又は内容を除く）に関して国内法令の基準を適用する自由がある（第 27 条(5)）ということは留意すべき重要事項です。しかし、出願の形式又は内容については、いかなる国内法令も条約及び規則に定める要件と異なった要件又は追加的な要件を満たすことを要求してはなりません（第 27 条(1)）。
24. **国際予備審査を要しないもの** 国際出願の対象が特定の種類のものである場合、国際予備審査を行うことを要しません（第 34 条(4)(a)(i)）。これらは規則 67 に規定されています。また、明瞭性が明らかに欠けているため又は請求の範囲が明細書によって十分に裏付けされていないため、有意義な見解を示すことができない場合には、国際予備審査機関は国際予備審査を行わないことができます（第 34 条(4)(a)(ii)）。
25. **出願人の答弁** 例外的に、国際予備審査報告が作成される前に、1 回以上の追加的な見解書が提示され出願人に答弁が求められることがあります（規則 66.4 及び 66.4 の 2）。その場合には、出願人はさらに補正書や

抗弁を提出することができます（規則 66.3）。

26. 国際予備審査機関と出願人との非公式の連絡は規則 66.6 に規定されています。予備的で拘束力のない国際予備審査の特長からして、審査官の見解を公式に見直すための規定は発明の単一性の欠如における追加手数料の支払に対する異議申立てを除いて存在しません（第 34 条(3)及び規則 13 及び 68.3）。
27. 国際予備審査は、一つの例外を除いて特許庁での通常の特許審査に似ています。例外とは、予備審査では審査官が指定する応答期間が通常の特許審査手順における応答期間より短いことです（規則 66.2(d)）。この理由は、国際予備審査が期限内に完了するように、出願人の迅速な応答が求められているからです（規則 69.2）。
28. **特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）** 国際予備審査は IPRP（第Ⅱ章）の作成によって終了します。この報告は、優先日から 28 ヶ月以内、規則 69.1 に規定する国際予備審査の開始の時から 6 ヶ月以内、又は規則 55.2 に従って提出された翻訳文を IPEA が受理した日から 6 ヶ月以内、のうち最も遅く満了する期間以内に作成されます（規則 69.2）。報告の一般的内容は、第 35 条(2)及び(3)及び規則 70 に規定されています。
29. IPRP（第Ⅱ章）は、非拘束的な見解であり、各請求の範囲について PCT で定義された新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件が満たされているか否かの記述を含んでいます。記述にはその結論を裏付けると考えられる文献の引用が示されています。必要な場合にはさらなる説明が付されます。発明が選択国の国内法令に基づいて特許可能であるかどうかについては記述されません。補正された国際出願に基づいて報告が作成された場合は、補正を含む全ての用紙の写しが附属書類として報告に添付されます。
30. 国際予備審査機関は報告を出願人及び国際事務局に送付します（規則 71）。報告は国際出願が公開された言語、又は国際予備審査が国際出願の翻訳により行われた場合には翻訳の言語で作成されます（規則 70.17）。いくつかの選択国の言語上の要求に応えるため、国際事務局は、必要に応じて報告を英語に翻訳します（第 36 条(2)及び規則 73）（規則 72 も参照）。国際事務局は報告のみを翻訳し附属書は翻訳しません。報告は公開されず、出願人及び選択官庁以外の者は国際段階の間は利用できません。IPRP（第Ⅱ章）の送付により第Ⅱ章に基づく手続きは完了します。
31. 出願人は報告を受け取った後（遅くとも、優先日から 28 ヶ月（規則 69.2））、優先日から 30 ヶ月の期間が満了するまでの期間（第 39 条及び第 40 条）に、その報告をもとに選択国の国内段階又は広域段階に入って手続を進めるかどうかについて検討し、決定します。国内段階に入る際に選択国に翻訳文を提出しなければならない場合は、通常の場合、出願当初の国際出願の翻訳文と国際予備審査報告の附属書として採用されている補正書の翻訳文を提出しなければなりません（規則 74）。附属書の翻訳文についての要件は選択国の間で多少異なります。「PCT 出願人の手引」国内段階の各選択国に関する章に適用される要件が示されています。
32. **国際予備審査に関する他の詳細** これまで、国際予備審査の重要な特徴を概説しました。国際予備審査の手続を定めた詳細な規定は、第 31 条乃至第 42 条及び規則 53 乃至 78 に示されています。その他、国際予備審査を理解するために不可欠なものは「PCT 出願人の手引」です。また、「PCT に基づく実施細則」の第 6 部、「PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン」、及び国際予備審査機関の機能に関する国際事務局と国際予備審査機関との間の取決め（www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.htm）を必要に応じて参照してください。

国際予備審査の開始（規則 69.1）

Start of international preliminary examination (Rule 69.1)

1. 国際予備審査機関が以下のものを保有したとき：

- － 国際予備審査請求書
- － 国際調査報告（又は第 17 条(2)(a)に基づく宣言）及び国際審査機関の見解書
- － 予備審査手数料及び取扱手数料

ただし、国際予備審査機関は、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除くほか、規則 54 の 2.1(a)に規定する期間の満了前までは、国際予備審査を開始しない

2. 請求書が補正に関する記述を含み、その補正書の写しが利用可能であるとき（規則 69.1(c), (d)及び(e)参照）

3. 国際予備審査が国際出願の翻訳文に基づいて行われる場合は、その翻訳文が利用可能であるとき（規則 55.2(c)参照）

国際予備審査

International preliminary examination

1. 国際予備審査の目的は、以下の事項についての予備的かつ非拘束的な見解を提供すること

- － 新規性（非予見性）（第 33 条(2)及び規則 64）
- － 進歩性（非自明性）（第 33 条(3)及び規則 65）
- － 産業上の利用可能性（第 33 条(4)）

2. 「関連ある先行技術」（規則 64 及び規則 33）

3. 国際調査機関にて調査された請求の範囲のみが国際予備審査機関において審査される（規則 66.1(e)及び 66.2(a)(vi)）

4. 発明の単一性欠如の発見（規則 68）

- － 要件は国際調査の場合と同じ（規則 13 及び国際調査及び予備審査ガイドライン パラグラフ 10.20 乃至 10.59 を参照）
- － 国際予備審査機関は請求の範囲の限定又は追加手数料の支払（異議申立とともに支払うことが可能）を求める
- － 出願人は「主発明」及び追加手数料を支払うべき発明を選択することができる

国際予備審査における先行技術（規則 64.1）

Prior art for international preliminary examination (Rule 64.1)

規則 64.1 先行技術

- (a) 第 33 条(2)及び(3)の規定の適用上、世界のいずれかの場所において書面による開示（図面その他の図解を含む。）によって公衆が利用することができるようにされているもの全てを先行技術とする。但し、公衆が利用することができるようにされていることが基準日前に生じていることを条件とする
- (b) (a)の規定の適用上、基準日は次の日とする
- (i) (ii)の規定が適用される場合を除き国際予備審査の対象である国際出願の国際出願日
 - (ii) 国際予備審査の対象である国際出願が先の出願に基づく優先権の有効な主張を伴う場合には先の出願の日

国際予備審査機関の見解書（規則 66.2）

Written opinion of IPEA (Rule 66.2)

1. 国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の見解書とみなされる（例外的に、国際予備審査機関は特定の他の国際調査機関が作成した見解書を受け入れないことを決定する）
2. 国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の見解書とされた場合には、2 回目の見解書は作成されなくともよい
3. 2 回目の見解書が作成された場合には、当該 2 回目の見解書に示された期限までに答弁することができる

特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）

The international preliminary report on patentability (Chapter II)

1. 次の期間のうち最も遅く満了する期間に国際予備審査機関により作成されなければならない（規則 69.2）
 - ・ 優先日から 28 ヶ月
 - ・ 規則 69.1 に規定する国際予備審査の開始の時から 6 ヶ月
 - ・ 規則 55.2 に基づく翻訳文を受理した日から 6 ヶ月
2. 報告の基礎として採用された補正又は訂正（つまり、規則 91 に基づいて国際予備審査機関により許可された明白な誤記の訂正）を含んだ全ての用紙からなる「附属書類」を含む（規則 70.16(a)）
また、国際出願の開示の範囲を超えてされたものとされた補正に関する差し替えられた又は取り消された用紙を含むことがある（規則 70.16(b)）
3. 書簡又は後の補正書によって差し替えられた前の補正書の用紙は報告に添付されない（規則 70.16）
4. 国際段階において国際機関に対する不服の申立て又はさらなる手続きについての規定はない
5. 出願人及び国際事務局に送付される（規則 71.1）
6. 国際事務局は報告の写し及びその報告について必要とされる英語への翻訳文（国際事務局が翻訳）を各選択官庁に送付する（第 36 条(3)(a)及び規則 72.1）
7. 「附属書類」は国際事務局によっては翻訳されない（第 36 条(3)(b)）

特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）に関する追加事項
Additional remarks concerning
the international preliminary report on patentability (Chapter II)

1. IPRP（第Ⅱ章）において、次の事項についての注意を喚起する
 - － 書面による開示以外の開示（規則 64.2 及び 70.9 を参照）
 - － ある種の公表された文書（規則 64.3 及び 70.10 を参照）
2. IPRP（第Ⅱ章）において、次の文献が列記される（規則 70.7）
 - － 請求の範囲に関してなされた記述を裏付けるため関連のあると認められる全ての文献
 - － 文献は国際調査報告に引用されているか否かを問わない
 - － 国際調査報告に引用された文献で国際予備審査機関が関連のあると認めるもの

国際予備審査が遅れる理由
Reasons for delay in international preliminary examination

1. 出願人による理由
 - － 手数料の支払が遅れた
 - － 請求書の欠陥を訂正するのが遅れた
 - － 請求書において補正に関しての記述が不完全であった
 - － 補正に関する記述に言及した補正書を請求書に添付しなかった
 - － 国際出願又はその補正の必要な翻訳文の提出が遅れた
 - － 発明の単一性が満たされていない場合、追加審査手数料の支払指令に対する応答が遅れた
 - － 見解書に対する応答が遅れた
 - － 補正を含む差替え用紙の提出をしなかった
2. 国際調査機関による理由
 - － 国際調査報告の作成が遅れた
3. 国際予備審査機関による理由
 - － 発明の単一性欠如の発見が遅れた
 - － 見解書の作成が遅れた

出願人、代理人又は発明者に関する変更の記録 Recording of Changes Relating to the Applicant, the Agent or the Inventor

規則 92 の 2 : 該当する変更

Rule 92bis: cases covered

- 氏名若しくは名称の変更
- あて名の変更
- 国籍の変更
- 発明者の追加／削除
- 発明者の死亡
- 出願人の変更（譲渡、追加、削除）
- 代理人の変更

規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請

Request for recording of a change under Rule 92bis

- 書面において要請する
- 国際事務局若しくは受理官庁に提出
- 一般的には国際段階で証拠を求めることはない
(しかし、国内段階に入った場合に指定官庁が証拠（例えば、譲渡証書）を求める場合がある)
- 国際事務局は出願人に（様式 PCT/IB/306 を使って）、要請された変更が記録されたことを通知する

規則 92 の 2 に基づく出願人の名義の変更の記録

Recording of a change in the person of the applicant under Rule 92bis

- (旧) 出願人の同意書なしに、願書に記載されていない者（新たな出願人）が名義の変更を要請する場合には、譲渡証書又は名義の変更を裏付ける書類の写しを変更の要請と共に提出する
- 新たな出願人の新たな代理人が要請を行う場合には、上記書類に加えて変更後の出願人の委任状を同時に提出する
(ただし、国際事務局に直接要請する場合であって、変更後の出願人が複数いる場合には「みなされた共通の代表者」のみの委任状で可)
- 記録された代理人が要請を行う場合には、新たな出願人に署名された委任状を要請と同時に提出する
(ただし、国際事務局に直接請求する場合には委任状は不要)

規則 92 の 2 に基づく期限（１）

Time limit under Rule 92bis (1)

- 要請は優先日から 30 ヶ月の期間の満了前に国際事務局に受理されなければならない
したがって、受理官庁に要請を行うことは可能であるが、（期限が迫っている場合には）国際事務局に直接提出すべき
- 期間の満了の後に国際事務局が記録の要請を受理した場合には、要請された変更は記録されない。
出願人は関係する各指定及び選択官庁に対して手続きを行う必要がある

規則 92 の 2 に基づく期限（２）

Time limit under Rule 92bis (2)

- 出願人が国際出願の国際公開に特定の変更が反映されることを望む場合には、変更の記録の要請が国際事務局に国際公開の技術的準備が完了（通常、実際の公開日から 15 日前）する前に到達しなければならない
- 変更の記録の要請が国際事務局に到達するのが遅かったため国際公開に反映させることができない場合には、国際事務局は関係する全ての指定及び選択官庁に通知する

PCT における補正 Amendments under the PCT

第 19 条に基づく請求の範囲の補正

Amendment of the claims under Article 19

1. 国際調査報告書及び国際調査機関の見解書の受領後、請求の範囲を 1 回だけ補正できる（明細書及び図面は第 19 条に基づいて補正できない）
2. 補正された請求の範囲は出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない（第 19 条(2)）（しかし、この時点ではこの要件を満たすか否かはチェックされない）
3. 請求の範囲の補正書には説明書を添付することができる（第 19 条(1)及び規則 46.4）
4. 通常の場合、国際調査報告書及び国際調査機関の見解書の送付の日から 2 ヶ月以内に提出されなければならない（規則 46.1）
5. 国際事務局に直接提出する（規則 46.2）
6. 「仮の保護」（適用される場合）の範囲をより明確に規定するために一般的に用いられる
7. 国際出願の一部として出願時における請求の範囲とともに優先日から 18 ヶ月経過後に公開される（規則 48.2(f)）
8. 国際予備審査の過程で、請求の範囲に加えて明細書及び図面を補正することができる（第 34 条）

第 34 条に基づく国際出願の補正（規則 53.9 及び 66.3 乃至 66.9 参照）

Amendment of the international application under Article 34 (see Rules 53.9 and 66.3 to 66.9)

1. 第 II 章に基づく国際予備審査において、国際出願の全ての部分が補正可能
2. 第 II 章の手続き中に補正を希望する場合には、以下の時期に提出すべきである
ー予備審査請求書と共に。この場合には当該補正に基づいて審査されることから出願人と審査官にとって無駄な時間が生じない（規則 53.9）
ー遅くとも予備審査請求書の提出期間（規則 54 の 2.1(a)）の経過する前に
3. 留意事項：審査官が更なる見解書や報告書の作成を開始した後に補正書が提出された場合は、その補正は考慮されなくともよい（規則 66.4 の 2）

国際段階での補正の比較

Comparison between types of amendments during the international phase

第 I 章（第 19 条補正）

- － 全ての指定官庁に有効
- － 請求の範囲のみ対象
- － 国際調査報告及び国際調査機関の見解書の受領後に提出
- － 国際事務局に直接提出（国際調査機関ではない）
- － 国際事務局による方式審査
- － 国際事務局によって国際出願の一部として国際公開
- － 撤回しない限り国際予備審査機関の審査の基礎となる

第 II 章（第 34 条補正）

- － 全ての選択官庁に有効
- － 明細書、請求の範囲、図面が対象
- － 望ましくは予備審査請求書と共に、又は国際予備審査機関による審査中に提出
- － 国際予備審査機関に直接提出
- － 国際予備審査機関による方式及び実体審査
- － 補正書は国際予備審査機関と出願人との間で秘密であり、国際段階では公開されない
- － 差替えのない限り国際予備審査機関の審査の基礎となる

国内段階に移行するときの補正（第 28 条、第 41 条及び規則 52、78）

Amendments upon entry into national phase

(Articles 28 and 41 and Rules 52 and 78)

1. 国際出願の全ての部分が補正可能
2. 通常、国内段階移行の要件を満たしてから少なくとも 1 ヶ月を期限とする（第 22 条又は第 39 条(1)の期限からではない）
3. 各国の国内法令によっては更に遅い期限を適用する
4. 指定官庁及び選択官庁毎に異なる補正が可能
5. 国内段階で必要となる請求の範囲に対する手数料は国内段階に移行したときの有効な請求の範囲の数に基づいて計算される

補正の方法（規則 46.5 及び 66.8）

How to make amendments (Rules 46.5 and 66.8)

1. 以下の書類を提出する
 - － 用紙ごとに先に提出した用紙とは異なる差替え用紙（補正が用紙全体を削除する場合を除く；この場合は書簡によって通知する）
 - － 差替えられる用紙と差替え用紙との相違を説明する添付書簡であって、出願人又は代理人により署名されたもの
2. 請求の範囲が追加された場合における請求の範囲の番号付けに関しては実施細則 205 号参照
3. 用紙が追加された場合における用紙の番号付けに関しては実施細則 311 号(b)(ii)を参照

第 19 条又は第 34 条に基づく補正を含む差替え用紙の提出

Filing replacement sheets containing amendments under Article 19 or 34

1. 受理官庁には提出しないこと
2. 第 19 条に基づき提出する場合（請求の範囲のみ）は直接ジュネーブの国際事務局に提出しなければならない
 - － しかし、明白な誤記の訂正（規則 91）も含む場合は、訂正の許可を得るために国際調査機関にも提出しなければならない
3. 第 34 条に基づき提出する場合（明細書、請求の範囲、図面）は、管轄国際予備審査機関に直接提出しなければならない
 - － 明白な誤記の訂正（規則 91）も含む場合は、その管轄国際予備審査機関が訂正の許可に関しても権限のある機関となる

国内段階への移行

Entry into the national Phase

1. 国際段階の後に国内段階があります。指定官庁又は選択官庁において国内段階の手続きを進め審査を開始させるためには、出願人は「国内段階に移行する行為」とらなければなりません。出願人が所定の期間内に国内段階に移行する手続きをしなければ、その国際出願は関係する指定又は選択国においてその効果を失い、その国の国内出願を取下げたのと同様の結果となります（第 24 条）。

国内段階移行のための基本的要件

2. 指定又は選択官庁において国内段階に移行するためには、国内手数料を支払うこと、及びその国際出願がその官庁の公用語で出願又は国際公開されていない場合は、その公用語への翻訳を提出することが必要となります。国内段階への移行は一定の期間内に行わなければならない、期間は状況によって異なります。一般的なルールとしては、第 I 章及び第 II 章の何れの場合も、国内段階移行期限は優先日から少なくとも 30 ヶ月となります（第 22 条及び第 39 条）。この期限は関連国内法令に基づいてさらに長い場合もあります。しかし、2002 年 4 月 1 日に発効した第 22 条(1)の変更に基づく期限を適用していない締約国がいくつかあることに留意する必要があります。したがって、これらの締約国においては、第 I 章に基づく国内段階移行期限は優先日から少なくとも 20 ヶ月になります（2002 年 4 月 1 日より前の第 22 条(1)）。しかし、それらの締約国においても、優先日から 19 ヶ月が経過する前に国際予備審査のための予備審査請求書を提出すれば（国際予備審査のために全ての指定国が自動的に選択される）、国内段階への移行期限は優先日から少なくとも 30 ヶ月になります。詳細は、「PCT 出願人の手引」第 II 巻を参照してください。
3. 支払うべき国内手数料は、通常は国内又は広域出願に必要な手数料とほぼ同じです。しかしながら、いくつかの官庁では、国際調査報告や国際予備審査報告が存在するため、国内又は広域出願料、調査又は審査手数料を減額しています。これは、部分的にせよ国際出願のためにかかった費用を補填するものです。
4. 国際出願に含まれる図面が品質の高いものであれば、指定官庁又は選択官庁から追加的な図面を要求されることはなく、かなりの節約となる場合もあります。したがって、受理官庁に PCT 規則の方式的要件を完全に満たす図面を提出することが重要となります。
5. 先の出願に基づく優先権が主張され、かつ、その出願の認証謄本（優先権書類）が既に提出されている場合には、その優先権書類の認証謄本をそれぞれの指定又は選択官庁に提出する必要はありません。国際事務局が関係官庁に要求された写しを送付します。

追加的な特別の要件

6. 指定又は選択官庁は、20 又は 30 ヶ月の期間内に国内手数料の支払と翻訳の提出（必要な場合）の他に、さらなる要件を要求することはできません。代理人の選任、通知のあて名の表示、発明者である旨の宣言、譲渡書類など、特定の追加的要件を付加することが許容されていますが、上記期間の経過後にこれら追加的要件を満たすための機会が出願人に与えられます。

特許性の実体的要件

7. PCT は国内段階で判断される特許性の実体的要件を決定する自由を各締約国に与えています。これは、例えば何が「先行技術」に該当するかということについても言えます。しかし、国際段階において PCT 及びその規則で規定している先行技術としての要件は、一般的に各国の国内法の規定と同程度又はそれ以上に厳格であるため、国内段階で好ましくない予想外のことが起こることはほとんどありません。他方、PCT は国内法によって特許性の実体的要件に係る証拠提出を出願人に要求することを禁止していません。

翻訳の訂正

8. 国際出願の翻訳に誤りがあった場合、全ての指定官庁で国内段階においてその誤りを訂正することができます。
9. しかし、国際出願の翻訳の範囲は原語による国際出願の範囲を越えることはできません。例えば、不正確な翻訳の結果として、翻訳言語による国際出願の範囲が原語のそれより狭くなった場合には、その範囲を広げることは可能ですが、元々の範囲を越えてはなりません。また、翻訳言語による国際出願の範囲が、原語による国際出願の範囲より広い場合には、指定官庁又はその他の指定国の管轄官庁は国際出願の範囲又は付与された特許権の範囲を制限することができます（第 46 条）。

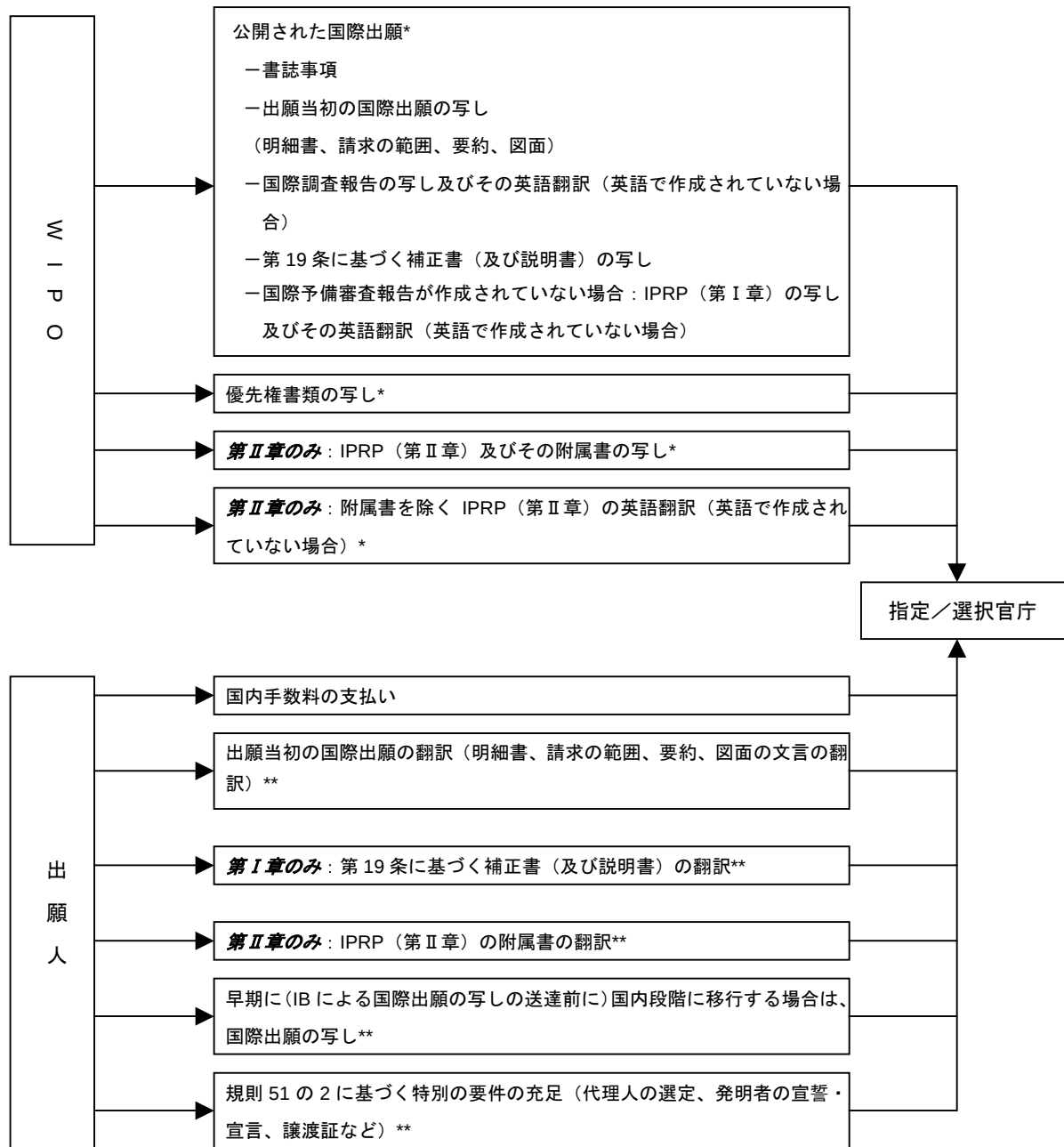
国内段階における補正

10. PCT は指定官庁又は選択官庁において明細書、請求の範囲及び図面を補正を行う機会を保証しています。そして、国際段階での補正に加えて、国内段階への移行時又はその後の所定の期間内にさらに補正を行うことができます。

法的救済；権利喪失に対する保護

11. 期間内に訂正しなかった欠陥によって国際出願が取下げられたとみなされた場合、出願人はその決定の検査を各指定官庁に請求することができます。検査の請求に加えて、出願人は各指定官庁に対して権利の回復を請求する機会を有します（規則 49.6）。さらに、規則 49.6 の対象外の手続きについても、第 48 条及び規則 82 及び 82 の 2 に基づき期限に間に合わなかったことに対する弁明を請求することができます。そのような請求の法的根拠及びそのための条件は、適用される国内法令又は広域条約によるものであり、国際出願にも同様に適用されます。以上のように、各指定国における手続上の安全措置は、少なくとも PCT を経由しない国内出願又は広域出願の出願人と同程度まで PCT の出願人にも適用されます。

指定／選択官庁に対する第Ⅰ章／第Ⅱ章に基づく国内段階への移行
Entry into the national phase under the Chapter I/II
before the designated/elected Offices



* 写しの送付は、官庁によって、国際段階の間又は国内段階移行後(当該官庁からの国際事務局への請求に応じて)になされる

** 特定の指定／選択官庁についての要件の詳細及び適用される期限については「PCT 出願人の手引」国内段階の該当する国の章を参照

国内段階への移行時期

National phase entry: decisions to be taken by the applicant

- 判断
 - － 国際出願の手続きを継続するか中止するか？
- いつ
 - － 優先日から 30 ヶ月の期間の経過前（31 ヶ月又はそれ以上の場合もある）
 - ・ 第 I 章に基づく？*
 - ・ 第 II 章に基づく？
 - － 早期移行？
- どこへ（指定／選択官庁に限られる）
 - － いずれかの国内官庁
 - － いずれかの広域官庁

* しかし、いくつかの締約国においては 20 ヶ月の移行期限が適用される。これらの締約国についての最新情報は、WIPO のインターネットサイト（<http://www.wipo.int/pct/en/index.htm>）における“Notification of incompatibility”を参照

国際段階における遅延に関係なくなされる国内移行期限の適用

Time limit applies irrespective of delays in international phase

- 作成が遅れた国際調査報告及び国際調査機関の見解書
- 国際予備審査の遅延
- 作成が遅れた特許性に関する国際予備報告（第 II 章）
- 特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の翻訳の遅れ

PCT 出願により簡略化された国内要件
National requirements simplified for PCT applications

1. 優先権書類

- － 国内段階移行には優先権書類の提出を必要としない(国際事務局がその写しを指定／選択官庁に送付する)
- － 指定／選択官庁が優先権書類を受領していないならば、国際事務局にその写しを請求しなければならない(出願人には請求しない)

2. 図面

- － 図面が翻訳すべき文言を含まなければ、出願書類に含まれている図面の写しを要求されることは少ない
- － 図面が翻訳すべき文言を含むなら、翻訳された文言を含む一連の図面を提出する必要がある

3. 国際出願の認証訳文は必要ない

- － 一部の官庁(例えば、AU、GB、IN、NZ、SG)は、「立証された (verified)」訳文を要求している
- － 他は単なる翻訳を要求している

4. 国内段階移行には特別の様式の使用を必要としない

指定官庁又は選択官庁への書類の送達 (規則 93 の 2)

Communication with DOs/EOs (Rule 93bis)

1. 通知、送達、通信又はその他の書類の国際事務局から指定官庁又は選択官庁への送達は、その官庁による請求によってのみ、かつ、官庁が特定する時に行われる
2. ほとんどの指定官庁又は選択官庁は、出願人が当該官庁に国内移行した後に関係する書類の大半を入手することになる
3. 現在、ほとんど全ての PCT 締約国は公開された国際出願のフルテキストを収録した DVD を受領している

国際事務局による優先権書類の写しの指定官庁への提供 (規則 17.2(a))

Furnishing by International Bureau of copies of priority documents to DOs (Rule 17.2(a))

1. 国際事務局は優先権書類の写しを指定官庁に送付する

- － 請求に基づいて
- － 第 23 条(2)に基づく早期の処理に関する明示の請求が出願人によってされなければ国際公開後

2. ほとんどの官庁は出願が当該官庁に国内移行した後に優先権書類の写しを請求する

3. 欧州特許庁のみが全ての優先権書類の写しを規則的に受領している

国内段階移行後に求められる特別の要件の例（規則 51 の 2 参照）
Examples of special requirements which may be complied with
after entry into national phase (see Rule 51bis)

1. 発明者による宣誓又は宣言（US）

国際段階において又は国内段階への移行に際して対応する申立てがなされたならば、米国の指定／選択官庁はその申立ての真実性に合理的な疑義がある場合にしか資料や証拠を求めることはできない

2. 譲渡書類（優先権や出願に関する）

国際段階において又は国内段階への移行に際して対応する申立てがなされたならば、指定／選択官庁は、その申立ての真実性に合理的な疑義がある場合にしか資料や証拠を求めることはできない

- － 規則 51 の 2.2(a)(ii)は以下の指定／選択官庁には適用されない*

CH²、HU

- － 規則 51 の 2.2(a)(iii)は以下の指定／選択官庁には適用されない*

CH²

3. 優先権書類の翻訳文

優先権主張の有効性が特許性の判断に影響を与える場合のみ（規則 51 の 2.1(e)）

- － 規則 51 の 2.1(e)は以下の指定／選択官庁には適用されない*

CH²、EP¹、ES

4. 国内代理人の選任及び委任状の提出（例えば、EP、JP）

5. 翻訳文及び出願に関する書類の複数部提出

6. 国際出願の認証翻訳文（翻訳の正確さに合理的な疑義がある場合のみ）

* PCT 留保・不適合事項参照（www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf）

1 不適合の通知の取下げは 2007 年 12 月 13 日から発効

2 不適合の通知の取下げは 2008 年 7 月 1 日から発効

指定／選択官庁における権利の回復（規則 49.6）

Reinstatement of rights by DO/EOs (Rule 49.6)

- ・ 特定の指定／選択官庁において、出願人が第 22 条又は第 39 条(1)に基づく国内段階移行期限を徒過した場合に適用される：
 - － 期間が遵守されなかったことが故意でない場合
又は、該官庁の選択により
 - － 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず期間が遵守されなかった場合
- ・ 出願人は、以下の期限のうちいずれか早く満了する期間内に権利回復の請求を提出し、国内段階に移行する：
 - － 国内段階への移行期限を遵守できなかった理由がなくなった日から 2 ヶ月
 - － 国内段階への移行期限の日から 12 ヶ月
- ・ さらに長い期間及び／又はさらなる要件が国内法令によって適用される
- ・ さらなる詳細は、PCT 出願人の手引の国内段階の各指定／選択官庁に係る記載を参照

規則 49.6 に基づく権利の回復が適用されない指定／選択官庁

DO/EOs to which reinstatement of rights under Rule 49.6 does not apply

- ・ 国内法令との不適合に関し、規則 49.6(f)に従って通知がなされた官庁（2003 年 1 月 30 日付け PCT 公報 No. 05/2003 参照）－2007 年 12 月 13 日の時点で 13 官庁

BY	ベラルーシ ²	KR	大韓民国
CA	カナダ	LV	ラトビア
CN	中国	MX	メキシコ
DE	ドイツ	NZ	ニュージーランド
EP	EPO ⁵	PH	フィリピン
GB	英国	PL	ポーランド
HR	クロアチア	PT	ポルトガル ¹
IN	インド	SG	シンガポール ³
JP	日本	YU	セルビア及びモンテネグロ ⁴

- ・ これらの特許庁に適用される国内法令は、別の形態で権利の喪失に対する保護規定を用意している可能性がある
 - － 詳細については PCT 出願人の手引の国内段階の指定／選択官庁に関する情報を参照

1 通知取下げ、2003 年 7 月 1 日に有効
2 通知取下げ、2003 年 8 月 1 日に有効
3 通知取下げ、2004 年 7 月 1 日に有効
4 通知取下げ、2004 年 7 月 10 日に有効
5 通知取下げ、2007 年 12 月 13 日に有効

EP 広域段階の要件

EP Regional Phase Requirements

Euro-PCT 出願

Euro-PCT 出願は PCT 国際出願であって、1 ヶ国以上の欧州特許条約の締約国のために欧州特許を取得することを目的として EP の指定を含む出願

PCT 第 11 条(3)及び EPC 第 150 条(2)に従って、EP の指定を含む国際出願は、国際出願日が実際の欧州出願日とみなされ、通常の欧州特許出願の効果を得る

欧州広域段階（一般）

European regional phase (general)

1. 期限：
 - － 優先日から 31 ヶ月（第 I 章及び第 II 章）
2. 言語：英語、仏語、独語のいずれか
3. 手続言語：
 - － 英語、仏語又は独語で公開がされた場合は国際公開の言語
 - － 翻訳の言語
4. 優先権の主張：
 - － EPC 第 87 条(1)の規定により、パリ条約の締約国において出願された先の出願、又は世界貿易機関の加盟国において出願された先の出願の優先権主張のみ認める
 - － EPC 第 87 条(2)は管理理事会によって通達された例外（相互取決め）を規定

欧州広域段階（料金）
European regional phase (fees)

1. 国内基本手数料
 - － 様式 EP1200 をオンラインで提出した場合には減額される
2. 指定手数料
 - － 全ての国を指定するためには 7 ヶ国分の料金
3. 請求の範囲の手数料
 - － 16 番目以上の各請求の範囲について
4. 3 年目のための更新手数料：国際出願が 31 ヶ月の移行期限の 2 年以上前に出願されている場合に支払う（例えば、優先権主張がされていない場合）（EPC 規則 51(1)及び 159(1)(g)）
5. 調査手数料及び審査手数料：以下の例外を除いて、直接に行う欧州出願と同じ
 - － 国際調査機関が EP の場合には、欧州調査手数料は無料
 - － 国際調査機関が AT、ES、FI 又は SE である場合には、欧州調査手数料は減額
 - － 国際調査機関が AU、CN、JP、KR、RU 又は US である場合には、欧州調査手数料は減額
 - － 国際予備審査機関が EP の場合には、欧州審査手数料は 50%の減額
 - － EPC の公用語以外である EPC 締約国の公用語で審査請求書を提出した場合、更に、20%の審査手数料の減額（EPC の締約国の領域内に住所又は主たる営業者を有する者、又は、締約国の国民であって外国に居住している者）

欧州特許の特定国への拡張
Extension of European patent to certain States

1. 関係国と EPO の協定にしたがって、現在以下の国について拡張可能
 - アルバニア（AL）
 - ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（BA）
 - クロアチア（HR）（2008 年 1 月 1 日より前に出願された国際出願にのみ適用）
 - マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国（MK）
 - セルビア（RS）
2. 欧州特許の関係国に対する拡張の請求は、PCT 出願が EP の指定と共に関係国の指定を含む場合にのみ行うことができる（例えば、関係国の指定が取り下げられていないこと）
3. 拡張の請求の時期：EP 広域段階への移行時
4. EP 広域段階移行の際、拡張請求を以下の方法で行う
 - － EP 広域段階に移行するための様式 1200 にその旨を表示し、かつ、
 - － 関係する各国のための欧州拡張手数料を支払う

Euro-PCT での最初の通知
Euro-PCT 1st Communication

国際出願について特許性に関する国際予備審査報告が国際予備審査機関としての EPO により既に作成されているときには、その報告書で述べられている全ての不備が EPC の対応する条文に基づいて拒絶の理由を構成する

EPO が国際予備審査機関であった場合の Euro-PCT 手続き
Streamlined Euro-PCT procedure where the EPO acted as IPEA

1. 特許性に関する国際予備審査報告が、
 - － 新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、否定的な見解を含んでおらず、
 - － 他の不備も指摘していないならば、EPO からの最初の通知は、通常 EPC 規則 71(3)の通知（特許が与えられるであろう旨の通知）となる
2. 特許性に関する国際予備審査報告が、
 - － 新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、否定的な見解を含んでおり、及び／又は
 - － 他の不備を指摘しているとき、その場合には、
 - － 出願人が広域段階に入る際にこれらの欠陥を補正することに努めなければ、EPO からの最初の通知は標準的な条項となる。つまり、国際予備審査報告の見解と同内容である最初の通知が送付される
 - － 他方、その出願人が広域段階に入る際にこれらの欠陥を補正することに努めれば、最初の実質的な通知を優先日から 40 ヶ月以内に送付する

欧州特許出願の早期審査制度（“PACE”）*
Accelerated examination of European patent applications ("PACE")*

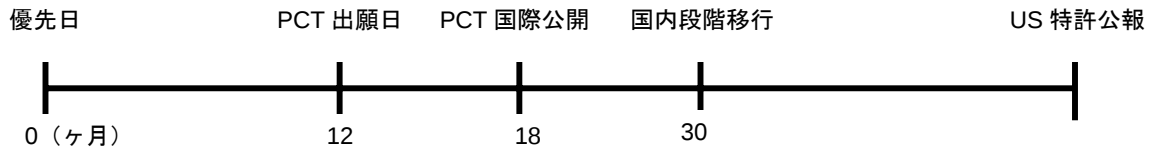
1. EPO が国際調査機関若しくは国際予備審査機関であったか又は出願の主題にかかわらず、全ての Euro-PCT 出願に対して適用可能
2. 早期審査の請求は、
 - － 欧州広域段階に入る時又はそれ以降に行う
 - － 書面で行う
 - － 特定の理由を延べる必要はない
 - － 無料である
 - － 閲覧の対象にならない
3. EPO からの最初の通知を待つまでもなく、広域段階に入る際に IPRP において提示された事項に対する実質的な応答（意見書、補正書）を提出することができる

* OJ EPO, special edition No.3/2007 の 102 頁参照

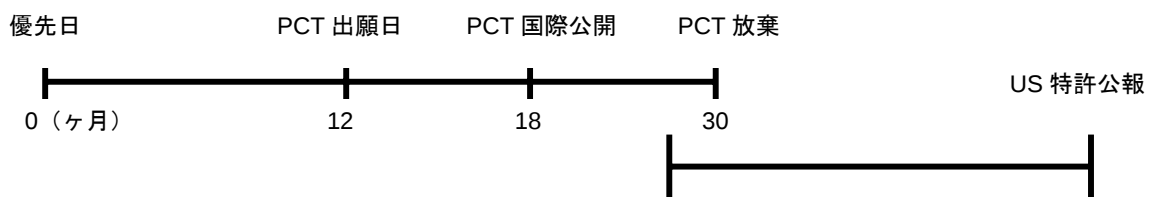
米国の国内段階の要件 US National Phase Requirements

国際出願を米国に出願するための二つのルート The two routes to file in the US from an international application

35U.S.C.371に基づく米国への国内段階移行



35U.S.C.111(a)に基づく継続出願の提出



バイパス ルート
US 指定の PCT 出願の放棄前に提出された継続又は一部継続出願
(37CFR1.53 に基づかなければならない)

米国国内出願と PCT 出願の米国国内段階移行の共通の条件 Requirements for US national application and US national phase of a PCT application which are identical

- 発明者が出願人でなければならない
- 発明のベストモードが開示されていなければならない
- 直接出願後又は米国の国内段階移行のための全要件が満たされた後 3 ヶ月以内に情報開示の義務がある
- 小規模の企業に対して、いくつかの手数料の 50%減額措置がある
- 放棄された出願を回復させる請願ができる
- 米国又は PCT による出願日がインターフェアレンスで利用される
- 継続や一部継続の出願ができる
- 英語翻訳が求められる
- 国際調査報告の引用文献を含む全ての関連文献の写しを備えた完全な情報開示書

35USC371 に基づく米国の国内段階移行（一般）
Entry into the US national phase under 35 USC 371 (general)

期 限：優先日から 30 ヶ月（第 I 章及び第 II 章）

要 件：

- － 基本国内、調査及び審査手数料の支払い
- － 国際出願の英語翻訳文
- － 発明者の宣誓書又は宣言書（国際出願日前になされたものでもよい）
- － 国際出願の写し（この写しがまだ国際事務局から DO/EO/US へ送達されていない場合*又は US が受理官庁でなかった場合において、国内段階移行を早期に行うとき）

注 意：

- － 基本国内手数料は 30 ヶ月の期限内に支払わなければならない。支払わなかった場合は出願の放棄となる。調査及び審査手数料が基本国内手数料とともに支払われない場合、DO/EO/US は出願人に指令に示された期限内に支払うよう求める。
- － 手数料は期間内に支払われたものの、翻訳文及び／又は宣誓書が提出されない場合は、DO/EO/US は「不足書類の提出指令」を送付し、追加の手数料の支払を条件として、それらを所定の期間内に提出するよう出願人に求める。この期間は 37CFR1.136 の規定により延長可能である。

* これは稀である。一般的に国際公開前に国内段階移行する場合は、30 ヶ月以内に出願の写しを提出しなければならない。

35USC371 に基づく米国への国内段階移行（補正を含む場合の翻訳文の要件）

Entry into the US national phase under 35 USC 371
(translation requirements where the application has been amended)

1. 第 I 章に基づく国内段階移行（30 ヶ月以内）
 - － 第 19 条の補正書の翻訳は 30 ヶ月以内に提出されなければならない
 - － 提出されない場合は、補正は取り消されたものとみなされる
2. 第 II 章に基づく国内段階移行（30 ヶ月以内）
 - － IPRP（第 II 章）附属書の翻訳は 30 ヶ月以内に提出されなければならない
 - － 提出されない場合は、補正は取り消されたものとみなされる
 - － 基本国内手数料は 30 ヶ月以内に支払われたものの、宣誓書又は出願の翻訳が提出されていない場合には、「不足書類の提出指令」が附属書の翻訳にも適用される

35USC371 に基づく米国の国内段階
US national phase under 35 U. S. C. 371

1. PCT 第 11 条に基づく国際出願日が米国出願日である
2. 国際出願の正確な翻訳が必要。希望する場合には、この翻訳に出願文書の改善又は書換えを含む代替明細書を伴うことができるが、新規事項を含まない旨の説明書が付されなければならない
3. 以下のものは提出する必要がない
 - － 国際出願の写し（国際事務局から送付済みの場合）
 - － 図面の写し（ただし出願当初の図面が英語以外の文言を含む場合、又は図面が PCT 規則 11 の要件を満たさない場合を除く）
 - － 優先権書類の認証謄本（認証謄本が国際段階で期限内に提出されている場合）
4. PCT におけるより広い（米国の国内基準に比べて）発明の単一性の基準（PCT 規則 13 及び PCT 実施細則 付属書 B）が国内段階で適用される
5. 基本国内手数料（37 CFR 1.492(a)）は出願の放棄を避けるために 30 ヶ月の期限内に支払わなければならない。期限の延長は適用されない。調査及び審査手数料は遅れて支払うことができる
6. 国内段階移行が遅れた場合は（「不可避」かつ「故意でない」）、放棄になった出願の回復を請願することが可能

バイパス ルート （1）

国内段階移行に代えて 35 U.S.C 111(a) に基づく継続出願又は一部継続出願の出願
Filing a continuation or continuation-in-part under 35 U.S.C 111(a)
instead of entering the national phase - the “by-pass route” – (1)

1. 英語でない言語でなされた国際出願の英語翻訳は「正確な」翻訳である必要がない
2. 国際出願の開示範囲に新規事項を追加する場合は、一部継続出願が利用可能
3. 開示された主題について十分な利益が得られる
 - － パリ条約及び 35U.S.C119 に基づいて、外国での優先日が利用可能
 - － 35U.S.C120 に基づいて、同時進行中の出願（すなわち、米国指定の PCT 出願）に基づく米国での優先日が利用可能
4. 基本国内手数料の支払において、37 CFR 1.136 により期間延長が可能

バイパス ルート （2）

国内段階移行に代えて 35 U.S.C 111(a) に基づく継続出願又は一部継続出願の出願
Filing a continuation or continuation-in-part under 35 U.S.C 111(a)
instead of entering the national phase - the “by-pass route” – (2)

5. 提出が必要な書類
 - － 出願書類全部（英語で記載されていない場合は、翻訳文の後からの提出）
 - － 必要な正式な図面
 - － 優先権書類の認証謄本
6. 発明の単一性の要件は米国の国内出願と同じ。PCT 規則 13 及び実施細則 付属書 B に基づく緩やかな要件は適用されない。

PCT-SAFE

PCT-SAFE

(安全な電子形式での出願／Secure Applications Filed Electronically)

- PCT 国際出願の全体を電子形式にて作成／提出
- PCT 電子出願のために、安全、秘密、利便性が高く、効率的、広範な接続、簡易、である環境を提供
- 合意された標準に基づいていることから、他のソフトウェアとの相互操作可能であり、国際出願を作成し、どこからでも提出可能
- 官庁間の通達やデータ交換を促進（長期的）

PCT-SAFE：2つの方法

PCT-SAFE：two options

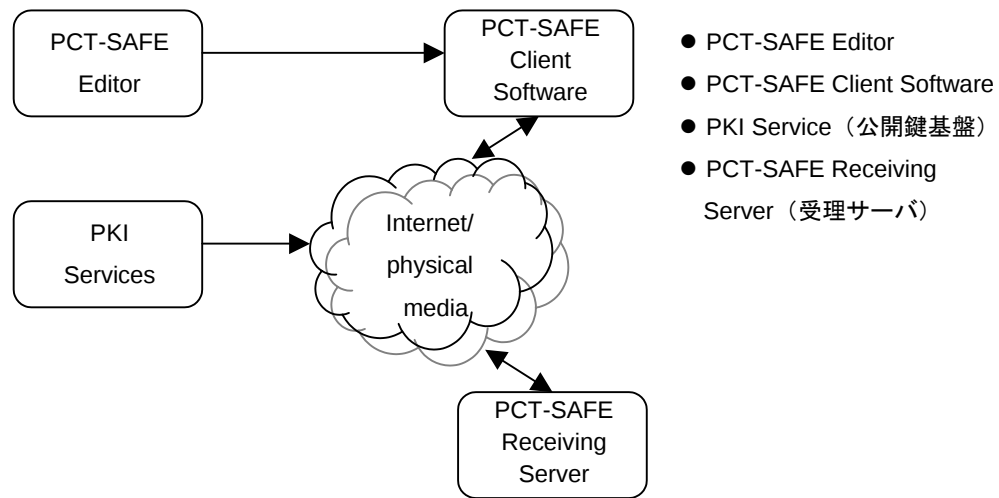
- 完全な電子形式による出願
 - － 出願の全体が電子形式（イメージ又は文字コード形式）、電子署名
 - － 安全なインターネット接続又は物理媒体で提出
- PCT-EASY 形式による出願
 - － 出願の全てが紙形式（原本）でなければならない（ソフトウェアによって印刷されたものを含む）
 - － 願書データと要約データを電子形式で記録した物理媒体

PCT-SAFE: 手数料減額

PCT-SAFE: fee reductions

- 100 CHF：文字コードを用いた電子形式による願書と要約と共に紙形式で出願（PCT-EASY 形式）
- 200CHF：願書のみに文字コード（XML）を用いた電子形式の出願
- 300CHF：願書、明細書、請求の範囲、要約に文字コード（XML）を用いた電子形式の出願

PCT-SAFE : 電子出願の構成
PCT-SAFE : E-filing components



●PCT-SAFE Editor*

- － 実体部分（明細書、請求の範囲、要約、図面）をXML形式で作成するためのソフト（日本語サポートなし）

● PCT-SAFE Client Software**

- － PCT 願書の作成、出願文書の添付、電子署名、パッケージ化及び受理官庁への送付

● PKI Service（公開鍵基盤）

- － 電子署名の技術標準及び電子データの安全性確保

● PCT-SAFE Receiving Server（受理サーバ）

- － 受理官庁による PCT 電子出願の受理及び蓄積

*JPO を受理官庁として PCT-SAFE Client Software を用いてインターネット出願するためには、PCT-SAFE Editor ではなく、HTML データを PCT-RO・XML コンバータを用いて XML 形式のデータに変換する必要がある

**PCT-SAFE を用いて JPO にインターネット出願を行うためには、JPO に対する国内出願に用いるものと同じ電子証明書（IC カード形式の電子証明書（PKCS#11 形式）を除く）を利用することができる

PCT-SAFE の利点
Benefits: PCT-SAFE

- オンライン出願によるスピードアップ
- PCT-EASY 利用者からの乗換えやすさ
- 時間的及び金銭的な出願コスト低減（印刷、コピー、郵送）
- 手数料減額
- 紙の節約
- PCT-SAFE 製品を無料で簡単に入手できる
- 出願の XML 化により、検索の効率化及び再利用に資する
- PCT-SAFE の利用者は、署名及び出願に必要な電子証明書を WIPO に請求できる
- 受理官庁が認める既存の電子証明書を使用可能

ソフトウェアの入手方法
How to obtain software

- インターネットからのダウンロード
- CD 注文によるインストール

PCT-SAFE ウェブサイト（<http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/index.htm>）にてダウンロード又は注文が可能

2007 年 4 月 1 日に発効した PCT 規則改正

Changes to the PCT Regulations that entered into force on 1 April 2007

2007 年 4 月 1 日に発効した PCT 規則の主な変更点

Main changes to the PCT Regulations

that entered into force 1 April 2007

- 国際出願の欠落要素及び欠落部分
- 優先権の回復
- 明白な誤記の訂正
- 様式上の要件
- 補充（訂正）の手続
- PCT 最小限資料：大韓民国の特許文献の追加
- 国際調査機関の最小限の要件

関係書類

Relevant documents

- 2005 年の PCT 同盟総会で採用された修正は、文書 PCT/A/34/6（レポート）を参照：
www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/pct_a_34/pct_a_34_6.doc
- 2006 年の PCT 同盟総会で採用された修正は、PCT/A/35/7 を参照：
www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/pct_a_35/pct_a_35_7.doc
- 2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則：
www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs_april_2007.pdf

国際出願の欠落要素及び欠落部分（規則 20）

Missing elements and parts of the international application (Rule 20)

- 目的
優先権主張の基礎出願に含まれている要素又は部分が誤って欠落している場合には、国際出願日に影響を与えことなく補充可能
 - － 要素＝明細書の全部、請求の範囲の全部
 - － 部分＝明細書の一部、請求の範囲の一部、図面頁の一部又は全部
- 要件
 - － 基礎出願が要素又は部分を包含（規則 20.6(b)）
 - － 願書に引用による補充（可能性）の陳述を記載（規則 4.18）
 - － 引用による補充の確認を期限内に行う（規則 20.6 及び 20.7）
- 権限のある機関：受理官庁

引用による補充の確認（１）（規則 20.6 及び 20.7）
Confirmation of incorporation by reference (1)(Rule 20.6 and 20.7)

- 期間：出願から２ヶ月、又は訂正の求めから２ヶ月（規則 20.7）
- 提出すべき書類（規則 20.6）：
 - － 確認する書面の通知
 - － 欠落要素（部分）の用紙
 - － 優先権書類が未だ提出されていなければ、提出された先の出願の写し
 - － 国際出願がされた言語ではない場合には、先の出願の翻訳文
 - － 優先権書類（及び、翻訳文）のどこに当該部分が記載されているかに関する表示

引用による補充の確認（２）（規則 20.6 及び 20.7）
Confirmation of incorporation by reference (2)(Rule 20.6 and 20.7)

- 引用による補充の全ての要件を満たしていない場合
（例えば、欠落要素又は欠落部分が先の出願に完全には記載されていない場合）：
 - － 国際出願日として後の出願日が適用される
（欠落要素又は欠落部分を受理した日）
 - － 出願人は欠落部分を無視することを請求することができる（規則 20.5(e)）

第 11 条(1)に基づく受理官庁による欠陥の補充の求め（規則 20.3）
Invitation by RO to correct defect under Article 11(1) (Rule 20.3)

- 明細書全体若しくは請求の範囲全てが欠落している場合には、受理官庁は出願人に次のことを求める
 - － 第 11 条(2)に基づき補充書を提出することによって、国際出願日として後の出願日を適用する
 - － 要素は規則 4.18 の規定に基づく引用により補充される要素であることを規則 20.6(a)の規定に従って確認することによって、国際出願日を維持する

国内段階における引用による補充の効果（規則 82 の 3.1(b)）
Effect of incorporation by reference in national phase (Rule 82ter.1(b))

- 限られた範囲内で、指定官庁は引用による補充を認める決定を再検討できる
 - 国内法令に適合しないことの宣言（留保）が多くの受理官庁及び指定官庁によってされている
- WIPO ウェブサイト 参照：

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf

引用による補充
国内法令に適合しないことの宣言
Incorporation by reference/ Declarations of incompatibility with national law

国際事務局に規則 20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)、20.6 が国内法令に適合しないことを通報した官庁：

- 受理官庁として不適合（規則 20.8(a)）：
BE, CU, CZ, DE, ~~EP~~^{*}, ES, HU, ID, IT, JP, KR, MX, PH
- 指定官庁として不適合（規則 20.8(b)）：
CN, CU, CZ, DE, ~~EP~~^{*}, ES, HU, ID, JP, KR, LT, MX, PH, TR

* 不適合通知の取下げは 2007 年 12 月 13 日から有効

優先権の回復（規則 26 の 2.3）：一般原則（１）
Restoration of the right of priority (Rule 26bis.3) : General principles (1)

- 目的
 - － 国際出願が一年の優先期間を徒過して提出された場合であっても、先の出願に対する優先権主張が認められる
- 要件
 - － 受理官庁に請求を提出
 - － 優先期間の延長は最大 2 ヶ月
 - － 優先期間内に国際出願を提出されなかったことの理由の陳述
 - － 理由の陳述を裏付ける申立てその他の証拠の提出が推奨される
 - － 場合によって、回復請求手数料の支払い

優先権の回復（規則 26 の 2.3）：一般原則（２）
Restoration of the right of priority (Rule 26bis.3) : General principles (2)

- 権限のある機関
 - － 国際段階では受理官庁
 - － 国内段階では指定官庁

優先権の回復（規則 26 の 2.3 及び規則 49 の 3.2）：一般原則（3）

Restoration of the right of priority (Rule 26bis.3 and Rule 49ter.2) : General principles (3)

- 二つの回復のための基準

1. 優先期間の徒過が、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合
2. 優先期間の徒過が、故意ではない場合

全ての官庁は、これらの基準のうち少なくとも一つを適用するものとし、また、これらの両方を適用することができる；指定官庁は、国内法令の規定に基づいて、出願人の立場から見て、より有利な基準を適用することができる

優先権の回復（規則 26 の 2.3）：一般原則（4）

Restoration of the right of priority (Rule 26bis.3) : General principles (4)

- 国際出願日より前 14 ヶ月以内に出願された先の出願に基づく優先権主張は、
 - － 受理官庁によって優先権が回復されなくても、国際出願に維持（規則 26 の 2.2(c)(iii)）
 - － 国際段階における期間を計算する基礎となる
- 国内段階における当該優先権主張の有効性は保証されない
- 受理官庁は申立て、その他の証拠、又は回復請求手数料を請求できる

国内段階における優先権の回復の効果（規則 49 の 3）

Restoration of the right of priority : Effect in national phase (Rule 49ter)

- 受理官庁による回復の国内段階における効果
 - － 受理官庁が「相当な注意」を基準として回復した場合には、全ての指定官庁で有効
 - － 受理官庁が「故意ではない」を基準として回復した場合には、同様の（もしくはより緩やかな）基準を採用する指定官庁でのみ有効
 - － 受理官庁による回復は指定官庁を完全に拘束するものではない：指定官庁による限定的な検査は可能
 - － 受理官庁による回復を拒否する決定は指定官庁を拘束するものではない
- 国内法令に適合しないことの宣言（留保）が多くの受理官庁及び指定官庁によってされている

WIPO ウェブサイト 参照

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf

優先権の回復：留保した官庁

Restoration of the right of priority : Reservations made by Offices

国際事務局に規則 26 の 2.3(a)乃至(i)、規則 49 の 3.1(a)乃至(d) 及び／又は 規則 49 の 3.2(a)乃至(g) が国内法令に適合しないことを通報した官庁：

- 受理官庁として不適合（規則 26 の 2.3(j)）
BE, BR, CO, CU, CZ, DE, DZ, ~~EP~~^{*}, ES, FR, GR, HU, ID, IN, IT, JP, KR, NO, PH, PT
- 指定官庁における受理官庁の決定の効果との不適合（規則 49 の 3.1(g)）
BR, CA, CN, CO, CU, CZ, DE, DZ, ~~EP~~^{*}, ES, HU, ID, IN, JP, KR, LT, MX, NO, PH, PT, TR, US
- 指定官庁として不適合（規則 49 の 3.2(h)）
BR, CA, CN, CO, CU, CZ, DE, DZ, ~~EP~~^{*}, ES, HU, ID, IN, JP, KR, LT, MX, NO, PH, PT, TR, US

* 不適合通知の取下げは 2007 年 12 月 13 日から有効

優先権主張に関する事項

Related issues concerning priority claims

- 受理官庁又は国際事務局が優先権主張の無効を宣言する前であり、かつ、規則 26 の 2.1(a)に規定する期間の満了の後 1 ヶ月以内に受理した優先権の主張の補充をするいかなる書面も、当該期間の満了前に受理したものととする（規則 26 の 2.2(b)）
注意：この規定は優先権主張の追加に対しては適用されません
- 誤記の訂正により優先日について変更が生じない場合には、規則 91 に基づいて優先権主張の誤記を訂正可能（規則 91.1(g)(iv)）
- 優先権主張が無効とみなされた場合、又は規則 26 の 2.2(c)が適用されるという理由のみで優先権の主張が無効とみなされなかった場合には（先の出願の番号の表示が欠落、優先権書類に記載されている表示と合致しない、国際出願日が優先期間が満了した日から 2 ヶ月の期間内）、優先権主張に関する情報、及び出願人が提出した当該優先権主張に関する情報は国際事務局によって無料で公開される（規則 26 の 2.2(d)）
- 期間の満了後、出願人が優先権主張の補充又は追加を希望する場合、出願人の請求及び特別の手数料の支払を条件として、国際事務局は当該事項に関する情報を公開する（規則 26 の 2.2(e)）

明白な誤記の訂正（1）（規則 91）

Rectification of obvious mistakes (1) (Rule 91)

改正規則の主な変更点

- － 従前の「明白な誤り（error）」を「明白な誤記（mistake）」とした
- － 誤記は「権限のある機関」として明白であれば良い（「いかなる者」にも明白である必要はない）
- － 新たな期限：訂正の請求は優先日から 26 ヶ月以内に提出

明白な誤記の訂正（２）（規則 91）
Rectification of obvious mistakes (2) (Rule 91)

- 規則 91 では訂正することができない誤記を明確化
 - － 欠落ページ又は部分
 - － 要約部分の誤記
 - － 19 条補正の誤記
 - － 優先権主張の誤記
- 指定官庁は、当該指定官庁が権限のある機関であった場合に訂正を許可しなかったと認めた場合にのみ、訂正を無視することができる：しかし、意見を述べる機会を出願人に与える必要がある（規則 91.3(f)）

明白な誤記の訂正（３）（公開、規則 48.2）
Rectification of obvious mistakes (3) (Publication, Rule 48.2)

- 許可された訂正のための請求
国際公開の技術的な準備が完了した後に、明白な誤記の訂正の許可を受理した場合には、国際事務局は訂正を示す陳述、差替え用紙、及び、訂正のための請求を表紙の再公開と共に公開する（規則 48.2(i)）
- 拒否された訂正のための請求
訂正のための請求の拒否の日から 2 ヶ月以内に提出された出願人の要請に応じ、特別の手数料の支払いを条件として、拒否の理由、及び出願人が提出する簡単な意見書と共に、拒否された訂正のための請求が国際事務局によって公開される（規則 91.3(d)）
国際公開の技術的な準備が完了した後では、表紙の再公開と共に速やかに公開される（規則 48.2(k)）

様式上の要件（規則 11.9(d)）
Physical requirements (Rule 11.9(d))

文字の大きさ：

国際出願の全ての文言について、大文字の大きさが縦 0.28 cm 以上の文字で記載する（新たな要件）

（ただし、日本語については 10 ポイントから 12 ポイント）

願書の文言は、大文字の大きさが縦 0.21 cm 以上の文字で記載する（変更なし）

（ただし、日本語については 10 ポイントから 12 ポイント）

補充（訂正）の手続（規則 26.4）
Correction procedure (Rule 26.4)

- 願書の補充：
書簡において記載することができる
- 願書以外の国際出願の要素の補充の場合：
差替え用紙、及び、差替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡を提出

PCT 最小限資料
大韓民国の特許文献の追加（規則 34）

PCT minimum documentation
Addition of patent documents of the Republic of Korea (Rule 34)

- 国際調査を行う際に国際調査機関で用いられる PCT 最小限資料として大韓民国の特許文献が追加
- 公用語が韓国語ではない国際調査機関は英語の要約が利用できる特許文献を資料とすることのみが義務
- 大韓民国の国内官庁は英語の要約を利用できるようにする
- 規則の修正は 2007 年 4 月 1 日から発効するが、国際調査機関は 2007 年 1 月 1 日（多くの国際調査機関ではより早い時期）から大韓民国の特許文献が利用可能な状態になると通告

国際調査機関／国際予備審査機関の最小限の要件（規則 36 及び 63）
Minimum requirements for ISAs/IPEAs (Rule 36 and 63)

追加の要件

官庁は、国際調査及び国際予備審査の一般原則に従い調査の質の管理制度及び内部における検討制度を設ける

詳細は以下を参照：PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21 章、国際調査及び国際予備審査のための共通の品質枠組み

施行日；経過措置
Entry into force; transitional arrangements

- 一般的には、全ての改正は 2007 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願に適用される
- 例外については以下を参照
文書 PCT/A/34/6 の附属書 III
www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/pct_a_34/pct_a_34_6.doc
文書 PCT/A/35/7 の附属書 III
www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_a_35/pct_a_35_7.doc

2008 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則及び実施細則及び実務面の修正
Amendments to the PCT Rules and Administrative Instructions and other practice
changes as from 1 July 2008

概 要
Overview

- 出願人は国際調査機関にその他の国際調査機関又は国内官庁によって行われた先の調査結果を考慮することを請求することができる
- 優先権の回復請求手数料の支払い期間を延長可能に変更
- 国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局が受理した明示の取下げのみが国際公開を確実に行われな
いようにする手段であることを明確化
- 国際出願手数料の 5 % の減額 (CHF 1,400 から CHF 1,330 に変更)
- 所定の国の出願人を対象とする国際出願手数料及び取扱手数料の 90% の減額 (75% に代えて)
- 国際出願を電子的に出願する場合の安全策として、変換前のファイルを提出可能
- 実務面での変更: 求め又は通知の事前の写しの電子メールによる送付

先の調査結果の考慮の請求 (規則 12 の 2.1 及び 41)

Request to take into account results of earlier search (Rules 12bis.1 and 41)

- 出願人は国際調査機関に対し、現在の規則に基づくその機関によって行われた先の調査結果のみではなく、
他の国際調査機関又は国内官庁によって行われた先の調査結果を、国際調査を行う際に考慮することを請求
することができる
- 先の調査が国際調査機関と同じ官庁によって行われた場合には、先の調査結果を考慮する必要がある
- 先の調査が他の官庁によって行われた場合には、国際調査機関は先の調査結果を考慮できる

先の調査結果の考慮の請求 — 形式的な要件 (規則 4.12 及び 12 の 2.1)

Request to take into account results of earlier search - formality requirements (Rules 4.12 and 12bis.1)

- 出願時に満たす必要がある形式的な要件
 - 願書様式において請求する
 - 出願時に先の調査結果を受理官庁に提出する

例外:

- 国際調査機関が先の調査を行った場合
- 受理官庁が先の調査を実施した場合、出願人は受理官庁に手数料を支払うことによって、先の調査結果
の写しを作成し送付することを請求できる
- 先の調査結果が国際調査機関の認める形式及び方法で入手可能 (例えば、電子図書館) であることを、
出願人が願書様式に記載した場合

先の調査結果の考慮の請求 — 国際調査機関による求め（規則 12 の 2.1(b)）

Request to take into account results of earlier search – invitation by ISA (Rules 12bis.1(b))

- 追加の形式的な要件（国際調査機関の求めに応じて）
 - 先の出願の写し
 - 先の出願が国際調査機関によって認められていない言語によりされた場合には、先の出願の翻訳文
 - 先の調査の結果が国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、先の調査の翻訳文
 - 先の調査の結果に列記された文献の写し

先の調査結果の考慮の請求 — 国際調査機関による求め（規則 12 の 2.1(b)）

Request to take into account results of earlier search – invitation by ISA (Rules 12bis.1(b))

例外：

- 国際調査機関が先の調査を行った場合
- 出願人が願書様式において必要な書類の写しを国際調査機関に送付することを受理官庁に請求した場合
- 国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨を願書において陳述した場合（例えば、先の出願の言語が異なる場合でも）、先の出願の写し又は翻訳文は提出不要
- 必要な書類を国際調査機関の認める形式及び方法で入手可能（例えば、電子図書館）であることを、出願人が願書様式に記載した場合

調査手数料の部分的な払戻し（規則 16.3）

Partial refund of search fee (Rules 16.3)

- 国際調査機関が国際調査を行うに当たり先の調査の結果を考慮する場合、調査手数料を部分的に払い戻す
- しかし、第 16 条(3)(b) に規定する国際事務局と国際調査機関／国際予備審査機関との取決めで定める範囲内及び条件に従う

優先権の回復請求手数料の支払い期間の延長

Extension of the time limit for payment of the restoration fee

- 優先権の回復請求手数料の支払い期間は優先期間の満了の日から二ヶ月
- 受理官庁は期間を二ヶ月まで延長することができる

国際公開の阻止

Prevention of international publication

- 国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局が受理した明示の取下げのみが国際公開を確実に行われないうようにする手段であることを明確化
- 国際出願は取り下げられたものとみなす旨の受理官庁からの通告が、国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に到達した場合のみ同様な効果（国際公開の阻止）が得られる（規則 29.1(v)）
- 対応する注意喚起を様式 PCT/RO/117 に記載

国際手数料の減額

Reduction of international fees

- 2008 年 7 月 1 日以後に出願された国際出願に適用
 - 国際出願手数料の 5 %の減額 (CHF 1,400 から CHF 1,330 に変更)
 - 所定の国の出願人を対象とする国際出願手数料及び取扱手数料の 90%の減額 (75%に代えて)
 - 減額を受けることができる国の中に九ヶ国 (アンティグア・バーブーダ、バーレーン、バルバドス、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ、オマーン、シンガポール、トリニダード・トバゴ、アラブ首長国連邦、セーシェル) が追加
- 上記国の国民であり、かつ、住所を有する自然人は 90%の減額を受けることが可能

電子出願：変換前のファイルの提出

E-filing: submission of pre-converted files

- 周知の問題点：出願人が作成した文書フォーマット (例えば、MS-WORD) から電子出願で認められているフォーマット (例えば、XML 又は PDF) に変換する過程で、国際出願のデータが偶発的に変更される
- 修正された実施細則第 706 号は受理官庁が変換前のフォーマットの国際出願を受理可能なことを規定
- 受理官庁は、変換前のフォーマットの国際出願を受理する場合には、受理する変換前のフォーマットを特定することが必要
- 変換により問題が生じた場合には、優先日から 30 ヶ月以内に受理官庁に国際出願の訂正を請求可能
- 変換前のファイルを添付することを認めた受理官庁に国際出願を提出するために使用されるソフトウェアがこの機能を有することになる

通知の事前の写しに対する電子メールの利用 (1)

Use of e-mail for advance copies of notifications (1)

- 願書様式及び国際予備審査請求書様式に筆頭出願人及び代理人の電子メールアドレスを記載可能
- 上記様式の該当するチェック欄にチェックすることにより電子メールの使用が承認される
- 承認がない場合には、電子メールアドレスは電話に代えて速やかな非公式連絡を行う場合のみに利用
- 承認によって、全ての PCT 機関は求め及び通知の事前の写しを電子メールによって送付可能

通知の事前の写しに対する電子メールの利用 (2)

Use of e-mail for advance copies of notifications (2)

- 電子メールによる連絡は紙による通知に置換わるものではない
 - － 紙の写しが法的文書 (legal copy) として継続して扱われる
 - － 紙の写しの日付が規則 80.6 に関係する日付である
- 電子メールアドレスの変更、追加及び電子メールにより事前の写しを受取ることの承認は規則 92 の 2.1 に基づき請求できる
- 重要
 - － 出願人は電子メールにより返信することはできない
 - － 署名が必要な提出物は今まで通り、郵送、ファクシミリ、又は PCT 機関が提供するオンラインによって提出しなければならない

今後の展開 Future developments

2009 年 1 月 1 日に発効する規則改正 Rule changes effective January 1, 2009

- 二つの新たな公開言語
 - － 韓国語及びポルトガル語
 - － 2009 年 1 月 1 日以降の国際出願日を有する国際出願に適用
- 補充国際調査（SIS）

補充国際調査（１）

Supplementary international search (1)

- 第一（main）PCT 調査に加え、一以上の（言語に基づいた）補充調査を参加している国際調査機関に請求するという選択肢を出願人に与えるもの
- 2004 年から議論
 - － 国内段階で新たな先行技術が発見される可能性を減少することによって出願人に利益をもたらすことが目的
 - － 先行技術を記載している言語の種類が増していることを考慮

補充国際調査（２）

Supplementary international search (2)

- 請求は国際事務局に提出し、手数料も国際事務局に支払う
- 補充調査手数料及び補充取扱手数料は補充調査請求から 1 ヶ月以内に支払う
- 補充国際調査の請求は優先日から 19 ヶ月の期間内に行う
- 補充国際調査機関は補充国際調査を優先日から 22 ヶ月以内に開始する
- 国際調査機関によって単一性の欠如が認められた場合には、主発明以外の発明について補充国際調査を行うことを補充国際調査機関に請求することができる
- 補充国際調査報告は出願人及び国際事務局に送付される

補充国際調査（３）

Supplementary international search (3)

- 発効日：基本的には 2009 年 1 月 1 日以後に出願された国際出願に適用、しかし、現に係属している国際出願であって、補充調査の請求及び実施に関する期間からみて実行可能な国際出願にも適用
- 条件：いずれにしても、少なくとも一つの国際調査機関が補充調査をできる準備が整うまでは、補充国際調査は実施されない
- 2007 年 10 月の PCT 同盟総会は次の事項を同意
 - － 国際事務局は同盟総会に補充国際調査システムの財政／運用状況を報告する
 - － 2012 年に同盟総会は補充国際調査について再検討を行う

補充国際調査（SIS）制度への参加（１）

Participation in SIS-project (1)

- 2009 年 1 月 1 日から補充国際調査のサービスを開始する予定の官庁
 - － オーストリア特許庁
 - － 連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）
 - － 北欧特許機構
 - － （スウェーデン特許登録庁：おそらく）
- 2010 年 1 月 1 日から補充国際調査のサービスを開始する予定の官庁
 - － 欧州特許庁
 - － （フィンランド国立特許・登録委員会：おそらく）

補充国際調査（SIS）制度への参加（２）

Participation in SIS-project (2)

- 参加することを検討中の官庁
 - － オーストラリア特許庁
 - － 国立工業所有権機関（ブラジル）
 - － 韓国知的所有権庁
 - － 中華人民共和国国家知識産権局
- 参加の予定がない官庁
 - － カナダ知的所有権庁
 - － 日本国特許庁
 - － スペイン特許商標庁
 - － 米国特許商標庁

PCT に関する情報の取得

Where to Get Help

PCT 出願人の手引き

PCT Applicant's Guide

国際段階

- － 国際出願の準備、出願及び手続きに関する説明
- － 各締約国、広域又は国際機関、及び各官庁・機関に関する情報を掲載した「附属書類 “Annex”」

国内段階

- － DO/EO において行うべき又は行うことができる手続きに関する情報（関係国内法令等）
- － 期限
- － 手数料
- － 国内様式

WIPO 英語版ホームページ (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>) にて最新情報を入手できる（随時更新）。また、日本語版（全 6 巻）は以下の連絡先から購入できる（年 1 回更新）

【連絡先】

（社）日本国際知的財産保護協会（AIPPI-JAPAN）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政互助会琴平ビル
TEL 03-3591-5302/FAX 03-3591-1510
E-Mail pub@aippi.or.jp/<http://www.aippi.or.jp>

公示（PCT 公報）

Official Notices (PCT Gazette)

毎週発行される公示（PCT 公報）に PCT に関する最新情報が掲載される
(http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.htm)

PCT ニュースレター

PCT Newsletter

毎月インターネット上で発行される PCT 情報誌。最新情報に加えて、実務的なアドバイス、手数料一覧、締約国一覧等の情報が掲載 (<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.htm>)
掲載された情報の大部分を日本語に翻訳した PCT ニュースレター日本語抄訳も WIPO ホームページから入手可能 (<http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html>)

PATENTSCOPE ウェブサイト
<http://www.wipo.int/patentscope/en/>



PATENTSCOPE®（特許関係情報へのポータル・サイト）の構成

- **About Patents** 特許制度に関する様々な FAQ
- **Patent Search** PCT 国際出願の検索、各国特許庁のオンラインデータベースへのアクセス
- **Technology Focus** 特定技術分野に関する分析
- **PCT Resources** PCT 制度に関する情報（次ページ参照）
- **Data Services** WIPO が毎週木曜日に発行する各種の公報データのダウンロード
- **Statistics** 各種統計情報
- **Patent Law** 世界各国の特許関係法令や特許関係条約のコレクション、遺伝資源・伝統的知識等の最近の論点、特許法実体ハーモ等
- **Life Sciences** ライフサイエンスに関する情報
- **Meetings** 各種国際会議の記録、配布資料等
- **E-NEWLETTERS** E-mail 情報配信サービスの申し込み

PCT ウェブサイト

<http://www.wipo.int/pct/en/>

About the PCT

- Information Service
- PCT in the News
- About the Patent Cooperation Treaty
- *Protecting your Inventions Abroad: FAQs about the PCT* [PDF]
- *PCT Yearly Review*
- PCT One Million and Counting
- Gallery of PCT Notable Inventions and Inventors
- Collection of PCT User Strategies

Legal Information

- Treaty, Regulations and Administrative Instructions
- Guidelines for Authorities and Offices
- Rule Changes (April 1, 2007)[PPT][Video] [Archives]
- FAQs
- PCT Glossary
- Legal Text Index (April 1, 2007)[PDF] (Archives)
- *History of the PCT Regulations* [PDF]
- Washington Diplomatic Conference on the PCT
- Reservations and Incompatibilities [PDF]
- Types of Protection [PDF]
- Time Limits for Entering National/Regional Phase [PDF]
- Waivers : Powers of Attorney [PDF]
- Access to IPER under Rule 94.1(c) [PDF]
- Regional Patents via the PCT [PDF]
- States Party to PCT/Paris/WTO [PDF]
- Restoration of the right of priority
- PCT Contracting States [PDF]
- ISA and IPEA Agreements

Filing

- Electronic Filing (PCT-SAFE)
- Direct Filing at WIPO
- Fees & Warning
- *PCT Applicant's Guide*
- Forms
- *PCT Newsletter*
- IP Offices Closing Dates
- PCT Time Limit Calculator

PCT Offices

- Quality Reports by International Authorities
- Forms for Offices
- Data Services for Offices
- Minimum Documentation: Patents [PDF] and Non-Patent Literature [PDF]
- Information concerning emergency preparedness plans
- Patent Applications Management Software (PCT-ROAD)

Patent Data

- PATENTSCOPE® Search Service
- Official Notices (PCT *Gazette*) Collection
- Data Services

PCT Meetings, Training and Documents

- Seminars
- Meetings and Documents
- PCT Presentations
- PCT Reform

Search International Patent Applications

国際出願のサーチ

<http://www.wipo.int/pctdb/en/>

WORLD
INTELLECTUAL
PROPERTY
ORGANIZATION



IP SERVICES

ABOUT WIPO

IP SERVICES

PROGRAM ACTIVITIES

RESOURCES

NEWS & EVENTS

Home > IP Services > PATENTSCOPE® > Patent Search



Search International Patent Applications

This facility allows you to search 1,431,530 international patent applications and to view the latest [information and documents](#) available to the International Bureau.

Structured Search options results

» Keywords Front Page =

AND Publication Number =

AND Application Number = JP2004/123456

AND Publication Date =

AND English Title =

AND English Abstract =

AND Applicant Name =

AND Int. Class =

AND Inventor Name =

AND National Phase Country =

AND Description =

AND Claims =

Search

SHORTCUTS

[Log in / Create account](#)

[Search Help](#)

[Sequence Listings](#)

[Country/Office Codes](#)

[\[PDF\]](#)

[INID Codes \[PDF\]](#)

[Data Formats](#)

[2008 Format Changes](#)

[Feedback](#)

PATENTSCOPE®

About Patents

Patent Search

Content

Glossary

National Databases

Terms and Conditions

Technology Focus

PCT Resources

Data Services

Statistics

Patent Law

Life Sciences

Meetings

Contact

RELATED LINKS

International Patent Classification

Natural Language IPC Search

Standards & Documentation

E-NEWSLETTERS

Subscribe to receive e-mails of news and updates on WIPO's activities regarding patents and the PCT

WORLD
INTELLECTUAL
PROPERTY
ORGANIZATION



IP SERVICES

ABOUT WIPO

IP SERVICES

PROGRAM ACTIVITIES

RESOURCES

NEWS & EVENTS

Home > IP Services > PATENTSCOPE® > Patent Search

(WO/2004/092013) WINGED SPACECRAFT

Biblio. Data Description Claims National Phase Notices Documents

Latest bibliographic data on file with the International Bureau

Pub. No.: WO/2004/092013 **International Application No.:** PCT/US2004/009695

Publication Date: 28.10.2004 **International Filing Date:** 29.03.2004

IPC: B64C 3/50 (2006.01), B64C 39/04 (2006.01), B64C 9/00 (2006.01), B64G 1/00 (2006.01), B64G 1/14 (2006.01), B64G 1/62 (2006.01)

Applicants: MOJAVE AEROSPACE VENTURES, LLC [US/US]; 505 5th Avenue South, Seattle, WA (US) (All Except US). RUTAN, Elbert, L. [US/US]; 14329 Rutan Street, Mojave, CA 93501 (US) (US Only).

Inventor: RUTAN, Elbert, L. [US/US]; 14329 Rutan Street, Mojave, CA 93501 (US).

Agent: PALMER, Russell, R., Jr.; Christie, Parker & Hale, LLP, 350 West Colorado Boulevard, Suite 500, Pasadena, CA 91105 (US).

Priority Data: 60/458,697 28.03.2003 US

Title: WINGED SPACECRAFT

Abstract: A rocket-powered spacecraft with a wing (17) having hinged portions (21, 22) which can be elevated about a hinge line (23). Tail booms (24, 25) extend rearwardly from the outer ends of the aft wing portions, and rudders (29) are mounted at the aft ends of the booms. Each tail boom supports a horizontal tail with an elevator (28) at its trailing edge. In normal flight, the wing has a normal airfoil shape and during re-entry, the aft wing portions are steeply elevated to provide stable high-drag descent. The high-drag descent reduces speed and thermal loading. After descent the wing is returned to an unelevated position for gliding flight to a horizontal landing.

Designated States: AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.

PATENTSCOPE®

About Patents

Patent Search

Content

Glossary

National Databases

Terms and Conditions

Technology Focus

PCT Resources

Data Services

Statistics

Patent Law

Life Sciences

Meetings

Contact

RELATED LINKS

International Patent Classification

Natural Language IPC Search

Standards & Documentation

E-NEWSLETTERS

Subscribe to receive e-mails of news and updates on WIPO's activities regarding patents and the PCT

[Home](#)
[Terms and Conditions](#)
[Technology Focus](#)
[PCT Resources](#)
[Data Services](#)
[Statistics](#)
[Patent Law](#)
[Life Sciences](#)
[Meetings](#)
[Contact](#)

RELATED LINKS
[International Patent Classification](#)
[Natural Language IPC Search](#)
[Standards & Documentation](#)

E-NEWSLETTERS
[Subscribe to receive e-mails of news and updates on WIPO's activities regarding patents and the PCT](#)

Biblio. Data
Description
Claims
National Phase
Notices
Documents

Published International Application

Date	Title	
	Initial Publication with ISR	view download

Related Documents on file at the International Bureau ([more information](#))

Date	Title	
	English Translation of International Preliminary Report on Patentability Chapter I (ETIP1)	view download
	English Translation of the Written Opinion of the International Search Authority (ETWOS)	view download
	International Preliminary Report on Patentability Chapter I (IPRP1)	view download
	Written Opinion of the International Search Authority (WOSA)	view download
	(Pr. Doc.)	view download

- 閲覧可能な書類
 - ①公開された国際出願
 - ②優先権書類
 - ③国際調査機関の見解書
 - ④特許性に関する国際予備報告（第 I 章及び第 II 章）
 - ⑤国際予備審査報告
 - ⑥上記③～⑤の英訳
 - ⑦PCT/IB/304（優先権書類の提出又は送付に関する通知）
PCT/IB/306（変更の記録の通知）

ただし、③～⑥については優先日から 30 ヶ月を経過した後に閲覧可能となる
- 以上の書類は、PDF 等の形式でダウンロード可能
- 国内移行情報も部分的に提供

PCT 日本語ウェブサイト
<http://www.wipo.int/ja/pct/>

主なコンテンツ

- ・ 特許協力条約、規則の日本語テキスト（外務省告示）
- ・ PCT セミナーテキスト
- ・ PCT ニュースレターの日本語抄訳
- ・ PCT 年次報告
- ・ 出願人の手引き（印刷不可）

WIPO へのお問合せ
Where to get help on the PCT at WIPO

PCT Infoline (英語)

TEL (+41-22) 338-8338
FAX (+41-22) 338-8339
email pct.infoline@wipo.int

PCT 制度全般、法律事項について

高橋 宣博

TEL (+41-22) 338-9916 (直通)
FAX (+41-22) 338-7150
email nobuhiro.takahashi@wipo.int

PCT-SAFE について

ヘルプデスク (英語)

TEL (+41-22) 338-9523
FAX (+41-22) 338-8040
email PCTSafe.help@wipo.int

岡本 道雄

TEL (+41-22) 338-8164 (直通)
email michio.okamoto@wipo.int

個別案件について

個別案件についてのお問合せは、国際事務局から送付された通知書 (PCT/IB/) に記載された担当官 (Authorized officer) に直接お問合せください。

また、公開された国際出願に関するお問合せ先は以下のホームページで検索可能です。

www.wipo.int/pctdb/en/iateamlookup.jsp

入力欄に PCT 出願番号を入力することで、当該出願の担当チームの連絡先と責任者の名前が検索可能です。

2007 年 PCT 出願人上位 500

2007 年に当該出願人名で国際公開された国際出願件数に基づく

順位	順位の変化	出願人名	国籍	公開件数	2006 年との件数の変化
1	1	MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD. 松下電器産業 (株)	JP	2100	-244
2	-1	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	NL	2041	-454
3	0	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	DE	1644	164
4	9	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	CN	1365	790
5	0	ROBERT BOSCH GMBH	DE	1146	184
6	2	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA トヨタ自動車 (株)	JP	997	293
7	5	QUALCOMM INCORPORATED	US	974	366
8	38	MICROSOFT CORPORATION	US	845	603
9	1	MOTOROLA, INC.	US	824	187
10	-6	NOKIA CORPORATION	FI	822	-214
11	-4	BASF AKTIENGESELLSCHAFT	DE	810	94
12	-6	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	US	769	42
13	3	LG ELECTRONICS INC.	KR	719	152
14	1	FUJITSU LIMITED 富士通 (株)	JP	708	137
15	6	SHARP KABUSHIKI KAISHA シャープ (株)	JP	702	206
16	12	NEC CORPORATION 日本電気 (株)	JP	626	253
17	-8	INTEL CORPORATION	US	623	-67
18	4	PIONEER CORPORATION パイオニア (株)	JP	611	117
19	10	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORPORATION	US	606	241
20	0	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	KR	598	93
21	-7	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	SE	597	25
22	1	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	US	575	83
23	-4	HONEYWELL INTERNATIONAL INC.	US	520	12
24	-7	E.I. DUPONT DE NEMOURS AND COMPANY	US	504	-19
25	12	GENERAL ELECTRIC COMPANY	US	438	159
26	7	THOMSON LICENSING	FR	416	113
27	-9	HEWLETT-PACKARD DEVELOPMENT COMPANY, L.P.	US	405	-104
28	8	BSH BOSCH UND SIEMENS HAUSGERÄTE GMBH	DE	398	116
29	-	FUJIFILM CORPORATION 富士フイルム (株)	JP	372	372
30	-4	THE REGENTS OF THE UNIVERSITY OF CALIFORNIA	US	364	-52

31	52	SONY ERICSSON MOBILE COMMUNICATIONS AB	SE	360	211
32	10	FREESCALE SEMICONDUCTOR, INC.	US	355	101
33	-3	BOSTON SCIENTIFIC SCIMED, INC.	US	342	15
34	16	NOVARTIS AG	CH	342	115
35	-3	FRANCE TELECOM	FR	341	38
36	3	LG CHEM, LTD.	KR	332	70
37	-10	EASTMAN KODAK COMPANY	US	330	-64
38	9	ASTRAZENECA AB	SE	299	59
39	-4	KIMBERLY-CLARK WORLDWIDE, INC.	US	299	16
40	1	MEDTRONIC, INC.	US	297	37
41	16	ELECTRONICS AND TELECOMMUNICATIONS RESEARCH INSTITUTE	KR	288	87
42	3	CISCO TECHNOLOGY, INC.	US	283	40
43	6	DAIKIN INDUSTRIES, LTD. ダイキン工業 (株)	JP	279	46
44	-33	mitsubishi denki kabushiki kaisha 三菱電機 (株)	JP	279	-337
45	7	TOKYO ELECTRON LIMITED 東京エレクトロン (株)	JP	272	52
46	-8	CANON KABUSHIKI KAISHA キヤノン (株)	JP	265	-1
47	-4	MURATA MANUFACTURING CO., LTD. (株) 村田製作所	JP	257	9
48	300	LUCENT TECHNOLOGIES INC.	US	251	208
49	5	NIKON CORPORATION (株) ニコン	JP	244	28
50	-	NXP B.V.	NL	241	241
51	2581	mitsubishi electric corporation 三菱電機 (株)	JP	236	230
52	-21	SONY CORPORATION ソニー (株)	JP	235	-85
53	39	ZTE CORPORATION	CN	235	100
54	10	RENAULT S.A.S.	FR	234	51
55	3	F. HOFFMANN-LA ROCHE AG	CH	232	33
56	194	HENKEL KGAA	DE	231	173
57	5	INA-SCHAEFFLER KG	DE	231	46
58	68	KYOCERA CORPORATION 京セラ (株)	JP	231	131
59	-25	PHILIPS INTELLECTUAL PROPERTY & STANDARDS GMBH	DE	231	-55
60	-5	COMMISSARIAT A L'ENERGIE ATOMIQUE	FR	229	20
61	-17	FRAUNHOFER-GESELLSCHAFT ZUR FÖRDERUNG DER ANGEWANDTEN FORSCHUNG E.V.	DE	229	-18
62	18	APPLIED MATERIALS, INC.	US	224	68
63	-23	HONDA MOTOR CO., LTD. 本田技研工業 (株)	JP	217	-44
64	-1	TEXAS INSTRUMENTS INCORPORATED	US	212	27

65	-9	MERCK & CO., INC.	US	205	2
66	-42	DAIMLERCHRYSLER AG	DE	200	-251
67	-14	DSM IP ASSETS B.V.	NL	193	-25
68	-9	WYETH	US	188	-8
69	33	IDEMITSU KOSAN CO., LTD. 出光興産 (株)	JP	184	59
70	2974	ALCATEL LUCENT	FR	182	182
71	13	BOEHRINGER INGELHEIM INTERNATIONAL GMBH	DE	182	37
72	6	THE BOEING COMPANY	US	181	23
73	51	NTN CORPORATION NTN (株)	JP	179	78
74	686	GM GLOBAL TECHNOLOGY OPERATIONS, INC.	US	177	156
75	-14	KABUSHIKI KAISHA TOSHIBA (株) 東芝	JP	177	-17
76	-2	MASSACHUSETTS INSTITUTE OF TECHNOLOGY	US	175	8
77	26	SUMITOMO CHEMICAL COMPANY, LIMITED 住友化学工業 (株)	JP	174	49
78	302	WARSAW ORTHOPEDIC, INC.	US	174	134
79	-19	SHOWA DENKO K.K. 昭和電工 (株)	JP	172	-23
80	9	EXXONMOBIL CHEMICAL PATENTS INC.	US	171	34
81	-11	JANSSEN PHARMACEUTICA N.V.	BE	170	-1
82	-31	OLYMPUS CORPORATION オリンパス (株)	JP	170	-51
83	-6	NTT DOCOMO, INC. (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ	JP	169	6
84	14	BAKER HUGHES INCORPORATED	US	167	37
85	48	MICRON TECHNOLOGY, INC.	US	165	68
86	-1	KONICA MINOLTA MEDICAL & GRAPHIC, INC. コニカミノルタエムジー (株)	JP	162	17
87	-5	ASAHI GLASS COMPANY, LIMITED 旭硝子 (株)	JP	161	12
88	132	CATERPILLAR INC.	US	161	95
89	-10	ZF FRIEDRICHSHAFEN AG	DE	158	1
90	169	AIRBUS DEUTSCHLAND GMBH	DE	157	101
91	-16	DOW GLOBAL TECHNOLOGIES INC.	US	155	-11
92	-21	MERCK PATENT GMBH	DE	155	-16
93	-7	GLAXO GROUP LIMITED	GB	153	9
94	80	OLYMPUS MEDICAL SYSTEMS CORP. オリンパスメディカルシステムズ (株)	JP	152	72
95	-5	CIBA SPECIALTY CHEMICALS HOLDING INC.	CH	151	15
96	1	CORNING INCORPORATED	US	150	19
97	30	ILLINOIS TOOL WORKS INC.	US	150	51
98	10	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	US	149	32
99	117	PATENT-TREUHAND-GESELLSCHAFT FÜR ELEKTRISCHE GLÜHLAMPEN MBH	DE	148	81

100	48	GOOGLE, INC.	US	145	54
101	35	ARCELIK ANONIM SIRKETI	TR	143	47
102	57	MATSUSHITA ELECTRIC WORKS, LTD. 松下電工 (株)	JP	142	57
103	3	SYMBOL TECHNOLOGIES, INC.	US	142	23
104	-32	BRIDGESTONE CORPORATION (株) ブリヂストン	JP	141	-28
105	-57	KANEKA CORPORATION (株) カネカ	JP	141	-97
106	-15	SHELL INTERNATIONALE RESEARCH MAATSCHAPPIJ B.V.	NL	141	6
107	14	WEBASTO AG	DE	140	34
108	-40	HALLIBURTON ENERGY SERVICES, INC.	US	138	-33
109	-21	BRISTOL-MYERS SQUIBB COMPANY	US	137	-2
110	-41	INTERDIGITAL TECHNOLOGY CORPORATION	US	133	-38
111	194	LUK LAMELLEN UND KUPPLUNGSBAU BETEILIGUNGS KG	DE	133	84
112	41	THALES	FR	133	46
113	67	BAYER CROPSCIENCE AKTIENGESELLSCHAFT	DE	132	55
114	91	AIRBUS FRANCE	FR	131	62
115	46	PEUGEOT CITROEN AUTOMOBILES SA	FR	129	44
116	188	KONICA MINOLTA OPTO, INC. コニカミノルタオプト (株)	JP	125	76
117	177	KONAMI DIGITAL ENTERTAINMENT CO., LTD. (株) コナミデジタルエンタテインメント	JP	124	73
118	44	KAO CORPORATION 花王 (株)	JP	123	39
119	94	WMS GAMING INC.	US	122	54
120	3	ADVANTEST CORPORATION (株) アドバンテスト	JP	120	17
121	28	ABBOTT LABORATORIES	US	118	28
122	16	L'AIR LIQUIDE SOCIETE ANONYME A DIRECTOIRE ET CONSEIL DE SURVEILLANCE POUR L'ETUDE ET L'EXPLOITATION DES PROCEDES GEORGES CLAUDE	FR	118	22
123	-11	THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA, as represented by THE SECRETARY, DEPARTMENT OF HEALTH AND HUMAN SERVICES	US	118	3
124	-57	JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY 独立行政法人科学技術振興機構	JP	116	-56
125	14	mitsui chemicals, inc. 三井化学 (株)	JP	115	19
126	-50	ROHM CO., LTD ローム (株)	JP	115	-51
127	61	SMITHKLINE BEECHAM CORPORATION	US	115	40
128	-8	THE TRUSTEES OF COLUMBIA UNIVERSITY IN THE CITY OF NEW YORK	US	114	7
129	-30	AGENCY FOR SCIENCE. TECHNOLOGY AND	SG	113	-16

		RESEARCH			
130	-57	CARRIER CORPORATION	US	113	-56
131	-37	CENTRE NATIONAL DE LA RECHERCHE SCIENTIFIQUE	FR	112	-21
132	-19	SUMITOMO ELECTRIC INDUSTRIES, LTD. 住友電気工業（株）	JP	112	-2
133	19	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD.	IL	111	22
134	-20	L'OREAL	FR	108	-5
135	25	NATIONAL INSTITUTE OF ADVANCED INDUSTRIAL SCIENCE AND TECHNOLOGY 独立行政法人産業技術総合研究所	JP	108	23
136	-21	RESEARCH IN MOTION LIMITED	CA	108	-5
137	80	SANDISK CORPORATION	US	107	40
138	66	TORAY INDUSTRIES, INC. 東レ（株）	JP	107	37
139	-5	NITTO DENKO CORPORATION 日東電工（株）	JP	106	9
140	-47	NOVO NORDISK A/S	DK	106	-28
141	-76	UNILEVER PLC	GB	106	-77
142	25	NORTEL NETWORKS LIMITED	CA	105	22
143	-14	PFIZER PRODUCTS INC.	US	105	6
144	34	BRITISH TELECOMMUNICATIONS PUBLIC LIMITED COMPANY	GB	104	26
145	-20	BROTHER KOGYO KABUSHIKI KAISHA ブラザー工業（株）	JP	103	3
146	-15	CONTINENTAL TEVES AG & CO. OHG	DE	103	5
147	-3	AJINOMOTO CO., INC. 味の素（株）	JP	101	9
148	-43	RICOH COMPANY, LTD. （株）リコー	JP	100	-22
149	6	COUNCIL OF SCIENTIFIC AND INDUSTRIAL RESEARCH	IN	98	12
150	-13	EXXONMOBIL RESEARCH AND ENGINEERING COMPANY	US	98	2
151	-11	KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC. コニカミノルタホールディングス（株）	JP	98	4
152	46	SANYO ELECTRIC CO., LTD. 三洋電機（株）	JP	97	26
153	-7	SONY COMPUTER ENTERTAINMENT INC. （株）ソニー・コンピュータエンタテインメント	JP	97	5
154	11	BOARD OF REGENTS, THE UNIVERSITY OF TEXAS SYSTEM	US	95	12
155	1	SCHERING CORPORATION	US	94	8
156	87	HITACHI CHEMICAL CO., LTD. 日立化成工業（株）	JP	93	33
157	32	WISCONSIN ALUMNI RESEARCH FOUNDATION	US	92	17
158	-58	BAYER HEALTHCARE AG	DE	91	-37
159	97	OSAKA UNIVERSITY	JP	91	34

		国立大学法人大阪大学			
160	519	SEARETE LLC	US	91	67
161	-18	HITACHI, LTD. (株) 日立製作所	JP	90	-3
162	-34	MITSUBISHI CHEMICAL CORPORATION 三菱化学 (株)	JP	89	-10
163	-62	RAYTHEON COMPANY	US	89	-37
164	-14	AUTOLIV DEVELOPMENT AB	SE	88	-2
165	-58	NISSAN MOTOR CO., LTD. 日産自動車 (株)	JP	88	-30
166	-55	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AKTIENGESELLSCHAFT	DE	87	-28
167	189	KABUSHIKI KAISHA KOBE SEIKO SHO (株) 神戸製鋼所	JP	86	44
168	11	NESTEC S.A.	CH	86	8
169	103	NGK INSULATORS, LTD. 日本碍子 (株)	JP	86	32
170	-23	TELECOM ITALIA S.P.A.	IT	86	-6
171	262	NIPPON OIL CORPORATION 新日本石油 (株)	JP	85	50
172	92	PRESIDENT AND FELLOWS OF HARVARD COLLEGE	US	85	29
173	153	SCA HYGIENE PRODUCTS AB	SE	85	39
174	34	VOLVO LASTVAGNAR AB	SE	85	16
175	123	APPLE COMPUTER, INC.	US	84	34
176	72	ARKEMA FRANCE	FR	84	26
177	204	BAYER MATERIALSCIENCE AG	DE	84	45
178	-83	SEMICONDUCTOR ENERGY LABORATORY CO., LTD. (株) 半導体エネルギー研究所	JP	84	-49
179	-22	ALLERGAN, INC.	US	83	-2
180	511	BORGWARNER INC.	US	83	60
181	-6	THE JOHNS HOPKINS UNIVERSITY	US	83	3
182	-47	TOKYO OHKA KOGYO CO., LTD. 東京応化工業 (株)	JP	83	-14
183	252	SHIMADZU CORPORATION (株) 島津製作所	JP	82	47
184	81	ABB RESEARCH LTD	CH	81	26
185	7	BAUSCH & LOMB INCORPORATED	US	81	9
186	17	SYNGENTA PARTICIPATIONS AG	CH	81	11
187	-	NOKIA SIEMENS NETWORKS GMBH & CO. KG	DE	80	80
188	54	CONSEJO SUPERIOR DE INVESTIGACIONES CIENTÍFICAS	ES	79	19
189	-79	KYOTO UNIVERSITY 国立大学法人京都大学	JP	79	-37
190	10	THE GENERAL HOSPITAL CORPORATION	US	79	8
191	164	GRAPHIC PACKAGING INTERNATIONAL, INC.	US	78	36

192	36	YAHOO! INC.	US	78	14
193	-17	ASAHI KASEI CHEMICALS CORPORATION 旭化成ケミカルズ (株)	JP	77	-2
194	-52	ATMEL CORPORATION	US	77	-16
195	3062	DEGUSSA GMBH	DE	77	77
196	-64	JSR CORPORATION JSR (株)	JP	77	-21
197	-34	METSO PAPER, INC.	FI	77	-7
198	-30	UNILEVER N.V.	NL	77	-6
199	41	AMGEN INC.	US	75	15
200	36	SHELL OIL COMPANY	US	75	13
201	96	SMS DEMAG AG	DE	75	24
202	-8	THE BOARD OF TRUSTEES OF THE LELAND STANFORD JUNIOR UNIVERSITY	US	74	2
203	-13	ESSILOR INTERNATIONAL (COMPAGNIE GENERALE D'OPTIQUE)	FR	73	-1
204	2	SBC KNOWLEDGE VENTURES, L.P.	US	73	4
205	-9	IBIDEN CO., LTD. イビデン (株)	JP	72	1
206	49	NIPPON SHEET GLASS COMPANY, LIMITED 日本板硝子 (株)	JP	72	15
207	-43	PPG INDUSTRIES OHIO, INC.	US	72	-12
208	-26	DOW CORNING CORPORATION	US	71	-6
209	78	MAX CO., LTD. マックス (株)	JP	71	19
210	260	MTU AERO ENGINES GMBH	DE	71	38
211	-66	NIPPON STEEL CORPORATION 新日本製鐵 (株)	JP	71	-21
212	-71	OTIS ELEVATOR COMPANY	US	71	-23
213	88	ABB TECHNOLOGY AG	CH	70	21
214	171	EISAI R & D MANAGEMENT CO., LTD. エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント (株)	JP	70	31
215	216	JFE STEEL CORPORATION JFE スチール (株)	JP	70	35
216	-23	SUNTORY LIMITED サントリー (株)	JP	70	-2
217	-87	UNIVERSITY OF FLORIDA RESEARCH FOUNDATION, INC.	US	70	-29
218	21	ADVANCED MICRO DEVICES, INC.	US	69	8
219	74	EATON CORPORATION	US	69	18
220	2319	FUJITSU HITACHI PLASMA DISPLAY LTD. 富士通日立プラズマディスプレイ (株)	JP	69	63
221	-44	KOMATSU LTD. (株) 小松製作所	JP	69	-10
222	-11	NEDERLANDSE ORGANISATIE VOOR TOEGEPAST- NATUURWETENSCHAPPELIJK ONDERZOEK TNO	NL	69	1
223	-5	ZEON CORPORATION 日本ゼオン (株)	JP	69	2

224	-70	CARDIAC PACEMAKERS, INC.	US	68	-18
225	-38	LAM RESEARCH CORPORATION	US	68	-7
226	25	MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD. 三菱重工業 (株)	JP	68	10
227	83	FEDERAL-MOGUL CORPORATION	US	67	19
228	-14	KURARAY CO., LTD. (株) クラレ	JP	67	0
229	84	PHILIP MORRIS PRODUCTS S.A.	CH	67	19
230	5	S. C. JOHNSON & SON, INC.	US	67	5
231	-112	SPANSION LLC	US	67	-41
232	-48	TAKEDA PHARMACEUTICAL COMPANY LIMITED 武田薬品工業 (株)	JP	67	-9
233	105	THE FURUKAWA ELECTRIC CO., LTD. 古河電気工業 (株)	JP	67	22
234	50	THE UNIVERSITY OF TOKYO 国立大学法人東京大学	JP	67	14
235	-118	APPLERA CORPORATION	US	66	-43
236	-65	GIESECKE & DEVRIENT GMBH	DE	66	-14
237	113	SANOFI-AVENTIS	FR	66	23
238	-	TAKATA CORP. タカタ (株)	JP	66	66
239	44	THE BOARD OF TRUSTEES OF THE UNIVERSITY OF ILLINOIS	US	66	13
240	17	THE YOKOHAMA RUBBER CO., LTD. 横浜ゴム (株)	JP	66	9
241	-14	KNORR-BREMSE SYSTEME FÜR NUTZFAHRZEUGE GMBH	DE	65	1
242	-73	BEHR GMBH & CO. KG	DE	63	-19
243	294	LABORATORIOS DEL DR. ESTEVE S.A.	ES	63	33
244	55	THE TRUSTEES OF THE UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA	US	63	13
245	100	VERTEX PHARMACEUTICALS INCORPORATED	US	63	19
246	155	ADC TELECOMMUNICATIONS, INC.	US	62	25
247	-89	GENENTECH, INC.	US	62	-23
248	-65	MATTEL, INC.	US	61	-16
249	491	MEADWESTVACO CORPORATION	US	61	39
250	-48	SOCIETE DE TECHNOLOGIE MICHELIN	FR	61	-9
251	2	SUMITOMO METAL INDUSTRIES, LTD. 住友金属工業 (株)	JP	61	3
252	-45	TOYO BOSEKI KABUSHIKI KAISHA 東洋紡績 (株)	JP	61	-8
253	-6	ALSTOM TECHNOLOGY LTD	CH	60	2
254	-35	CARGILL, INCORPORATED	US	60	-6
255	-34	ELI LILLY AND COMPANY	US	60	-6
256	-138	SEIKO EPSON CORPORATION セイコーエプソン (株)	JP	60	-49

257	2774	AGFA GRAPHICS NV	BE	59	59
258	3	CHEVRON U.S.A. INC.	US	59	3
259	107	INTERNATIONAL RECTIFIER CORPORATION	US	59	18
260	414	MAHLE GMBH	DE	59	35
261	-36	NIPPON SHOKUBAI CO., LTD. (株) 日本触媒	JP	59	-6
262	-30	VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT	DE	59	-4
263	398	ELECTROLUX HOME PRODUCTS CORPORATION N.V.	BE	58	34
264	63	SCANIA CV AB (PUBL)	SE	58	12
265	-27	THE REGENTS OF THE UNIVERSITY OF MICHIGAN	US	58	-4
266	87	COMMONWEALTH SCIENTIFIC AND INDUSTRIAL RESEARCH ORGANISATION	AU	57	15
267	177	EXXONMOBIL UPSTREAM RESEARCH COMPANY	US	57	23
268	-96	HAMAMATSU PHOTONICS K.K. 浜松ホトニクス (株)	JP	57	-23
269	242	MEDTRONIC VASCULAR, INC.	US	57	26
270	288	NIKE, INC.	US	57	28
271	-19	NIPPON KAYAKU KABUSHIKI KAISHA 日本化薬 (株)	JP	57	-1
272	45	PRAXAIR TECHNOLOGY, INC.	US	57	10
273	378	THE COCA-COLA COMPANY	US	57	32
274	-51	KYOWA HAKKO KOGYO CO., LTD. 協和醗酵工業 (株)	JP	56	-10
275	-171	RANBAXY LABORATORIES LIMITED	IN	56	-66
276	-75	RIKEN 独立行政法人理化学研究所	JP	56	-14
277	2103	TRANSCUTANEOUS TECHNOLOGIES Inc. トランスキュー・テクノロジーズ (株)	JP	56	49
278	65	UBE INDUSTRIES, LTD. 宇部興産 (株)	JP	56	12
279	-94	ANALOG DEVICES, INC.	US	55	-20
280	28	BOREALIS TECHNOLOGY OY	FI	55	7
281	412	C.R. BARD, INC.	US	55	32
282	-48	CARL ZEISS SMT AG	DE	55	-7
283	-97	HITACHI MEDICAL CORPORATION (株) 日立メディコ	JP	55	-20
284	182	HOYA CORPORATION HOYA (株)	JP	55	22
285	49	OMRON CORPORATION オムロン (株)	JP	55	10
286	172	THE RESEARCH FOUNDATION OF STATE UNIVERSITY OF NEW YORK	US	55	21
287	-2	YANMAR CO., LTD. ヤンマー (株)	JP	55	2
288	77	HARRIS CORPORATION	US	54	13
289	78	SAINT-GOBAIN GLASS FRANCE	FR	54	13

290	17	TETRA LAVAL HOLDINGS & FINANCE S.A.	CH	54	5
291	-110	BAYER HEALTHCARE LLC	US	53	-24
292	33	OSRAM OPTO SEMICONDUCTORS GMBH	DE	53	7
293	-96	ROCHE DIAGNOSTICS GMBH	DE	53	-18
294	266	TOYO SEIKAN KAISHA, LTD. 東洋製罐 (株)	JP	53	24
295	230	CLARIANT INTERNATIONAL LTD	CH	52	22
296	91	GEMPLUS	FR	52	13
297	-30	LINDE AKTIENGESELLSCHAFT	DE	52	-3
298	18	MITSUBI MINING & SMELTING CO., LTD. 三井金属鉱業 (株)	JP	52	5
299	1	WACKER-CHEMIE GMBH	DE	52	2
300	-71	COLGATE-PALMOLIVE COMPANY	US	51	-12
301	-150	DAI NIPPON PRINTING CO., LTD. 大日本印刷 (株)	JP	51	-38
302	-56	KOBAYASHI PHARMACEUTICAL CO., LTD. 小林製薬 (株)	JP	51	-8
303	192	MITSUBISHI GAS CHEMICAL COMPANY, INC. 三菱瓦斯化学 (株)	JP	51	19
304	-138	MOLEX INCORPORATED	US	51	-32
305	236	NATIONAL UNIVERSITY CORPORATION NAGOYA UNIVERSITY 国立大学法人名古屋大学	JP	51	21
306	-	OERLIKON TEXTILE GMBH & CO. KG	DE	51	51
307	210	SCHLUMBERGER CANADA LIMITED	CA	51	20
308	151	UNIVERSITY OF UTAH RESEARCH FOUNDATION	US	51	17
309	131	CONTINENTAL AKTIENGESELLSCHAFT	DE	50	16
310	-37	NSK LTD. 日本精工 (株)	JP	50	-4
311	33	UNI-CHARM CO., LTD. ユニ・チャーム (株)	JP	50	6
312	67	UOP LLC	US	50	10
313	-43	ADVANCED CARDIOVASCULAR SYSTEMS, INC.	US	49	-5
314	38	CASIO COMPUTER CO., LTD. カシオ計算機 (株)	JP	49	7
315	695	MTEKVISION CO., LTD.	KR	49	33
316	429	TOTAL PETROCHEMICALS RESEARCH FELUY	BE	49	27
317	121	UNIVERSITY OF SOUTH FLORIDA	US	49	14
318	264	ALPS ELECTRIC CO. LTD. アルプス電気 (株)	JP	48	21
319	-56	CORNELL RESEARCH FOUNDATION, INC.	US	48	-8
320	521	DEERE & CO.	US	48	29
321	209	FCI	FR	48	18
322	32	FIRST DATA CORPORATION	US	48	6
323	210	ISUZU MOTORS LIMITED いすゞ自動車 (株)	JP	48	18
324	145	KABUSHIKI KAISHA YASKAWA DENKI	JP	48	15

		(株) 安川電機			
325	124	LG INNOTEK CO. LTD.	KR	48	14
326	11	SYMRISE GMBH & CO. KG	DE	48	3
327	173	THE SCRIPPS RESEARCH INSTITUTE	US	48	16
328	33	TOHOKU UNIVERSITY 国立大学法人東北大学	JP	48	6
329	177	BATTELLE MEMORIAL INSTITUTE	US	47	16
330	957	CALSONIC KANSEI CORP. カルソニックカンセイ (株)	JP	47	35
331	-121	EPCOS AG	DE	47	-21
332	115	GUARDIAN INDUSTRIES CORP.	US	47	13
333	55	HUSKY INJECTION MOLDING SYSTEMS LTD.	CA	47	8
334	221	IMPERIAL COLLEGE INNOVATIONS LIMITED	GB	47	18
335	132	ISIS INNOVATION LIMITED	GB	47	14
336	41	KONE CORPORATION	FI	47	7
337	53	MALLINCKRODT INC.	US	47	8
338	60	MAX-PLANCK-GESELLSCHAFT ZUR FÖRDERUNG DER WISSENSCHAFTEN E.V.	DE	47	9
339	-166	NORTHROP GRUMMAN CORPORATION	US	47	-33
340	813	QUALCOMM FLARION TECHNOLOGIES, INC.	US	47	33
341	133	SEOUL NATIONAL UNIVERSITY INDUSTRY FOUNDATION	KR	47	14
342	-	VIRGIN ISLANDS MICROSYSTEMS, INC.	US	47	47
343	2667	ABBOTT CARDIOVASCULAR SYSTEMS INC.	US	46	46
344	-30	ALCON, INC.	CH	46	-1
345	930	AT & T. CORP.	US	46	34
346	-86	BECTON, DICKINSON AND COMPANY	US	46	-10
347	-138	CREE, INC.	US	46	-22
348	51	MEADWESTVACO PACKAGING SYSTEMS LLC	US	46	8
349	-61	NISSAN CHEMICAL INDUSTRIES, LTD. 日産化学工業 (株)	JP	46	-6
350	28	NOK CORPORATION NOK (株)	JP	46	6
351	-	RHODIA RECHERCHES ET TECHNOLOGIES	FR	46	46
352	-62	SHISEIDO COMPANY, LTD. (株) 資生堂	JP	46	-6
353	228	ALBEMARLE CORPORATION	US	45	18
354	199	EMC CORPORATION	US	45	16
355	288	RECKITT BENCKISER (UK) LIMITED	GB	45	20
356	-38	SEKISUI CHEMICAL CO., LTD. 積水化学工業 (株)	JP	45	-2
357	261	ST. JUDE MEDICAL AB	SE	45	19
358	364	TOSHIBA ELEVATOR KABUSHIKI KAISHA 東芝エレベータ (株)	JP	45	22
359	48	UNIVERSITY OF PITTSBURGH OF THE COMMONWEALTH SYSTEM OF HIGHER EDUCATION	US	45	8

360	-238	AGILENT TECHNOLOGIES, INC.	US	44	-60
361	-84	CALIFORNIA INSTITUTE OF TECHNOLOGY	US	44	-9
362	50	DUKE UNIVERSITY	US	44	8
363	-133	JOHNSON CONTROLS TECHNOLOGY COMPANY	US	44	-19
364	27	MAYO FOUNDATION FOR MEDICAL EDUCATION AND RESEARCH	US	44	5
365	-32	MILLIKEN & COMPANY	US	44	-1
366	450	POSCO	KR	44	24
367	67	QINETIQ LIMITED	GB	44	9
368	84	SAP AKTIENGESELLSCHAFT	DE	44	10
369	-143	SAURER GMBH & CO. KG	DE	44	-21
370	-125	THE GILLETTE COMPANY	US	44	-16
371	90	VALEO EQUIPEMENTS ELECTRIQUES MOTEUR	FR	44	10
372	208	AISIN AW CO., LTD. アイシン・エイ・ダブリュ (株)	JP	43	16
373	-71	AKZO NOBEL N.V.	NL	43	-6
374	281	AMOREPACIFIC CORP.	KR	43	19
375	2742	BAYER SCHERING PHARMA AKTIENGESELLSCHAFT	DE	43	43
376	-114	COOK INCORPORATED	US	43	-13
377	52	EVEREADY BATTERY COMPANY, INC.	US	43	8
378	-2	FCI AMERICAS TECHNOLOGY, INC.	US	43	3
379	257	HITACHI METALS, LTD. 日立金属 (株)	JP	43	18
380	1093	OMRON HEALTHCARE CO. LTD. オムロンヘルスケア (株)	JP	43	32
381	148	ENTEGRIS, INC.	US	42	12
382	384	MARS, INCORPORATED	US	42	21
383	77	UNIVERSITY OF VIRGINIA PATENT FOUNDATION	US	42	8
384	119	VALTION TEKNIILLINEN TUTKIMUSKESKUS	FI	42	10
385	198	COLOPLAST A/S	DK	41	14
386	164	DAEWOO ELECTRONICS CORP.	KR	41	12
387	8	GEORGIA TECH RESEARCH CORPORATION	US	41	3
388	-47	HITACHI KOKUSAI ELECTRIC INC. (株)日立国際電気	JP	41	-3
389	25	LINTEC CORPORATION リンテック (株)	JP	41	5
390	-	MITSUMI ELECTRIC CO., LTD. ミツミ電機 (株)	JP	41	41
391	1073	NELCOR PURITAN BENNETT INC.	US	41	30
392	-177	NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION 日本電信電話 (株)	JP	41	-26
393	1245	REHAU AG + CO.	DE	41	31
394	425	SIDEL PARTICIPATIONS	FR	41	21
395	625	SIKA TECHNOLOGY AG	CH	41	25

396	-57	ULVAC, INC. (株) アルバック	JP	41	-4
397	107	A. RAYMOND & CIE	FR	40	9
398	-127	ALZA CORPORATION	US	40	-14
399	-15	CORNING CABLE SYSTEMS LLC	US	40	1
400	204	EIDGENOSSISCHE TECHNISCHE HOCHSCHULE ZÜRICH	CH	40	14
401	109	ENDRESS+HAUSER FLOWTEC AG	CH	40	9
402	-123	JTEKT CORPORATION (株) ジェイテクト	JP	40	-13
403	133	KOREA INSTITUTE OF SCIENCE AND TECHNOLOGY	KR	40	10
404	-62	MONSANTO TECHNOLOGY LLC	US	40	-4
405	-125	SEB S.A.	FR	40	-13
406	-	SIEMENS VDO AUTOMOTIVE	US	40	40
407	172	TYCO HEALTHCARE GROUP LP	US	40	12
408	-37	AKTIEBOLAGET SKF	SE	39	-1
409	-26	COMPUTER ASSOCIATES THINK, INC.	US	39	0
410	-	MARVELL WORLD TRADE LTD.	BB	39	39
411	-	POSDATA CO., LTD.	KR	39	39
412	-116	SANDVIK INTELLECTUAL PROPERTY AB	SE	39	-12
413	-121	THK CO., LTD. THK (株)	JP	39	-13
414	-63	UNIVERSITY OF ROCHESTER	US	39	-4
415	66	UTSTARCOM, INC.	US	39	6
416	-320	ALCATEL	FR	38	-94
417	-142	ASTELLAS PHARMA INC. アステラス製薬 (株)	JP	38	-15
418	-8	BROSE FAHRZEUGTEILE GMBH & CO. KG, COBURG	DE	38	2
419	129	CHEIL INDUSTRIES INC.	KR	38	9
420	-45	ETHICON, INC.	US	38	-2
421	627	FAIRCHILD SEMICONDUCTOR CORP.	US	38	23
422	-107	GRÜENTHAL GMBH	DE	38	-9
423	147	NEUROSEARCH A/S	DK	38	10
424	-180	NOVOZYMES A/S	DK	38	-22
425	47	RECKITT BENCKISER N.V.	NL	38	5
426	-90	SIEMENS MEDICAL SOLUTIONS USA, INC.	US	38	-7
427	139	COGNIS IP MANAGEMENT GMBH	DE	37	9
428	18	GENERAL INSTRUMENT CORPORATION	US	37	3
429	276	ISIS PHARMACEUTICALS, INC.	US	37	14
430	238	ITT MANUFACTURING ENTERPRISES, INC.	US	37	13
431	307	LANXESS DEUTSCHLAND GMBH	DE	37	15
432	-164	NATIONAL INSTITUTE FOR MATERIALS SCIENCE 独立行政法人物質・材料研究機構	JP	37	-18
433	-75	NATIONAL RESEARCH COUNCIL OF CANADA	CA	37	-5

434	-203	RENESAS TECHNOLOGY CORP. (株) ルネサステクノロジ	JP	37	-26
435	80	RESMED LIMITED	AU	37	6
436	306	SANDEN CORPORATION サンデン (株)	JP	37	15
437	-74	YEDA RESEARCH AND DEVELOPMENT CO. LTD.	IL	37	-5
438	543	AKZO NOBEL COATINGS INTERNATIONAL B.V.	NL	36	20
439	-118	AXALTO SA	FR	36	-10
440	187	BECKMAN COULTER, INC.	US	36	11
441	-200	BLACK & DECKER INC.	US	36	-24
442	82	CARL FREUDENBERG KG	DE	36	6
443	216	CHEMIMAGE CORPORATION	US	36	12
444	1521	HONG KONG APPLIED SCIENCE AND TECHNOLOGY RESEARCH INSTITUTE CO., LTD.	CN	36	28
445	-	IHI CORPORATION (株) IHI	JP	36	36
446	-380	INFINEON TECHNOLOGIES AG	DE	36	-136
447	-123	JAPAN TOBACCO INC. 日本たばこ産業 (株)	JP	36	-10
448	-116	LEXMARK INTERNATIONAL, INC.	US	36	-9
449	-57	MICHIGAN STATE UNIVERSITY	US	36	-3
450	-57	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION 三菱マテリアル (株)	JP	36	-3
451	-214	SOLVAY (SOCIETE ANONYME)	BE	36	-26
452	-161	THE BOC GROUP PLC	GB	36	-16
453	25	THE UNIVERSITY OF NORTH CAROLINA AT CHAPEL HILL	US	36	3
454	123	TOKYO INSTITUTE OF TECHNOLOGY 国立大学法人東京工業大学	JP	36	8
455	50	ADVANCED TECHNOLOGY MATERIALS, INC.	US	35	4
456	295	ALCOA INC.	US	35	14
457	-233	AVERY DENNISON CORPORATION	US	35	-30
458	-56	BEIERSDORF AG	DE	35	-2
459	534	EDWARDS LIFESCIENCES CORP.	US	35	19
460	-56	GORE ENTERPRISE HOLDINGS, INC.	US	35	-2
461	-239	IGT	US	35	-31
462	72	JOHNSON MATTHEY PUBLIC LIMITED COMPANY	GB	35	5
463	348	NDS LIMITED	GB	35	15
464	1011	PHONAK AG	CH	35	24
465	109	ROSEMOUNT, INC.	US	35	7
466	110	SUMITOMO BAKELITE CO., LTD. 住友ベークライト (株)	JP	35	7
467	557	TELCORDIA TECHNOLOGIES, INC.	US	35	19
468	507	VALEO SCHALTER UND SENSOREN GMBH	DE	35	18
469	93	YAMAHA CORPORATION ヤマハ (株)	JP	35	6

470	360	ABB AB	SE	34	15
471	2642	BASF CATALYSTS LLC	US	34	34
472	260	FAURECIA INTERIEUR INDUSTRIE	FR	34	12
473	191	HUF HÜLSBECK & FÜRST GMBH & CO. KG	DE	34	10
474	-6	JOHNSON CONTROLS GMBH	DE	34	1
475	-186	PFIZER LIMITED	GB	34	-18
476	300	SEW-EURODRIVE GMBH & CO. KG	DE	34	13
477	344	STMICROELECTRONICS S.R.L.	IT	34	14
478	-2	SUN MICROSYSTEMS, INC.	US	34	1
479	303	THE TIMKEN COMPANY	US	34	13
480	-80	TOYO TIRE & RUBBER CO., LTD. 東洋ゴム工業（株）	JP	34	-4
481	171	WILSON-COOK MEDICAL, INC.	US	34	9
482	-57	YISSUM RESEARCH DEVELOPMENT COMPANY OF THE HEBREW UNIVERSITY OF JERUSALEM	IL	34	-2
483	-209	AISIN SEIKI KABUSHIKI KAISHA アイシン精機（株）	JP	33	-20
484	115	BAXTER INTERNATIONAL INC.	US	33	7
485	-236	CADBURY ADAMS USA LLC	US	33	-25
486	628	CCS TECHNOLOGY, INC.	US	33	19
487	2808	EVONIK RÖHM GMBH	DE	33	33
488	246	HILL'S PET NUTRITION, INC.	US	33	11
489	-298	NHN CORPORATION	KR	33	-40
490	26	ROHDE & SCHWARZ GMBH & CO. KG	DE	33	2
491	377	SIEMENS ENERGY & AUTOMATION, INC.	US	33	14
492	52	THE OHIO STATE UNIVERSITY RESEARCH FOUNDATION	US	33	3
493	68	TYCO ELECTRONICS CORPORATION	US	33	4
494	258	ARES TRADING S.A.	CH	32	11
495	231	ARKEMA INC.	US	32	10
496	-114	CABOT CORPORATION	US	32	-7
497	133	CENTRAL GLASS COMPANY, LIMITED セントラル硝子（株）	JP	32	7
498	297	CYPRESS SEMICONDUCTOR CORP.	US	32	12
499	102	DANFOSS A/S	DK	32	6
500	-114	FINA TECHNOLOGY, INC.	US	32	-7